

平成25年第1回与論町議会定例会会議録

目 次

| | | |
|---|-------|-----|
| 会期日程 | | (4) |
| 第1日（3月6日） | | |
| 開 会 | | 6 |
| 開 議 | | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | | 6 |
| 会期の決定 | | 6 |
| 諸般の報告 | | 6 |
| 町長の施政方針説明 | | 6 |
| 議案第 3号 与論町一般廃棄物処理施設の技術管理者資格を定める条例 | | 20 |
| 議案第 4号 与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 | | 21 |
| 議案第 5号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例 | | 22 |
| 議案第 6号 茶花地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | | 24 |
| 議案第 7号 与論町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | | 25 |
| 議案第 8号 与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例 | | 26 |
| 議案第 9号 与論町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例 | | 29 |
| 議案第10号 与論町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 | | 31 |
| 議案第11号 与論町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例 | | 32 |
| 議案第12号 与論町町道の道路構造の技術的基準を定める条例 | | 33 |
| 議案第13号 与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | | 37 |
| 議案第14号 平成24年度与論町一般会計補正予算（第9号） | | 39 |
| 議案第15号 平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） | | 46 |
| 議案第16号 平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） | | 47 |

| | | |
|--------------------|---|----|
| 議案第 17 号 | 平成 25 年度与論町一般会計予算 | 52 |
| 議案第 18 号 | 平成 25 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算 | 57 |
| 議案第 19 号 | 平成 25 年度与論町国民健康保険特別会計予算 | 57 |
| 議案第 20 号 | 平成 25 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算 | 58 |
| 議案第 21 号 | 平成 25 年度与論町と畜場特別会計予算 | 59 |
| 議案第 22 号 | 平成 25 年度与論町介護保険特別会計予算 | 59 |
| 議案第 23 号 | 平成 25 年度与論町水道事業会計予算 | 60 |
| 特別委員会設置及び委員の選任について | | 61 |
| 議案第 24 号 | 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減 少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変 更について | 62 |
| 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県市町村総合事 務組合規約の変更について） | 63 |
| 認定第 1 号 | 町道路線の認定について | 64 |
| 認定第 2 号 | 平成 23 年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定について | 65 |
| 散会 | | 66 |

第 2 日（3月 14 日）

| | | |
|-------|--|-----|
| 一般質問 | | 70 |
| 林 隆寿君 | | 70 |
| 町 俊策君 | | 84 |
| 喜山康三君 | | 92 |
| 麓 才良君 | | 108 |
| 供利泰伸君 | | 116 |
| 高田豊繁君 | | 123 |
| 林 敏治君 | | 132 |
| 散会 | | 138 |

第 3 日（3月 15 日）

| | | |
|----------|-----------------------------|-----|
| 議案第 25 号 | 与論町公民館・茶花地区公民館の指定管理者の指定について | 143 |
| 議案第 17 号 | 平成 25 年度与論町一般会計予算 | 144 |
| 議案第 18 号 | 平成 25 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算 | 144 |
| 議案第 19 号 | 平成 25 年度与論町国民健康保険特別会計予算 | 144 |
| 議案第 20 号 | 平成 25 年度与論町農業集落排水事業特別会計予算 | 144 |

| | |
|---|-----|
| 議案第 21 号 平成 25 年度与論町と畜場特別会計予算 | 144 |
| 議案第 22 号 平成 25 年度与論町介護保険特別会計予算 | 144 |
| 議案第 23 号 平成 25 年度与論町水道事業会計予算 | 144 |
| 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長） | 147 |
| 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長） | 150 |
| 発議第 1 号 交通事故防止に関する決議（麓才良議員ほか 3 人提出） | 156 |
| 発議第 2 号 犯罪の未然防止活動の推進に関する決議 (麓才良議員ほか 3 人提出) | 157 |
| 発議第 3 号 与論中学校特別支援学級の卒業生が与論高校において教育を受けることができるようすることを求める意見書の提出について (麓才良議員ほか 3 人提出) | 158 |
| 発議第 4 号 臨時職員の雇用管理等の改善を求める意見書の提出について (麓才良議員ほか 3 人提出) | 159 |
| 議員派遣の件 | 161 |
| 閉会中の継続審査・調査について | 162 |
| 閉 会 | 162 |

平成25年第1回与論町議会定例会会期日程

| 月 | 日 | 曜日 | 日 程 |
|---|----|----|-----------------------------|
| 3 | 6 | 水 | 本会議(開会、施政方針、議案審議)、予算審査特別委員会 |
| | 7 | 木 | 予算審査特別委員会 |
| | 8 | 金 | 予算審査特別委員会 |
| | 9 | 土 | |
| | 10 | 日 | |
| | 11 | 月 | 委員会 |
| | 12 | 火 | 休会日 |
| | 13 | 水 | 予備日(議事整理日) |
| | 14 | 木 | 本会議(一般質問) |
| | 15 | 金 | 本会議(閉会) |

平成 25 年第 1 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 25 年 3 月 6 日

平成25年第1回与論町議会定例会会議録
平成25年3月6日（水曜日）午前9時18分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 町長の施政方針説明
- 第5 議案第 3号 与論町一般廃棄物処理施設の技術管理者資格を定める条例
- 第6 議案第 4号 与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第 5号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第 6号 茶花地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第 7号 与論町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 8号 与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 9号 与論町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 第12 議案第10号 与論町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 第13 議案第11号 与論町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例
- 第14 議案第12号 与論町町道の道路構造の技術的基準を定める条例
- 第15 議案第13号 与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第14号 平成24年度与論町一般会計補正予算（第9号）
- 第17 議案第15号 平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第16号 平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 第19 議案第17号 平成25年度与論町一般会計予算

- 第20 議案第18号 平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 第21 議案第19号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 第22 議案第20号 平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計予算
- 第23 議案第21号 平成25年度与論町と畜場特別会計予算
- 第24 議案第22号 平成25年度与論町介護保険特別会計予算
- 第25 議案第23号 平成25年度与論町水道事業会計予算
- 第26 特別委員会設置及び委員の選任について
- 第27 議案第24号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について
- 第28 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について）
- 第29 認定第1号 町道路線の認定について
- 第30 認定第2号 平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定について

2 出席議員（10人）

| | |
|------------|------------|
| 1番 林 敏治君 | 2番 高田 豊繁君 |
| 3番 町俊策君 | 4番 林 隆寿君 |
| 5番 喜山 康三君 | 6番 供利 泰伸君 |
| 7番 野口 靖夫君 | 8番 麓 才良君 |
| 9番 福地 元一郎君 | 10番 大田 英勝君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

| | |
|--------------------|--------------|
| 町長 南政吾君 | 副町長 川上政雄君 |
| 教育長 田中國重君 | 総務企画課長 元井勝彦君 |
| 会計管理者兼会計課長 佐多悦郎君 | 税務課長 野田俊成君 |
| 税務対策監兼収納対策室長 池上成孝君 | 町民福祉課長 沖野一雄君 |
| 環境課長 福地範正君 | 産業振興課長 鬼塚寿文君 |
| 商工観光課長 久留満博君 | 建設課長 山下哲博君 |
| 教委事務局長 竹沢敏明君 | 水道課長 池田直也君 |
| 与論こども園長 岩山秀子君 | 茶花こども園長 林健君 |

那間こども園長 高 田 りえ子 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川 畑 義 谷 君 係 長 朝 岡 芳 正 君

開会 午前9時18分

-----○-----

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成25年第1回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番町俊策君、6番供利泰伸君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定の件

○議長（大田英勝君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月15日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（大田英勝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付しておりますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（川畠義谷君） 諸般の報告をいたします。

町長から辺地総合整備計画の変更に係る専決処分について、教育長から教育委員会活動の点検・評価報告書について、監査委員から平成24年2月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書について一部の写し）を配布してありますので、お目通しください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。

以上で報告を終わります。

○議長（大田英勝君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長の施政方針説明

○議長（大田英勝君）　日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

町長。

○町長（南　政吾君）　おはようございます。よろしくお願ひいたします。

本日ここに、平成25年第1回与論町議会定例会の開催に当たり、町政運営についての所信を明らかにするとともに、平成25年度の予算概要及び主要施策を御説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

【1 町政運営の基本的な考え方】

町政施行50周年、奄美群島日本復帰60周年等、記念すべき節目を迎える已年の2013年、世界は中国、韓国において新しい政権が誕生したことや米国で2期目のオバマ政権がスタートしたことから平和で安定した時代の到来が期待されておりました。

しかしながら「依然として一触即発の緊張感が漂う尖閣問題」、「竹島を巡る日本と韓国の不協和音」、「アルジェリアにおける日本人人質殺害事件」、「北朝鮮の3回目の核実験」等々、時代の転換期を思わせる混沌とした状況は一向に改善の見通しが立っておりません。

一方、国内においては昨年暮れの総選挙の結果を受け成立した、第2次安倍内閣が打ち出したデフレ脱却と円高是正を目指した大胆な政策であるアベノミクス効果により円安や株高が進行し日本経済はようやく明るい兆しが見えてきております。

一方、本町においては、昨年から経験したことのない台風15号、16号、17号の甚大な被害を受けました。しかしながら全国からの暖かい御支援や国・県の各種支援事業等の迅速な実施により、これらの難局を乗り越え、次への新しい一步を力強く踏み出すことができました。

国内外共に厳しい時代状況を呈しておりますが、平成22年度に策定した第5次与論町総合振興計画の「共に創ろう　未来への架け橋～元気・チャレンジ・感動～」を基本理念に、町民の発意と創意工夫により、産業を基本とした活力のあるまちづくりや町民が島の可能性を強く信じながら、元気で新たな未来に向け果敢にチャレンジし、感動と希望を共有できるまちづくりを進めることにより、「南の島の豊かな心と自然が創る活力と希望のあるまち」の実現に向け鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

【2 予算編成の大綱及び歳入歳出予算の概要】

はじめに、平成25年度の予算編成の大綱について申し上げます。

1. 国の予算について

政権交代による安倍内閣の誕生に伴い、国は平成25年1月24日に「平成2

5年度予算編成の基本方針」を閣議決定しました。前政権時代の要求内容を徹底して精査しつつ、日本経済再生にむけて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を「三本の矢」として一体として実行していくことにしており、先般成立した緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして、いわゆる「15ヶ月予算」を編成することとしており

- (1) 復興・防災対策
- (2) 成長による富の創出
- (3) 暮らしの安心・地域活性化

等の取り組みに重点的に配分することとしております。

なお、歳出分野における主な重点事項としては、行財政改革を国を取り組みに歩調を合わせ、給与関係経費などをはじめとする地方財政計画の歳出の見直しや抑制を図りながら、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するとともに、限られた人的・物的資源を有効に活用し、行政機能や施策効果を最大限向上させる真に国民のためになる行財政改革に取り組むこととしております。

2. 県の予算について

県の予算編成については、高齢化の急速な進行、医療費の増高傾向及び公債費の高水準での推移などが見込まれること、また、地方交付税制度の安定的な運営が不透明であること等を踏まえ、平成25年度当初予算の見通しは極めて厳しい状況となっています。こうした中で「力みなぎる・かごしま～21世紀・新たな未来の創造」の実現に向けた各種施策の推進、歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しや新たな歳入確保策の検討を行うとしており

- (1) 人件費・扶助費・公債費 所要見込額
- (2) 公共事業費 平成24年度当初予算同額
- (3) 県単公共事業 平成24年度当初予算同額
- (4) 一般政策費 平成24年度当初同額
- (5) 「力みなぎる・かごしま」プロジェクト枠事業
新規事業 所要見込額
継続事業 上限枠の範囲内

- (6) 新規事業1件につき事業1件の廃止（一般財源範囲内）

等々の基本方針に基づき編成することとしております。

3. 本町の予算について

以上、国・県の予算の動向を踏まえ、本町の平成25年度当初予算編成について申し上げます。

元来自主財源が乏しいうえに、昨年度の災害対応に多額の財政調整基金を充当したこともあり、厳しい財政状況下にあることから、事務事業や町単独補助事業の見直し、人件費や物件費等の削減など歳出経費の節減に努めるとともに、第5次総合振興計画が策定から3年目を迎えるに本格的な取り組みを進めていく必要もあり、策定の段階で検討された提言等を十分に考慮しながら、各種事業の着実な推進を図るべくめりはりのある効率的な施策の展開を基本とした予算編成を行ったところであります。

なお、国民健康保険特別会計への一般会計からの赤字補てんは、平成23年度においては2571万円でしたが、平成19年度から21年度までは、5000万円を超えております。今後とも、医療費の増高は、予断を許さない状況に変わりはなく、近年中に一般会計からの補てんで対応できる許容範囲を超えることも想定されることから、関係者による独立採算にむけた早急な対策等を検討していく必要があるものと考えております。

また、本町の町税の徴収率は、依然として厳しい現状にあることから、納税の公平性と徴収に対する町民の信頼を確保するため、滞納整理方針を毎年策定するとともに進捗管理を推進し、更なる徴収対策を図っていきたいと考えております。

今後、学校関係諸施設・焼却施設・消防救急無線のデジタル化・役場庁舎等々、先送りできない多額の財源を要する各種基盤の整備が必要であることから、長期計画に沿った計画的財政運営が必要となっております。

次に、平成25年度歳入歳出予算の概要について申し上げます。

1. 歳入予算について

歳入予算につきましては、町税が3億84万2000円と前年度より933万円の増額、地方交付税が19億3900万円と前年度より7000万円の増額で計上しております。国庫補助金におきましては、城町営住宅建設に伴う社会资本整備総合交付金の増額もあり前年度より5868万7000円の増額、また、県補助金におきましては、農林水産業費県補助金が前年度より6607万4000円の増額となっております。町債の総額は5億8120万円となり、うち辺地債が1億5370万円、過疎債が1110万円、公営住宅債が5570万円、一般廃棄物処理事業債が1億9880万円、県貸付金が3200万円などとなっております。なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきまして、財政調整基金から1億1647万6000円を繰入れして対応することとしております。

2. 歳出予算について

歳出の主なものとしまして、衛生費で最終処分処理場整備事業費2億7570万6000円、耕地費で農道等整備事業費及び県営土地改良事業負担金を合わせ

て6607万5000円、商工費でコテージ村及び寺崎公衆トイレ整備事業費3700万円、土木費で町道改良事業費1億3800万円、城団地整備事業費1億600万円、教育費で中央公民館施設指定管理委託料1213万5000円、体育施設指定管理委託料3970万円等を計上しております。

また、特別会計予算規模は、15億9042万2000円、水道事業会計は、1億6283万5000円となっております。

【3 町政の推進体制】

町政の推進体制に関する主な事項として次のことに取り組んでまいります。

1. 行政改革について

- (1) 体育関係施設については24年度から指定管理者制度を導入しておりますが、引き続き中央公民館につきましても指定管理者制度を導入してまいります。
- (2) 従来から要望のありました臨時職員の異動については、引き続き環境づくりを行い、職員のモチベーション及び住民サービスの向上に努めてまいります。
- (3) 与論町公式ホームページの充実をはかり情報の発信を行ってまいります。

2. 財政改革について

- (1) 予算編成の大綱で申し上げましたとおり、歳入の的確な把握に努めるとともに事務事業の精査を行い、人件費・物件費の削減を引き続き行うとともに、税収確保のため収納対策室を中心とした徴収率向上に更なる努力を重ねてまいります。

3. 住民参加の体制強化について

週報やホームページ等の情報公開による意見収集や意見反映に努めるとともに、各種委員会や懇談会等で幅広く町民の御意見を拝聴してまいります。

【4 主要施策】

第1 「第5次総合振興計画」重点プロジェクトについて

「南の島の豊かな心と自然が創る活力と希望のあるまち」を実現するための重点プロジェクトとして

1. 健康増進プロジェクト
2. 子宝プロジェクト
3. 人づくりプロジェクト
4. 農水産業プロジェクト
5. 環境プロジェクト
6. 観光プロジェクト

等のプロジェクトを推進してまいります。

第2 「保健・福祉・医療」について

1. 保健衛生について

(1) 健康づくりの推進

- ①町民の健康づくりに関する長期ビジョン「健康よろん21」に基づき、これまで実施してきた実績を踏まえた健康づくり事業・施策の継続実施
- ②各種がん検診・結核検診の実施及び受診率向上による、がん及び結核の早期発見と予防対策
- ③百寿のまちづくり50人委員会及び各種団体との連携による「健康福祉まつり」を開催し、町民の健康と福祉の向上に向けた啓発活動の展開
- ④「8020運動」の推進による乳幼児から高齢者までの歯科保健対策事業の継続実施

(2) 母子保健の推進

- ①島外における妊婦健診・出産費用に対する公費助成制度の継続実施
- ②妊婦健診に対する公費助成の継続実施
- ③母親学級の開催、乳幼児健診及び健診後の各種相談や教室の継続実施
- ④地域ICT利活用事業により、導入したモバイル胎児心拍伝送システム（子宝プラス）の活用
- ⑤本年度以降県からの権限委譲に伴う、医療支援を必要とする未熟児に対する養育医療の給付

(3) 感染症対策の充実

- ①インフルエンザ・定期予防接種費用に係る町費助成の継続実施
- ②高齢者を対象にした肺炎球菌予防ワクチン接種費用に係る町費助成の継続実施
- ③子宮頸がん予防ワクチン、インフルエンザ菌b型（ヒブ）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種費用に係る町費助成の継続実施

(4) 火葬場に係る業務管理及び運営の円滑化

- ①管理・運営に係る委託業務体制の安定的・継続的な充実

2. 医療・介護・福祉について

(1) 国民健康保険事業及び後期高齢者（長寿）医療制度の推進

- ①医療費及び保険給付費の適正化を図るため、ストレッチ教室等の健康づくり活動、精神障害者の社会復帰に向けた訪問指導、心の健康づくりなどに力点を置いた保健事業の継続実施
- ②40歳以上の加入者を対象にした特定健康診査（糖尿病等の生活習慣病に

関する健康診査) 及び特定保健指導(健診結果に基づく保健指導)の充実

③平成19年度に策定した「特定健康診査等実施計画」に係る内容の見直し
と新計画の策定

④県後期高齢者医療広域連合と連携した後期高齢者医療(長寿)医療制度の
円滑な運営及び事業推進

(2) 高齢者福祉の増進

①B&Gプールの温水化による高齢者等の健康増進

②老人クラブ等の運営活動の継続支援

③敬老者に係る施策事業の継続支援

④独居老人及び災害時要援護者等に対する支援の充実

⑤介護給付費の適正化及び介護保険事業の健全運営

⑥地域包括支援センター及び介護予防拠点センターにおける高齢者等支援活
動の強化(総合相談や介護予防事業、権利擁護事業等への取り組みなど)

⑦第5期介護保険事業計画に基づく地域包括ケアの推進など、介護保険事業
・施策の充実

(3) 障害者福祉の推進

①第3期町障害者福祉計画(平成24年度～26年度)に掲げるノーマライ
ゼーション(障害者や高齢者などと健常者を区別することなく、誰もが
「普通に暮らせる社会」を目指す考え方)の具現化に向けた施策・事業の
継続推進

②本年4月から施行する「障害者総合支援法」への移行に伴う情報収集・対
応及び体制づくりの構築

(4) 児童福祉の充実

①就学前の子供たちを対象に、幼児教育及び保育を一体的に行う「認定こど
も園」の継続実施

②町次世代育成支援行動計画(平成22年度～26年度)に基づく施策事業
の継続実施

③町子供・子育て支援事業計画の策定(平成26年度予定)に向けたニーズ
等の調査の実施

④「町子育て支援金条例」に基づく、少子化対策及び出産奨励のための施策
事業の継続実施

⑤児童手当法による児童手当の支給(6月、10月、2月)

第3「教育文化」について

【1】教育文化

教育行政については、本県教育行政の基本目標である「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」及び本町の基本理念である「共に創ろう 未来への架け橋」を進めるため、「誠の島」と謳われてきたこの島の良い伝統と、「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠」と称えられる美しい風土の中で、生涯学習の観点に立ち、進んで意見を述べ、事をねばり強く遂行するなどの「誠」の心を持つ積極性と主体性、創造性や国際性を備え、人間性豊かでたくましく生きる誠実な町民の育成に努め、後世に誇れる「教育観光の島」の実現を目指して、学校教育・家庭教育・社会教育の各部門で、それぞれ次のような教育行政を進めてまいります。

1 学校教育に関しては、

本町においては、鹿児島県下各地に先駆けて平成22年度から3こども園がすべてスタートし、0歳児から就学前までの一貫した幼児教育が可能となり、文字どおり本町が目指してきた0歳児から18歳までの、「幼小中高一貫教育」の更なる充実が、期待できるようになりました。そこで、

- (1) まず、こども園においては、各年齢の発達状態に応じて、かけっこや読み・書き・算の手ほどきに加えて、4～5歳児に対する古典等の暗唱指導により本好きな子に育て、小学校入学までに、どの子も絵本がすらすら読めるようにする。
- (2) 小学校においては、各教科の基礎的基本的事項を確実に身につけさせて進級・卒業させる。

特に、NTTとともに進める、ICT（情報通信技術）を活用した授業を一層充実させる。

- (3) 中学校においては、中学生としての基礎・基本の定着に加え、小学校時代から育ててきた将来の夢を更に練り上げ、明確な目的意識をもたせる進路指導の充実を図る。
- (4) 高校においては、一人ひとりの夢実現に向けて、確かな進路保障の指導をしていただき、それぞれの夢実現に向けて大きく羽ばたかせる。

2 家庭教育に関しては、

- (1) 「教育の原点は家庭にある」ことを認識させ、幼小中高一貫教育実現のため、各期における発達課題の理解とその定着に努めさせる。
- (2) 「学年×20分間」（小1～3年生も60分間）の宅習（復習・予習・読書）の習慣化を一層促進する。
- (3) PTA・家庭教育学級・教育県民週間等への、保護者や地域住民の積極的参加促進を図る。
- (4) 毎月23日の「子ども読書の日」の趣旨を踏まえた親子読書や、読み聞か

せ・自由読書等を推進する。

- (5) 毎月18日を中心に、各家庭や地域社会の日常会話における「方言使用」を推進する。

3 社会教育に関しては、

- (1) 島はである「誠」の具現化として、小中高一般による「場に応じたあいさつ運動」を一層充実させる。
- (2) 各自治公民館の「農地・水・環境保全対策事業」と連動させ、町民一斉清掃の徹底と、子ども会・女性団体・老人クラブを中心に「花いっぱい運動」を充実させる。
- (3) ヨロン島スポーツクラブに委託した体育施設の有効活用を見守るとともに、他の社会体育施設・設備の更なる整備・充実を図り、社会体育の一層の充実を促進する。
- (4) 与論で育ったすべての児童生徒に対し、家庭・学校・地域社会の連携により、中学校卒業までに2,000mを完泳できる泳力と、「民謡・エイサー・三味線・指笛・太鼓・手踊り」のいずれか三つ以上の特技を身に付けさせる。

第4 「産業の振興」について

【1】農業生活基盤の整備

豊かで住みよい農村づくりを推進するため平成25年度も引き続き町民の御理解と御協力を得ながら効率的な農業生産を確保するため、次の農業農村整備事業を推進してまいります。

- (1) 畑地帯総合整備事業（担い手育成型）事業
岸元地区の整備
- (2) 畑地帯総合整備事業（担い手支援型）事業
麦屋地区と第二真正地区の整備
- (3) 水質保全対策（耕土流出防止型）事業
古里地区の整備
- (4) 経営体育成基盤整備事業
与論南部地区の整備
- (5) 農地・水・環境保全対策事業の継続実施

【2】農業の振興

日本の農業を取り巻く環境は原油高による生産資材や輸送費の高騰、農畜産物の輸入攻勢、産地間競争の激化、農業従事者の高齢化に伴う担い手農家の減少及び消費者の食の安全安心への関心の高まりなどや、国のTPP交渉等の国際化の動きなどますます厳しい環境になってきております。

このような中にあって本町の農業振興については、昨年の台風災害からの施設復旧を県単の支援事業等を活用し、最優先に行いながら、さとうきび、畜産・輸送野菜、花き・果樹を重点品目とする複合経営の一層の推進を図ってまいります。

(1) さとうきびの振興について

- ①面積確保対策として、年度毎の推進目標面積を策定し、関係機関一体となった推進
- ②生産向上対策として、土づくりのための堆肥の一部助成と併せて国のさとうきび増産基金事業を活用した単収向上対策の推進

(2) 園芸の振興について

- ①輸送野菜の生産拡大・品質向上のための種子代、トンネル施設及びパイプハウス等の資材代の一部助成
- ②生産技術及び生産体系確立のための各種講習会・研修会の実施

(3) 畜産の振興について

畜産については、消費者の購買意欲の低下や外国産肉の輸入による価格低迷が続いていましたが、最近持ち直し傾向にあり、引き続き次のこと取り組んでまいります。

- ①優良繁殖牛の保留及び導入・優良種牛の精液確保
- ②飼料作物種子導入による低コスト飼料の確保
- ③敷料供給による畜舎環境の改善及び防疫対策の徹底

(4) 環境保全型農業の推進として

- ①堆肥センターの良質堆肥を活用した環境保全型農業の推進
- ②有機認証農家やエコファーマーの育成

(5) 耕地防風林の造成推進として

防風林用苗木代の一部助成

【3】水産業の振興

水産業については、原油高による燃料費の高騰や漁価の低迷等、依然と厳しい状況にありますが、今年度も引き続き離島漁業再生支援交付金を活用した諸事業を実施し、漁家の経営安定を図ってまいります。

【4】治山事業の推進

南海岸防災基本計画策定後のマンマ・ハキビナ地区における海岸防災林造成事業などの防災減災事業の事業化の推進

【5】商工観光業の振興

本町の商工観光業を取り巻く環境は、経済の長期低迷並びに未曾有の震災等により、依然として大変厳しい状況にあります。本町としても、昨年の度重なる大

型台風の襲来により観光施設にも甚大な被害を受け、その直接的な被害もさることながら観光面の風評被害も気になるところで、復興に向け積極的な取り組みが求められております。また、従来の大量移送システムの見直しが随時施行されている中で、日本航空系列の J A C 並びに R A C との連携強化を図りながら、ローコストキャリア（L C C）の情報を収集し、沖縄エリアを基点とした航空便や船便利用による誘客システム造成のため努力してまいります。

このような現状を踏まえ、次のことを重点施策として商工観光業の振興発展に努めてまいります。

(1) 商工業の振興について

道路改良により従前より中心市街地への交通の利便性が図られ、より安全で快適な空間の整備が進みましたので、商店街への人の流入を促進できるよう努めるとともに、本町の観光情報発信基地として導入された地域 I C T 事業の中で、特に観光客の消費活動を刺激し経済を活性化させるシステムを検討いたし、個性豊かな魅力ある街づくりを推進してまいります。

また、小規模事業者地域活力新事業全国展開支援事業等の国庫支援の公募事業等を導入し、これまで地域において開発してきた特産品をより商品価値の高い「与論特産品」として全国販売できるような体制づくりに努め、特産品開発業者の育成と商工業者の発展に努めてまいります。

(2) 観光産業の振興について

①誘客対策として、

(ア)航空船舶会社及び各旅行業者・観光連盟等関係機関への積極的なアプローチ及び緊密な連携の強化

(イ)各種イベント等の内容充実（復帰 60 周年・町制施行 50 周年・パナウル王国建国 30 周年等記念大会や昨年の台風災害からの復興をアピールする復興イベント等の実施）

(ウ)各種メディアの活用及び高速インターネットを活用するとともにホームページ等内容の一層の充実による P R 活動の推進

(エ)ヨロンマラソン 2014（23 回大会）及び観光協会主催各種イベントを活用し、広く島内外への情報発信

(オ)「ゆんぬ体験館」を拠点に、島全体を体験フィールドとした体験型観光（修学旅行等）の推進

(カ)九州新幹線の全線開通に伴う県観光連盟や奄美群島観光物産協会及び沖縄県コンベンションビューロー主催事業の中でキャンペーンの共催や P R 活動を一層推進する等各島々と連携しスケールメリットを活かした

誘客活動の展開

(キ)魅力ある観光地づくり事業等の県単独整備事業や奄振国庫補助金等を導入し、観光地としての景観整備に努めてまいります。

②受入態勢の充実として、

(ア)貴重な自然や文化資源を観光資源として活用できるよう景観美化を進めながら、体験メニューの充実や新たな旅行商品としての企画造成

(イ)老朽化した観光施設の整理及びリニューアル化の推進

(ウ)民泊受入等着地型観光推進のため態勢づくりの推進を進めてまいります。

③推進体制の充実として、

(ア)観光を担う人材の育成やガイド養成

(イ)関係機関及び各種団体等と連携し、文化交流やスポーツ活動等積極的な地域間交流の促進

(ウ)観光ルネッサンス事業内容を充分に反映させるため、原点に戻ったPRの方法や観光地としての受入体制を全町民の問題としてとらえ、より実践的な組織づくりに向けアクションを起こしてまいります。

第5 「生活基盤の整備」について

【1】消防防災・防犯・交通安全

消防防災・防犯・交通安全については、次のことに取り組んでまいります。

(1) 消防防災について

①広報活動等、町民の防災意識の高揚の推進

②消防団員の補充や訓練・消防資機材整備等、消防防災体制の強化

③自主防災組織の育成・支援

④与論町地域防災計画に伴う各種対策（各自治公民館の整備）

(2) 防犯について

①防犯灯の維持管理等

②与論町防犯協会・警察・ユンヌ安心パトロール隊との連携活動

(3) 交通安全の推進について

①警察及び交通安全協会等の関連機関と協力した各種啓発活動

②ガードレールやカーブミラー設置等による交通環境の整備

【2】道路・交通

交通基盤の整備につきましては、町民生活の利便性の向上や各種産業振興を図る上で必要不可欠であることから、次の事業を行ってまいります。

(1)町道について

- ①徳ノ上線、大道袋線、出之池線・兼母源手名線の改良舗装整備
- ②中金久線・船倉茶花線・真正線の舗装整備
- ③社会資本整備総合交付金事業上田線及び那間茶花線の改良舗装整備
- ④町道の部分改修や路肩法面・路線補修等の維持管理と点検、整備
- ⑤町道等の改良整備に伴う適切な登記嘱託事務の促進

(2) 県道について

東区十字路や茶花中央通り空港線等の未改良地区間について、早期着工整備が図られるよう強く要請してまいります。

(3) 港湾・空港について

県と連携し、与論港における運航船舶や旅行者及び荷役作業等の安全性と利便性や円滑化が図られるよう港湾施設の整備を推進してまいります。

また、与論空港については、空港施設のより一層の安全性が図られるよう努めてまいります。

- ①与論港の岸壁面の補修
- ②茶花臨港道路側溝設置・舗装工事
- ③与論空港における、要改善箇所の改修や空港の安全利用の推進
- ④南海岸防災基本計画策定後の与論港供利地区海岸線の事業化推進

(4) 漁港について

漁業従事者の漁船の安全確保と施設整備の充実を図り漁港としての機能強化を図ってまいります。

- ①南海岸防災基本計画策定後の漁港区域の事業化推進

(5) 住宅について

町内の公営住宅の需要や町営住宅の老朽化に対応するため、民間賃貸住宅の需要状況等を考慮しつつ、町営住宅の建設とともに、県と連携し県営住宅の建設を推進してまいります。

- ①町営城住宅の建設 1棟6戸
- ②県営住宅2号棟の建設（24年度～25年度）及び指定管理業務の執行
- ③家賃収納事務の更なる合理化の推進

【3】水道事業

水道事業については次のことに取り組んでまいります。

(1) 水質の安定について

- ①浄水場の機能充実
- ②各水源地の水質監視

(2) 経営の安定について

- ①プラントの運転コストの削減
- ②高い有収率の維持継続
 - ・配水管流量監視システムによる流量監視
 - ・漏水多発路線の布設替工事
- (3) 地元業者への専門分野業務委託について
 - ①浄水場運転管理
 - ②漏水探知作業及び漏水修理等業務
- (4) 施設の危機管理体制の整備について
 - ①台風時の監視システムの充実
 - ②耐震化等安全対策の実施

公営企業としての使命と責任を十分認識し、経営コストの削減に努め、町民生活に欠かせない生活用水の安定的な供給に努めてまいります。

【4】農業集落排水事業

集落排水事業については次のことに取り組んでまいります。

1. 管理運営について

- (1) 施設の適正管理を行い環境汚染防止
- (2) 加入率の向上を図り生活環境の保全及び収入の確保

【5】環境保全

環境保全については、環境課を中心に町環境総合計画に沿って次のことを推進してまいります。

(1) ごみ処理について

- ①適正なごみの分別意識や不法投棄防止等の啓発
- ②資源リサイクル品等の回収率の向上
- ③リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の「3R運動」の推進による循環型社会の構築

(2) し尿処理について

合併処理浄化槽の年次的整備（国庫補助事業）の継続実施

以上、平成25年度の町政運営に当たりまして、申し上げました所信・予算編成の大綱及び歳入歳出予算の概要・町政運営の推進体制・主要施策の4項目について、第5次与論町総合振興計画の本格的取り組みが始まる年度でもあることから、全ての町民が「元気」で全てに「チャレンジ」し「感動」を与えることができる、自立した持続可能なまちづくりに全力を挙げて取り組んでまいる決意であります。

町議会をはじめ、町民の、皆様方の一層の御理解と御支援を心からお願い申し上げ、所信表明といたします。

ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 町長の施政方針の説明を終わります。

暫時休憩いたします。22、3分からにしたいと思いますので、20分まで。

-----○-----

休憩 午前10時09分

再開 午前10時23分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第3号 与論町一般廃棄物処理施設の技術管理者資格を定める条例

○議長（大田英勝君） 日程第5、議案第3号、与論町一般廃棄物処理施設の技術管理者資格を定める条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第3号、与論町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

第二次地域主権一括法の施行に伴い、一般廃棄物処理施設を設置する市町村は、技術管理者の資格基準について、環境省令を参照して一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例を整備する必要があることから、本条例を制定するものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、与論町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、与論町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第4号 与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第6、議案第4号、与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第4号、与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、災害などにより緊急に実施する土地改良施設等の復旧経費に基金を充てることができるように改正するものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、与論町ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分

に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第5号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第7、議案第5号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第5号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

与論町手数料徴収条例別表における狂犬病予防に関する手数料につきましては、鹿児島県下43自治体のうち、本町のみが他市町村より高い金額を設定しております。この手数料を他市町村と同程度にすることにより、狂犬病予防注射接種率の向上と、町民負担の軽減を図るため条例の改正を行うものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） その手数料が高くて下げるということは分かります。私が聞きたいのは、例えば、頭数1頭の人は、それだけされてもあまり影響はないと思うのです。例えば、多く頭数を飼養している人は、それだけ手数料がかかるのです。

課長、聞いてますか。あなたに質問しています。

今町民から大きな苦情が出ています。野放し状態ということで、これは本当に狂犬病の予防注射をするときとか、あるいはまたいろいろな指導があると思うのです。その時に徹底した指導を助言していただけないかというのが町民からの要望であり、また私からの要望もあるのです。

これはもう今のままでは大変な事態が起こりますよ。衛生上から、小さい子どもたちが追いかけ回されて軽く殺されるのではないかということまで起こっているのです、現実的に。

だから、そういうことを考えた時に、行政として本当に今までいいのかということを是非考えてもらいたい。だから、それをまず課長からお答えをいただいて、

町長にお答えいただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） 犬を飼う方々のモラルと、あとは受診率等の料金等の関係もありますけれど、現時点では料金に関しましては、登録手数料、注射済み登録手数料、鑑札再交付手数料、注射済票再交付手数料などに分かれて料金が設定されておりますが、県内でも高い状況にあるということで、なるべく受診率を高めるためにも、それとまた負担軽減を図るためにも他の市町村と足並みをそろえて、そのうえでまた更に町民の方々に御協力をお願いしたいと思っております。

先ほど、モラルということを少し触れましたが、近年一部の愛犬家の中で多数の犬を飼育されている方がおります。そして、その飼育されている方の周囲の方々からも御指導の要請を受けております。そのような中で、環境課といたしましては、少しモラルが低すぎて対応に困るようなところは、徳之島保健所や派出所の方々と連携をとりながら個別に面談したうえで、登録の件、そしてまた狂犬病の予防注射の件、それぞれについて確約書をもらうような形で愛犬家の方々に諭して、少しづつ改善をしているところであります。

今後ともなるべくそのような形で、戸別訪問を繰り返しながら理解を求めていくということで、進めてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今、課長がお答えしたとおりであります、実際問題つい最近もそういう苦情をいたしましたが、隣近所からですね。徳之島保健所の方々と協力しながら、厳しく指導していくということで、今回私は直接会ってないのですが、次は私が尋ねていくからということで、はっきり申し上げたりしております。

私が行ったときは、もう最終的なことを言わないといけないということで、行くからということまで言ってありますが、それはそのようにできるよう対処して、今後注意してまいりたいと思っております。

それと、野犬ができるだけ増えないような形で取り締まりのほうもまた徳之島保健所と相談しながら今後行ってまいりたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私は、なぜ町長に答弁をいただいたかと言いますと、本当にこれは避けては通れない重大なところまでできているということなんです。

町長が、わざわざ犬のことまで、各訪問をされて御指導をされるということは、あってはならないと思うのです。この犬のことで、猫のことでもですが、私が申し上げたいのは、脱毛で毛が抜けて衛生上不衛生で、そういうことを小学校から帰る

子供たちが抱いて遊んで、それで口づけしたりとか、見ていてもあまりにも衛生上悪いのです。そういうものを子供たちは分かりませんので、元気のある犬はかみついてくるが、死ぬ間際か分からぬような元気のない犬はかみつきはしないから、かわいそうだから子供たちをなめてくるのですね。あれを見ていて、もうこれは大変だと私も痛感するし、また町民ほとんどの方々が、これはどうしても早急に対策をたてないとということを言っているのです。

だから、我々議会人も行政マンもやはりそういうことを認識して、一つ一つつきい指導をしていくことが大事ではないかと思うから、御質問申し上げてます。課長、どうかひとつ肝を入れて徹底した御指導をお願いしたいと思います。以上です。答弁はいりません。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第6号 茶花地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第8、議案第6号、茶花地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第6号、茶花地区公民館の設置及び管理に関する条例の一

部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

茶花地区公民館の所在地の修正及び指定管理者制度導入に伴う、条例の一部を改正するものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号、茶花地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、茶花地区公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第7号 与論町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第9、議案第7号、与論町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第7号、与論町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

与論町公民館の所在地の修正及び指定管理者導入に伴う、条例の一部を改正する

ものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。8番。

○8番（麓 才良君） 先ほどの茶花公民館は、与論町茶花から茶花1015番地ということでしたが、中央公民館は、茶花1013番地から1015番地ということで、この変更の理由について、お伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹沢敏明君） はい、お答えします。条例上茶花1013番地となっておりましたが、調査した結果、現在茶花1015番地でありますので、その敷地内に茶花地区公民館も中央公民館も建っているということでこのように改めております。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

[「以上です」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、与論町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、与論町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第8号 与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例の一部を改正す

る条例

○議長（大田英勝君）　日程第10、議案第8号、与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例を議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南　政吾君）　議案第8号、与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例について。

　与論町特別支援教育保護者会より陳情のありました特別支援教育を受ける児童生徒の登下校支援の一環として、身体障害者町内循環バス無料券の交付要件を拡充するものであります。この改正により、特別支援教育を受ける生徒をもつ保護者の負担軽減を図るとともに、将来的に生徒の自立する力をはぐくむ支援を行うものであります。

　御審議のうえ、決議していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

　これから、質疑を行います。7番。

○7番（野口靖夫君）　非常にいい案ですね。反対ではありません。私が申し上げたいことは、こういう無料交付の件を老人クラブや老人の方々にもお願いしたいです。だから、徹底してできるだけバスに乗っていただくように、町から御指導といいますか、案内を強力に進めていただいて、町長からすれば自分の関係する機関だからあまりやりづらいと思いますが、副町長あたりが協力して、バスは町のバスではなく、南陸運のバスを利用するなどしないと、南陸運のバスは、本当見てかわいそうなものです。

　そういうことで、是非ひとつ担当課、担当課の職員は、徹底して行ってください。あまりこれを決めたとしても利用しない人がおられると思いますから、できるだけ利用するようにということで、せっかくの好意でありますから、是非指導力をもつて推し進めていただきたいと思います。その趣旨をお聞きしたいと思います。

○議長（大田英勝君）　町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君）　ありがとうございます。今おっしゃったように対象の障がい児の皆さん全員利用されるのは、なかなか難しいところもあるかと思いますが、できるだけ利用していただくように広報・啓発をしてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君）　3番。

○3番（町　俊策君）　関連してなんですが、徳洲会病院のところにバスがきていただいていますが、あそこで待つ人たちというのは、病院に用事があるすなわち少しし

んどいというか、身体的に弱い人たちがお見えになってると思うのです。それを炎天下に、あそこの地べたに座ってお待ちになってるという姿が非常に痛々しいのですが、これを何とか考慮してあそこに待合所みたいな日よけの中でバスを待機するという、そういう形にもっていけないかと、いつもあそこを通りながら思うのですが、是非御配慮をお願いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 誰か答弁はありますか。町長。

○町長（南 政吾君） 徳洲会病院での待合所は、実は向こうは区界停留所となっていて、区界停留所というのは、料金の変わる停留所は決まってるのですが、与論町の場合は、この中央通りの一部だけ自由自在に乗り降りできません。結局そのほかはどこでも自由に乗り降りできるという路線の許可をいただいております。区界停留所ではないんですが、今議員がおっしゃるように、乗られる方の対象者がそういう非常に弱者であるということから、非常に検討しなければならないという思いを、話もしてきたのですが、問題が一つありますと、敷地の問題がどうしても全く余裕がない状況でありますと、結局病院にお願いをして、雨降りとかの時は反対側には、ちょっと引き込みがあるので、反対側で待っていただくようにということをお願いしたのですが、ただ、まだいすの準備などがしていなくて、今後病院と相談して、反対側の方で待っていただくという形で会社のほうにまた要望をしてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） いいですか。

[「そこは行政が考えないと」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 以前にも、これと関連しますが、与論小学校とか那間小学校のむし歯罹患率が高い、治癒率が低いということで、このことについて、バスの午後からでも子供だけでも茶花のほうに帰るためのものをやっていただけないかということで1回お願いしたことはあるのですが、それも重ねて要望をしておきます。

それと、今この身体障害者バス無料乗車交付条例ですが、これに付き添いの方はどうなるのですか。付き添いの方のは、これについては見た感じで介助するとか、この方のはどこまで認めてもらえるものか。例えば、付き添いの方も一緒に無料で乗車できるのかということについてお聞きします。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

対象は一応、特別支援教室に通っていらっしゃる児童生徒と、特別支援学級に通っていらっしゃる児童生徒ということで、介助のいらない方も、あるいは介助の必要な方もいらっしゃるかと思います。そういう意味で、一応対象はあくまでも対象

となる児童ということになりますので、介護者が付いた場合は、介護者については有料ということになります。以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 障害関係の問題になったときに、介護のほうも一緒に支援策の中に入っているということをよくお聞きするのですが、これはそれも御検討に入れていいのではないかと思うのですが。

[「そのとおり」と呼ぶ者あり]

○5番（喜山康三君） それをお願いしておきます。以上です。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） はい、ありがとうございます。今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、与論町身体障害者バス無料乗車券交付条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第9号 与論町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例

○議長（大田英勝君） 日程第11、議案第9号、与論町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第9号、与論町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例制定について、提案理由を申し上げます。

この条例は、平成24年4月1日に施行された改正後の介護保険法により、地域密着型サービスの指定に関し、市町村において基準条例を定め、指定事務を行うこととなつたため、条例を制定するものです。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） この事業は、どこが主体になって行う予定であるかということと、今いろいろな形で福祉協議会のほうや、保健センターでいろいろ似たような形のサービスが行われているみたいですが、この地域包括支援センターや、その兼ね合いとかその辺のことについては、具体的にはどうなつてあるのかと思ってるのですが。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） この議案につきましては、介護保険関係の指定地域密着型サービスということで、具体的に対象になる施設といたしましては、認知症対応型共同生活介護ということで、本町の場合には徳洲会関係のグループホームゆんぬが一応対象になるということになります。

以上でございます。

[「はい、分かりました」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがつて、議案第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、与論町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、与論町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第10号 与論町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

○議長（大田英勝君） 日程第12、議案第10号、与論町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第10号、与論町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例制定について、提案理由を申し上げます。

この条例は、平成24年4月1日に施行された改正後の介護保険法により、地域密着型介護予防サービスの指定及び介護予防のための効果的な支援の方法の基準に關し、市町村において基準条例を定め、指定事務を行うこととなったため、条例を制定するものです。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。8番。

○8番（麓 才良君） 改正になった主な点を、概略の説明をいただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） 御説明申し上げます。

先ほどの9号議案のところで、少しこの10号議案との区別がよく分からぬといふところがございましたので、簡単に御説明させていただきますと、先ほどの9号議案の与論町の指定地域密着型サービスといいますのは、対象は介護保険で申しますと要介護者1から5まで段階がございますが、軽い方から1、一番重度になりますと要介護5ということになりますが、先ほどの9号議案の指定地域密着型サービスの場合には、重たいほうの要介護の1から5までの方々が対象になります。こ

の10号議案の町の指定地域密着型介護予防サービス、介護予防という言葉が入っておりますとおり、要介護にならない以前の要支援1から2までございますが、軽いほうが1、重たいほうが2になりますが、要介護になる前の段階の要支援1から2までの方々が対象になるというサービスでございまして、介護保険法の条文で申しますと115条の14というところと、115条の14の第2項というところで法律の規定がございますが、こちらのほうで市町村の条例でこういったサービスをうたわなくてはいけないということで今回の改正になりました。ほとんど全国一斉に、全国の自治体で条例ができるという、条例をつくらなければいけないということで4月1日から新しく施行するということでこのような条例の制定になっております。

以上です。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、与論町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、与論町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第11号 与論町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例

○議長（大田英勝君） 日程第13、議案第11号、与論町町道に設ける道路標識の寸

法を定める条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求める。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第11号、与論町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に係る法律の一部が改正され、これまで国の法令で全国一律に定めていた道路標識等の寸法と文字の大きさの基準について、町の条例に委任されることに伴い、与論町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定するものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第11号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号、与論町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、与論町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第12号 与論町町道の道路構造の技術的基準を定める条例

○議長（大田英勝君） 日程第14、議案第12号、与論町町道の道路構造の技術的基

準を定める条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求める。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第12号、与論町町道の道路構造の技術的基準を定める条例制定について、提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が改正され、これまで国の法律で全国一律に定めていた道路の構造の技術的基準について、町の条例に委任されることに伴い、与論町町道の構造の技術的基準を制定しようとするものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。7番。

○7番（野口靖夫君） 建設課長、ちょっと具体的に説明していただけませんか。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） それでは、説明いたします。

この条例につきましては、政令で定めております道路構造令の解説と運用というところがありますが、これに基づいて、これまで国・県・各市町村整備をしてまいりました。

また、この道路法の改正に伴い、各市町村でも道路の構造について、各市町村で定めてくださいということでありましたので、国の今の構造令に従って、そのまま準じて市町村の条例に盛り込んで、この基準を定めております。

〔「だから、それでどう変わるということです」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（山下哲博君） 実質的には変わりません。

内容としては変わりません。今まで国が基準、その道路構造令に従って整備をしております。それで、その構造令も同じように町の条例に盛り込んでおります。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私は、今定例会が始まる前に総務課長と議会運営委員会で事前に打ち合わせ、説明していただいたのです。その中身として、それは私がはき違えたのか。総務課長があまり分からぬで説明したのか分かりませんが、私が今理解しているのは、こののり面の傾斜をちょっと緩め、角度を上げて道路の幅を多くできるような工法にしたほうがいいのではないかと聞き取ったのですが、そういうことではないのですか、建設課長。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） そのようなことではございません。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） そのようなことではないのなら、重要なことを質問させていただきます。日本の道路の構造の技術的基準というのもは、おかしいところがあるのです。私からすれば、特に鹿児島県はもっとおかしいと私は思っているのです。といいますのは、鹿児島県の土壤というのはシラス土壤なのです。我々、同じ鹿児島県でもあるのですが、沖縄とか与論島の場合は土質がラテライト土壤なのです。だから、ため池をつくる時でも鹿児島県の工法だと、傾斜にすごく幅を付けますね。そうすることによって土手を強固にするためというのは分かります。だけれども、鹿児島県の場合はシラスだから、のり面を下げないと、それは分かりますが、沖縄へ行ったらそうではないのです。ある程度傾斜が緩やかなのです。U字型なのです。ため池は、鹿児島県はV字型、沖縄県は大体U字型の傾向になっているのです。

それに関連して申し上げますが、この工法というのは道路もそうだと思うのです。この条例から話は違うかもしれません、私が申し上げたいことは、先ほど申し上げましたように、どうせならば、そののり面をある程度上にまっすぐな形にもっていけるような構造、技術的な基準を与論町は独自に設けていただきたいというのが私の考え方なのです。と申しますのは、鹿児島県道として、今与論町循環線がありますが、中金久線で折れる所の勾配なのですが、祭場のていんとうから出てきた所の勾配です。あそこは、のり面が非常にあります。今は、県道の話です。のり面があるために一番あそこは危険で、祭場のために、今は頻繁にすごい交通の便が、複雑でたくさん利用しているわりには道の幅が小さいのです。だから危険性が非常に高い所なのです。これをもう一度位置図にして、このようにもっていけないだらうかという運動を展開していただきたいということが、私のお願いなのです。

それと同時に、与論町も今私が中心的にお願いして、高田さんが建設課長の時代に、町道が今話をしたとおり、のり面が非常に傾斜がきつくて45度の角度で、これをもうちょっと90度に上げて、そしたら上の道が2倍広がったのです。そういうところは、高田さんが建設課長のときにお願いしてやっとあらゆる部分で行ってもらいました。そうしたら、地域の方々が今まで車1台しか通らなかつたのが、2台自由に走るようになって、道も安定して非常にすばらしいということで、地域の方々が喜んでおられるのです。もちろん地域の方々が喜ぶということは、与論町民が非常に喜んでいるということなのです。道路は町民が利用する所ですから、一部の方々が利用するだけではありませんから、そういうことを考えるときに、是非ひとつ、今回の提案されている条例とは違いますが、是非そういうところの見直しを県にも我が本町においてもそういうのり面の角度を変えるような方法の基準を見直して、是非これから事業をしていただきたいというお願いなのです。町長どうで

すか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まったく、今まで町制をあずかってきてそういう面を非常に感じたことがあるのですが、ただ今までは、国や県が定めるということは全国統一した形の考え方で、シラスの対処とか、みんな砂地を対象にという全般的なことで統一されてきたと思うのです。

それで、今回各市町村にそれが移ったということは、市町村の環境に応じてやつていいですよということだと思うのです。それを今後活用するには、また一番道路は安全性が第一ですので、私どもも勉強しながら、ある程度勾配についても研究をして、それが今までこうだったのがだいぶ緩和されて、相当道路の面積は増やすこともできるかと思います。その点は、今後また勉強してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ちょっと似たような質問になるのではないかと思うのですが、これをぱっと見た感じで、いわゆる技術的基準と言われてるけれど、これが技術的基準なのか、道路の工法とか、いわゆる寸法みたいな内容だけで、ちょっとよく分からぬのですが、ほかに道路をつくるにあたって、今、野口議員から指摘されたようにのり面のつくり方とか、あるいは路肩のつくり方とか、それから私有地と道路との間の舗装をきちんと公有地部分を舗装しないで若干残して舗装するとか、いろいろなことで舗装してないものだから、一般町民は舗装している所だけが町道だと、舗装していないからここは自分の土地だというかたちで、そこに塀をつくったりとか、そういう後で町有地の管理の在り方とかについても、かなり今の舗装の在り方も少し考えなくてはいけない。

技術的基準とともに、ほかにどのような道路を建設する場合においても、どういう指針とか基準とか、どういうものがあるか、よく私たちは分からぬので、それに関してもし資料等をいただければと有り難いと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、与論町町道の道路構造の技術的基準を定める条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、与論町町道の道路構造の技術的基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第13号 与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第15、議案第13号、与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第13号、与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の改正に伴い、これまで国が法令で定めていた公営住宅の整備基準及び入居収入基準について、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で定めることとなったため、与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） 町営住宅に入居していて、町営住宅の中で火災とかぼやとか、今までそういう事故や事件が起きたことがありますか。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） はい、1件だけございました。

[「内容は」と呼ぶ者あり]

○建設課長（山下哲博君） たばこの不始末によるものと思われます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） せっかくあれだけの公費を入れて、そういう集合団地の中で、たばことか、そういう不始末したものに対して、一定のペナルティーを課す、そういう施設からはいったん退去してもらうなり、やはりこの辺のことはきちんとする必要があるのではないかという気はするのですが、そのことについては規則にはないと思うのです。

町長、その点については、どのようなお考えですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 近所に大きな迷惑をかける、それが常習化されるとか、そういう時には、退去してもらうということができるかと思いますが、問題は、その1回の過ちをどういうふうに受け止めるかという、二度としないという厳重な注意で今継続して行っているわけありますが、これが何回もそういう危険があるということになれば、また対処を考えないといけないのではないかと思っております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これについて、その方から始末書なり、念書なりそういうものを見られましたか。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） このことについては、後日、私ども建設課のほうで注意を促して、今後そういうことがないようにということで、室内の清掃並びに規律についてお願いをいたしました。その後について、出してくださいということは申し上げましたが、現在は建設課のほうにはまだ届いてはおりません。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） やはり、そこはけじめをつけて、文書できちんと念書をとるということを是非されるよう要求しておきます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） はい、分かりました。そのように対応してまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第14号 平成24年度与論町一般会計補正予算（第9号）

○議長（大田英勝君） 日程第16、議案第14号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第14号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、町税が固定資産税410万円、町たばこ税50万円の増額などで、合計997万円の増額計上となっております。

また、地方交付税の2532万4000円などを増額しております。

一方、国庫支出金の2271万円や町債の7592万円などを減額しております。

次に、歳出におきましては、事業執行残等の減額計上がほとんどであります、増額計上となっているもので主なものは、民生費の後期高齢者医療特別会計繰出金1096万1000円、農林水産業費の茶花漁協基本計画策定業務委託料273万円、土木費の県営茶花臨港道路、供利臨港道路改良事業負担金257万6000円、教育費B&G艇庫屋根修繕料費577万5000円などとなっております。

なお、歳入歳出の差額分を財政調整基金として、2797万7000円計上しております。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6037万2000円を減額し、一般会計予算総額42億8239万4000円となっております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。7番。

○7番（野口靖夫君） 町長、私が質問したい事項は、これが最終補正だと思いますので、2件について質問させていただきます。2件に絞ってです。

まず、1件目がサッカーグラウンド購入の件について質問させていただきます。

今のサッカーグラウンドの購入しかけておられるところの進捗状況、目的、とにかくサッカーグラウンド購入の進捗状況です。そして、今後の計画です。今、どのような予算を繰り出して、何か組み替えなんかしていろいろ使ったと思われますが、その処置の方法をどのようにしておられるのか、そこをまずいったんそれをお聞きしておきたいと思います。終わってから、また2件目に入ります。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹沢敏明君） 多目的運動広場の整備事業については、用地等の購入につきましては、各地主さんとの交渉をほとんど終えておりますが、その購入に際しまして、取得税もかかるということでございますので、土地所有法にかかる免除といいますか、免税を申請するために事業認定を受けなければいけない関係上、その認定がなかなか県のほうから下りてこないということで、購入までにはまだ至ってないのが現状であります。それを鋭意努力して、それが済み次第購入に移るという段階であります。

それで、今回やむを得なく明許繰越という形になるかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 教育長、おはようございます。

[教育長「はい、どうも」と呼ぶ]

○7番（野口靖夫君） わざわざ教育長、それを進めるために担当職員まで配置されておられるのですよ。それも課長補佐クラスの職員です。私がお聞きしたいのは、もう今、国との税関係の処理が済めばすぐ用地購入できるという話になっていますが、もう平成24年度は終わりですよ。明日はもう4月になります。年度が違います。そのお金の処分はどうするのですか。そうしたら、決定を下さなければそれはどうするのですかということが、まず第1点になります。だから、私がさっきお聞きしたのは、予算の措置はどうなりましたかということまでいったんお聞きしましたね。進捗状況は、今局長が説明をされました。もう1点は未来の計画、次の計画、展望、予算措置はどうしましたか。次期計画の展望はどうされておられますかということをお聞きしているのです。職員まで配置しているのだから、教育長のほうから答弁してみてください。お願いします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 今、局長のほうから答弁のありましたように、県との折衝で、今、土地関係の交渉を進めているのでございますが、なかなかそれがスムーズにいってない状況であります。何とか5月の本年度内の予算、決算には本当に間に合うように鋭意努力中であります。異動については、またこれらを踏まえたうえで、検討したいと思いますけれど、とにかく年度内にできるように頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私がこう申し上げているのは、教育長、先ほどから言いますように、平成24年度はもう終わろうとしているのです。特別な事情がない限り予算を繰り越すことはできないのです。国民健康保険特別会計とか、後期高齢者の特別会計とか、そういう特別な理由がある予算は25年度に繰り越して後で5月中にということもできますね。ですが、今のこの予算に関しては、この多目的運動場に関する予算に関しては、そういうことを言っておられる項目ではないのです。予算ではないので、財源ではないのです。そういうことを考えるときにしっかりした御答弁をしていただかなければなりません。それは、なぜかと言いますと、去年の本町の議員の選挙においても、我々はそういうことを知らなかつたと言って当選された議員の方々もおられるのです。我々もまた可決した立場として、責任があるのです。全町民が小さな予算だったら見逃すことになりますが、額が大きいだけに、これは見逃すわけにはいかないということもあります。是非ひとつ真剣にお答えしていただきたかったのに、知らぬ顔をされるから、本当に5月までには、見通しがたっているのでしょうか。見通し、計画性、展望を聞きましたよね。本当に展望はあるのですか、もう1回再度お聞きします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） はい、そのようなことで県のほうにも、年内にはということをお願いしておりますので、鋭意努力したいと思います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 今のこととは議事録に残っているのですから、それだけ自信を持って御答弁されたのですので、責任を持って進めていただきたいと思います。

第2点について御質問を申し上げます。

町長、総務課長、最終ページの38ページに庁舎建設の基金の件がありますね。補正で2800万円計上されております。これは非常にいいことです。私は反対しているのではありません。と言いますのは、本当に真剣にこの庁舎を建て替えをする意思があるのかどうかということを確認したいのです。あるから積み立てまでし

ておられるというのも気持ちは分かります。だがこれには賛否両論あるのです。やはり場所の件です。造るのは与論町民全体おそらく大賛成だと思うのです。だけれど場所の問題があります。ということから、南町長があと何十年やられるか分かりませんが、その何十年の中でもうぼちぼち場所の選定を、この間徳田代議士が与論に来られたときに言っておられましたね。人のことを考えるよりも役場庁舎をしっかりしておかないと、その情報の発信も指令もできないですよと、県と国との交渉とかいろいろな話が出てくるときに、役場がなければ何もできませんよと、役場庁舎から考えてくださいよと、徳田代議士が言っておられました。だから、私もそう思っているのです。本当にこの役場庁舎で働いておられる職員のこともちろんしきりなのです。もしも事故があった場合、庁舎がなくなった場合、東日本大震災でもお分かりのとおり、庁舎がなくなったらもうどことも連絡が取れなくて、与論町民は路頭に迷いますよ。そういうことを考えて、早急に庁舎をどこにつくるのか、まず議論から初めていって、そして責任をもって、何年までに造ろうではないかという方針も考えないと、ただ積み立て、積み立てばかり言っていたのでは、金はありません、金がありませんというのは分かりますよ。だけれども金というのは銀行にいっぱいある。それは心配する必要はない。私はそう思っているのです。

本当に真剣に考えるか、実践するかということをまず考えられるのが、町長のお仕事ではないかと思うのですが、どうお考えですか。今の現時点でのお考えはどうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まったくおっしゃるとおりで今朝の地震でも、まず一番に浮かんだのは庁舎のことが浮かんできたのですが、おっしゃるとおり前から指摘されていまして、庁舎建設場所の問題が一番時間がかかるということは承知しているわけで、その委員会を早急に設置しようということで、今一生懸命その段取りをしていますが、少し時間がかかっていますけれど、早急にやりたいと思います。できるだけ早く場所を、この場所から決定しないことには、もう金額的なものはある程度考慮できるのではないかと思って、建設費についてはできますので、場所の決定が一番問題になりますので、それからできるだけ早く検討していただきたいと思いますので、もうしばらく、すみませんがお待ちいただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 先ほどから左側、右側に座っておられる教育長でありますし、町長は自信をもって全面的にやるというお答えであります。是非ひとつ教育長、先ほど言ったその問題、今町長が言われた庁舎の問題、今答弁されましたからね、そういうことをしっかりとやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） また、私もサッカー場について、グラウンドについてお聞きしたいのですが、町民からこれについてはかなりいかがなものかという意見が非常にありますて、先般石垣に所管事務調査を行ったときにも、石垣のサッカー場のほうを少し視察する機会がありました。やはりグラウンドが三つありましたけれど、年間維持費で約4000万円以上かかっているということで、非常に公認のサッカー場の維持管理には、相当の維持費が必要だということをよく分かったのですが、これはできたときの維持管理費とか、それについてお聞きしたいのですが、一般質問の中で、今年度の優先事業についてもお聞きしているのですが、もしこれが維持管理、その他についての経費について幾らぐらい教育長は見積もられているか、お願いします。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹沢敏明君） 維持管理費については、詳しく積算したことはないのですが、今日500万円から1000万円程度だということで、一応当初見込んでおります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） おそらく私が察するには、1000万円は下らないのではないかと、今後財政が逼迫する中でこの施設はどれだけ与論町に貢献するのか、非常に疑っているのですが、今のように予算の使い方について、果たして緊急性があるものなのか、これについて、原点に帰るような形になりますが、その辺も考慮した上で、私はこの事業はやめていただきたい。それを言って私は終わります。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。 6番。

○6番（供利泰伸君） 1点だけ聞いてみたいと思います。25ページの漁港管理費というところで、業務委託料が172万7000円組んでありますが、これは茶花漁港基本計画策定業務委託ということで載っております。実際はどこのほうに業務を委託するのか。そして、委託基本計画というのがいつ頃に完成して、計画はこうですよという形で見えるものなのか説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） はい、お答えいたします。

これは茶花の漁港について今回委託をしたいと思っております。茶花漁港につきましては、大型低気圧や大型台風による高潮の越波の増来により、災害が発生し、現行の解消条件に対して充分な安全が確保されておりません。それで与論町漁協組合のほうからも陳情が上がっておりまして、その中身について一応県のほうとも御

相談をいたしまして、今回のこの調査計画については、防波堤の高さの検証、それから施設の現状調査、そして、施設機能診断とか、概算的なことを調査委託をいたしまして、これに基づいて県のほうに説明資料としてヒヤリングにもっていきたいと考えております。

そして、この事業がある程度県のほうで認められましたら、今度はまた、基本計画、実施計画ということで26年度中、できますならば今年度中に基本計画、実施計画を策定いたしまして、来年の3月までにまたこれを国のほうに要望として提出をしてまいりたいという考えであります。ですから、今回のこの委託については、その前の段階の基礎資料の調査ということでございます。

以上です。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 大変前向きな意見で、本当にすばらしい意見だと思いますが、この茶花漁港に関しまして、私も漁協のいろいろ関連した仕事をしていまして、是非とも漁民の安全といいますか、漁船の安全確保のためにも是非この計画は早く進める必要があるのではないかということで、自分で痛感しているところであります。今建設課長の建設的な建設課長ですから、建設的な意見を考えまして、今度はまた、それを漁協のほうにも話しまして、どういう形でしてほしいのかというのも、ある程度また話を進めて聞いてみたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。8番。

○8番（麓 才良君） 21ページの環境対策費の中でお伺いいたします。

廃屋の解体撤去が480万円余り減になっておりますが、この実績についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） お答えいたします。

廃屋対策事業につきましては、1件の実績が年度の途中までにあったのですが、年度の途中を過ぎてから台風16号、17号がまいりまして、廃屋が全部片付けられたのではないかと思っております。現在のところ実績としては1件だけとなっております。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 本町は、観光というのが一つの産業の目玉になっており、景観の整備というのは大きな課題になっておりますが、その中でも、この廃屋ということについては、景観上非常に課題となっており、だからといって個人財産を公的に処理するというのが非常に難しいということで、この廃屋事業の進み具合について

は非常に注目をしていたところであります。台風で処理をされたということではありますが、大方そういう面もあるが、まだ廃屋の状態で、今後景観上整理をしなければいけないというのが目につくわけであります。こういうことについて、今後の計画等については、どのようにお考えですか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） 3月補正でこれだけ減額をしたわけでありますけれど、年度末まで期間がないこともあります。25年度につきましては、500万円程度の予算計上をお願いしております。ですので、25年度4月以降につきましては、補修をかけながら、応募者の数等に応じまして対応してまいりたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） はい、分かりました。

次にもう1点お伺いします。その下の最終処分場の整備事業について減額、4,400万円余りになっていますが、これについて御説明をお願いいたします。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） お答えいたします。最終処分場の建設につきましては、台風16号、17号が襲来する以前から工期は始まっておりますが、途中台風16号、17号がまいったことと、それによって島内の建設作業員、現場労務者がその復旧作業のほうに回された結果、工事の進捗率が2月末時点で24パーセント程度になっております。それで、普通単年度事業でありますと繰り越しをかけて、補正をかけないで、そのままにするわけなんですが、この事業は債務負担行為を受けておりますので、工事の出来高に合わせて3月補正で減額をし、6月にはまた、その分をそっくり計上してお願いできればということあります。

[「はい、以上です」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成24年度与論町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 昼食のため暫時休憩します。

午後は15時からの開会を予定しておりますので、御参集をお願いいたします。
御苦労さまでした。

-----○-----

休憩 午前11時48分

再開 午後 2時58分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 皆さんこんにちは、議事中断への御理解ありがとうございます。

それでは早速また引き続いていきたいと思います。

休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第17 議案第15号 平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号)

○議長（大田英勝君） 日程第17、議案第15号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第15号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

補正は、歳入で保険料87万6000円、一般会計繰入金1096万1000円をそれぞれ増額。

歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金1181万5000円、過年度保険料還付金2万2000円をそれぞれ増額計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第15号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第16号 平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（大田英勝君） 日程第18、議案第16号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第16号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

補正は、歳入で療養給付費等交付金470万5000円、前期高齢者交付金6万円、共同事業交付金159万1000円をそれぞれ増額し、国庫支出金266万1000円を減額計上しております。

歳出は、保険給付費629万6000円、後期高齢者支援金6万円それぞれ増額し、保健事業費266万1000円を減額計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とい

いたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番。

○7番（野口靖夫君） 町長の今後の方針といいますか、どういうお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

町長の施政方針の演説の中で、国民健康保険特別会計への一般会計からの赤字補てんは、平成23年度の予定は2571万円でありましたが、平成19年度から21年度までは5000万円を超えており、非常に予断を許さないような形の施政方針の内容でしたが、これだけ厳しくなってきたら、町長としては、25年度は保険税を上げようという考え方を持っておられるのか、そこら辺のお気持ち、今のお気持ちをお伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 先ほどの施政方針の中で申し上げた件についてであります、前年繰り越した金額については、2600万円余りということで、非常に金額的に少なくて、前年度に比べると、少なくて済んだのですが、これがこのまま25年度へいくかというと、またそうではなくて、まだはっきりした数字が出ていないのですが、2年間の繰り込みという形になっているものですから、相当金額が上がる可能性があるということから、いろいろ検討しなければならないのではないかという考え方をしています。

ある程度赤字が明らかになってから、またどういう対応をするか。突然に上げますということはできませんので、少なくとも上げるということについては、その1年前ぐらいからやらないと、これはもう町民が非常に戸惑いますので、そういう考え方をしております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私が、なぜこういうことを質問するかと言いますと、こういうのは一般質問あたりで議論をするべき課題ではあると思います。だけれども、せっかくこの補正が出てきているわけでありますので、やはり町長の姿勢として、方針として、いずれかは上げざるを得ないと思っておられるのか。また、そうではなくて、今のままで頑張れるのかということを我々は承知しておかないと、特に去年の台風15、16、17の台風の災害影響で、非常にこてんぱんに我々町民はやられているのです。そのやっつけられている中で、保険税が非常に厳しいということで値上げされたら、もっとまた痛手をくうという形になってきます。そうなりますと、やはり我々は町民として、本当に町民から頂くばかりで良いのかというのと、これを例えですよ、市町村会あたりでいつも議論をしておられると思います。黙って

いるということで申し上げてゐるのではなくて、言つてゐると思われますが、市町村会あたりで県に対し、国に対し、これはどのようにすれば抜本的にしのいでいけるのかというのが一つです。

もう1点は、これだけ対策15、16、17という災害を受けた特別な地域ですから、それに対しては特別交付金みたいな形で、この制度を維持するために、これをお願いしたいということで、市町村会あたりからも通じて、町長だけではなくしてやっていくべきではなかろうかと考えて質問をしているのです。

私が自分個人的に考えても、これは本当に大変だと思います。これは、町長が運営していくにあたって、どうしようかということで上げれば町民から怒られる、このままではパンクする。大変な板ばさみの状態で四苦八苦しておられるのは分かりますから、そこら辺を町長の施政方針として、どういう方面でどのように対策を講じて、どのように私も頑張っているという、その頑張っている姿勢を町民に分からしめることも必要だと思います。そういう観点から、その現状をお聞かせいただければと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 先日の新聞を御覧になった方もいらっしゃると思うのですが、奄美市が今回の繰入金が2億6000万円、一般会計から繰入れているのです。また、ほかの市町村も相当な繰入れをやっていまして、大変な状況にあるのが今国保の状態なのです。与論を見ますと、今議員がおっしゃったように、もうさんざん痛めつけられて、その上に国保の金額まで上がって、国保税まで上がってくると、もうそれこそ非常に大きなダブルパンチと言いますか、受けるということも重々承知しております。

ただ、すぐやるというわけにはいきませんので、検討だけはやっていかないといけないのではないかと思っております。

それと、今の国保の体制の在り方では、もう市町村は壊滅すると、財政パンクを起こすということで、県にも事あるごとに声を大にして言つてゐるのです。といいますのは、国のはうは保険者を県にという考え方で指導しておられるのです。私ども市町村も県でやっていただきたいということでお願いをしているのです。ところが、県は県の広域でやってくれと、保険者にやってやってくれと、そういうことで今やり取りを行つてゐるのですが、私どもとしてはどうしても県の行政で保険者になつていただきたいというお願いをしているところです。広域でやっても、一時はいいかもしれませんけれど、これだけの高齢化が進んでいくと、もう都市も同じようになっていきますのは、目に見えてゐますので、それではまた全く同じようになるのではないかということで、県に保険者になつてくれるということで、もう機会

のあるごとにお願いをしているところです。

なお、また今度奄美の首長みんなそろってやらなければならないのではないかということで、この前の会合でも提案をしたところです。

現状は以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） よく分かりました。

大変御苦労されているお気持ちは分かっていて質問をさせていただきましたが、私はここで、先ほど町長も言っておられましたが、やはり本町においても保険税を上げるにしても、やはりそういうことを今のうちから検討する検討委員会をつくってやっていかなければいけないと思います。

先ほども役場、この行政庁舎の件でも申し上げましたが、それと同じように、この問題は町民を等しくつくってくれという気持ちだと思うのです。ただ問題は、どこに造るかという場所ですから、それと同じように、これだけ財政が厳しい中で保険税を上げるのをやっているところは、町民も等しく理解しておられると思います。だから、そこはやはり我々、執行当局が中心になって、保険税というものはどうあるべきかという検討会をつくっていくと。そして、それに必要なことは与論町自身も行政改革、財政改革を進めながら、両方から進めていきその委員会を進めていかないと、町民に対して御理解いただけないのではないかという気持ちでいっぱいです、どうかひとつ町長は中心になって奮闘をしていただきたいと思います。答弁はいりません。ありがとうございます。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。2番。

○2番（高田豊繁君） ただいまのに少し関連するかと思いますけれど、先ほどの施政方針の4ページの中で、今の国保について述べていますが、この文面の中で、関係者による独立採算に向けた早急な対応策を検討していく必要があるという表現をされていらっしゃいますが、これはどういう意味なのでしょうか。あまりピンとこないのですが、課長のほうでお願いしていいですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（沖野一雄君） お答え申し上げます。

おっしゃるように施政方針のところは、総務課のほうでまとめて、町長の施政方針ということで発表しているのですが、基本的に国民健康保険特別会計と申しますのは、御案内のようにできることであれば、特別会計ということで独立採算でしなければいけないと、運用していかなければいけないというのが建前でございます。しかしながら、御案内のように、今、日本の離島、へき地、山間部の弱小自治体の関わる国保でほとんどが非常に厳しい状況になっております。これは非常に話せば

長くなりますが、構造的な問題がありますので、例えば低所得者が多いとか、無職者が多いとか、高齢者が多いとか、そういういろいろな背景がありまして非常に今は厳しい状況になっております。

そこで、一般会計のほうから国民健康保険法で決められた法定外の繰り入れということを行って何とかやりくりをしていくという、非常に厳しい状況になっております。

施政方針の中で、「関係者が一体となって」と申し上げているところは、当然国保を主管する課、それから財政主管課、そして町民の代表であるところのいろいろな国保運営協議会の皆さんであるとか、あるいは議会の皆様であるとか。そういう関係者が知恵を出し合って、何とか国保の運営というものを健全に運営していく方法はないものかというところで知恵を絞ってまいりたいということであろうかと思っております。

基本的に、先ほど独立採算といいますか、理想的には独立採算で回りたいわけなのですが、国や県の今の法で決められた交付金だけを当てにしていますと、その足らない分は国保税に転化しなくてはいけないという制度の仕組みになっておりますが、先ほども野口議員からもありましたように、国保税で、本当はカバーしていくなくてはいけない、赤字の部分は丸々ですね、そういうふうな構造になっていますが、今の経済状況、与論の経済状態、去年の台風の被害、そういったことを、勘案しますと今年、来年、すぐ値上げをしますよということになりますと、非常時ここは慎重にならざるを得ないというのもあります。どこで努力をどういう形ですべきなのかというところですが、例えば、いま国保税の未収金は大体3800万円ほど残っております。その未収金の残っている3800万円のところになんとか数字を小さくしていく、あるいは医療費ができるだけかからないように病院にかからなくて済むように健康づくりを進めていく。そういういろいろな方策があるかと思います。そういうところを皆さんとともに知恵を出し合って頑張っていかなくてはいけないという趣旨で、施政方針のところで申し述べているところだと思っております。

以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 今のこのことにつきましては、「広報よろん」にも載るかと思いますけれど、この文面で果たしてどこまで必要があるということは、これは町長の方針ですので、これが今課長がおっしゃるように伝わっていくかというのは、非常に疑問に思うのですが、こちら辺はやはり今説明がありましたが、もう少し明確に町民のほうへ伝わってくるように工夫していく必要があるのではないかと思いま

すので、お願ひします。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第16号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 日程第19から日程第25までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的、大綱的な質疑にとどめます。

-----○-----

日程第19 議案第17号 平成25年度与論町一般会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第19、議案第17号、平成25年度与論町一般会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第17号、平成25年度与論町一般会計当初予算について、提案理由を申し上げます。

平成25年度一般会計当初予算の総額は、37億6181万7000円となり、対前年度比4.7パーセントの増額となっております。

歳入の主なものといたしまして、町税が3億84万2000円と、前年度より933万円の増額、地方交付税が19億3900万円と前年度より7000万円の増額で計上しております。

国庫負担金におきましては、城町営住宅建設に伴う社会資本整備総合交付金の増額もあり、前年度より 5868 万 7000 円の減額。

また、県補助金におきましては、農林水産業費県補助金が前年度より 6607 万 4000 円の減額となっております。

町債の総額は、5 億 8120 万円となり、うち辺地債が 1 億 5370 万円、過疎債が 1110 万円、公営住宅債が 5570 万円、一般廃棄物処理事業債が 1 億 9880 万円、県貸付金が 3200 万円などとなっております。

なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきましては、財政調整基金から 1 億 1647 万 6000 円を繰り入れて対応することとしております。

次に、歳出の主なものといたしまして、衛生費で最終処分場整備事業費 2 億 7570 万 6000 円、耕地費で農道等整備費及び県営土地改良事業負担金を合わせて 6607 万 5000 円、商工費でコテージ村及び寺崎公衆トイレ整備事業費 3700 万円、土木費で町道改良事業費 1 億 3800 万円、城団地整備事業費 1 億 6000 万円、教育費で中央公民館施設指定管理委託料 1213 万 5000 円、体育施設指定管理委託料 3970 万円などを計上しております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。7 番。

○7 番（野口靖夫君） これは特別委員会が決まってから質問してもよかったですと思いますが、大局的な観点に立って概要を質問してみたいと思います。

日本においては、アベノミクスということで三本の矢が放たれておりますが、先ほどから私は言っておりますとおり、与論も非常に景気が悪くて大変経済的に逼迫しております。そこで、やはり与論町においても南のミクスみたいなのを考えるべきではないかと思うのです。そのためには、どうすればいいかということをまず基本的に考えておられると思いますので、御自身では南のミクスなんて大きなことは言わないかもしれません、大体、今どうすれば我が島のこの経済の活性化と言いますか、経済化の活性化の点だけお聞きします。福祉や教育というのは別にしまして、経済の活性化を図るために南のミクスというものを打ち出すのであるならば、どういうことをやれば何とかやっていけるのではないかというお気持ちでおられるのか、また持っていないければ結構です。

もしもまた、副町長が持つておられるならば副町長が御答弁されても結構です。

早速ですから、副町長のほうからお聞かせ願えればと思います。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 近隣の昨年からの台風災害、そういうものの等を踏まえて、そして例えば農業生産を重点的にこ入れをしなければいけないと思っております。

例えば一つの例としまして、昨年から肉用牛も今年になって少し値段のほうも良くなってきたが、それも急に改良されていることもなくて、優良母牛の改良へ補助とか、そういう高齢出産をさせないような対策、そういう優良精液の導入等、そしてキビ生産地域も今回は台風で大変種苗がやられまして、種子島からお願いしなければならないような状況となっていますが、まずは昨今の1年前、2年前からのその低下した分をまず先に取り戻す施策を早急にしていかなければならぬと考えております。

○7番（野口靖夫君） 町長どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 大変失礼しました。今一番私が悩んでいるのが、この与論町の経済の浮揚をどうするかというので、一番悩んでいるわけでありますが、御承知のように、この小さな面積で農業関係でやっていくというのは、ある程度限界があるのではないかという思いをしています。今、沖永良部の4.8分の1が与論町の耕地面積なのです。それを考えた時に、沖永良部にはおよばないわけでありますが、私は与論町民が非常に頑張っていると解しています、農業関係ですね。それをさらに浮揚するためには、やはり観光以外にないと、観光に命をかける以外にないということで、これはもちろん農業を今副町長が言われたように、やはり皆さんの知恵を結集して、観光をどう振興していくかということに、本当に今後真剣に全島民挙げて取り組むべきだと考えていましたし、私もそうしてまいりたいと思っております。

先般、JALの常務のフジタ常務がおいでになったのですが、御承知のように私どもJALグループの一番のトップであります。トップの常務さんがいらっしゃったのですが、やはりこの観光の浮揚以外に島をこれ以上もっていくのは非常に難しいところがあるのではないか。特に人口増を図るには、やはり前の私どもが経験した52年、53年の頃の与論の観光のときは、三男坊までみんな帰ってきたのです。それぞれの家庭で、今見ますと長男坊もいらっしゃるか、いらっしゃらないかというぐらいの非常に企業誘致もある程度は人口増につながっているということを考え、過疎化を防いでいるという点もありますが、やはり観光産業をもっていかないと、総体的な人口増を図っていけない。過疎対策にはならないと考えています。皆さんの結集で観光にまい進してまいりたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 本当にミックスされた両町長と副町長の御意見で、すばらしいと思うのです。ほんの限られた財源の中で、再生するのも復興するのも大変な時期ではあります。だけれども、財源がないからもうこのままでいいというわけにはいきません。やはり我々は生きていかなければなりませんし、未来に向かって大きく躍進していかなければならぬのですから、そう思うときに、今町長が言わされた、観光の振興というの非常に自由だと思うのです。

例えは、これはほんの微々たるものですが、この間のヨロンマラソンで、あれは宿泊業者だけがもうかって、ほかの町民はまったくこき使つて何のためにもならなかつたと思われる方もおられる思いますが、ヨロンマラソンの経済的効果というものは大きな意味がありまして、と言いますのは、一つの宿に泊まっていても、それは商店街から品物を買います。仕入れをします。おみやげを持っていきます。いろいろな経済の波及効果というのは莫大なものがあるのです。本当の予算では大体700万円ぐらいしか計上をしておりません。だけれど、その経済的効果というものは何千万なのです。

また、修学旅行1校にしても800万円から1000万円近くの経済的効果があるのです。だから、1軒の宿だけで儲かっているからと思われがちなのですが、これらの波及効果というのは、商業などいろいろなところにあるのです。だから、やはり観光に対しては力を入れていかなければなりません。そうすることによって、我が島は再建もできると思います。もちろん今まで農業をほったらかしていいということではありませんし、一生懸命産業振興課長やほかの担当課の方々も、自分の持ち分で自分の担当のところで一生懸命頑張つておられますから、それと一緒にになってやっていて、ほったらかしているわけではございませんから、それは私は同時進行で進めていくべきなのですが、特に今手っ取り早く進行をするためには、それが一番いいのではないかと思うのです。

また、島は台風でやられて、枯れた木々が多いです。それに対して植栽事業とか、防風林対策とか、今は南海岸防災対策を建設課を中心にして、計画を練つてやつておりますが、私もその委員の一人なのですが、それを早急に建設課の方々は大変だと思いますが、その公共工事を起こしながら、島を守るという目的なので、早急に進めてもらいたいと思っています。島の圏域を守るということで公共工事にもなりますし、全てのものに波及効果があると思います。だから、ゆっくり進めるのではなく、町長、今度人事異動があると思いますから、建設課の職員もちゃんと増やして、いかなくてはいけないと思うのです。県がこの間1月に県議会議員との意見交換会をした時の話だと、県は、非常に乗り気なのです。県会議員の方々も先生方も非常にやる気満々なのです。私が出した議案はあまり喜びませんでしたが、うちの

委員長が提出した議題は、南海、南海岸のそれは非常に建設的な意見でなっておりますから、それを早急にまとめて早く立ち上げてもらいたい。国においてもこれから公共事業は大事だというこの時期に、ゆっくりやっていたら、もうこの時代の波に乗り遅れるということを私は申し上げたいのです。だから、その真波に乗り遅れないためにも早急に立ち上げて、早急に行動をする。そして、それをものにするということを考えていかなければいけないと思うのです。まだ時間がある、まだ時間があるということをやっていたら、私は前に進まないと思いますから、そこら辺も考えていただきたいということのお願いをしておきたいと思います。私は大局的な町長の意見を聞きたかったのですから、これで終わります。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。 5番。

○5番（喜山康三君） 辺地債とか、過疎債などがソフトに使われると以前に変わった後、ソフト部門のほうに予算の配分がもう少しあってもいいのではないかと思います。特に子育て、先般徳之島で広域のデジタル化の調査に徳之島に行ったのですが、その時、天城の議員とちょっと子育てとかについて話し合う機会がありまして、よく聞くと辺地債などのソフト部門の予算を保育園の園費の負担分の与論町では3,000円でしたっけ、その子育て支援という形で、それを無料化にする方向で今回提案をしているということを伺ったのですが、少子高齢化や子育てについて、一番今求められているではないかと思いますが、以前にも就学期間中の医療費の公費による町負担を何とかできないかとか、質問しまして、要望はしたのですが、なかなか実現にいたりませんでした。財政上大変いろいろなことがあります、やはり今、最も厳しい思いをしているのは、お母さん方、お父さん方の子育ての部分ではないかなと私は思います。経済の変動があったり、給料が減ったり、下がったり、また仕事があったり、なかつたりするような中でも子供に対する費用だけはきちんと一定の形で確保できるというのがあれば、やはり辛抱しても子供を産んで増やすこともできるし、また自分の大事な子供をいいように、いい環境で育てられることもできると思います。だから、是非経済の変動に関係なく、世の中の不景気とかに関係なく、これだけはきちんと町で子育ては面倒みてあげるから、安心して子供を産みなさいと、そう言われる環境をつくるよう、是非町長にはお願ひしたくて、今後予算を組むときにおいても様々な勇気もあると思いますが、やはりもう少し、あと1段この辺について是非配慮をいただいて、お母さん、お父さん方への応援をしていただければ大変有り難いと思います。以上でございます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私どもがやっている行政というのは、ハード・ソフトあるのですが、次の世代を担ってたつ子供たちのために条件整備をしているということだと

思うのです。そういう点から、今議員のおっしゃったことを非常に考えなければならない問題だと考えます。

今回の場合は、ちょっとハード面が目立っている感もあるかもしれません、今回のいろいろな災害等ございまして、その補助金の出し入れという形も含まれているということで感がありますが、また補正というのもありますので、隨時その点は考慮しながら対応させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第20 議案第18号 平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第20、議案第18号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第18号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の規模は、対前年費9.4パーセント増で、5253万9000円となっております。

対前年度の増減の主なものといたしまして、歳入では後期高齢者医療保険料37万3000円の増額、一般会計繰入金487万円の増額となっております。

歳出につきましては、保健事業費13万6000円の増額、後期高齢者医療広域連合納付金432万4000円の増額が主な内容となっております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第21 議案第19号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第21、議案第19号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第19号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年比0.1パーセントの減で8億5707万2000円とな

っております。

歳入につきましては、前年度比増減の主なものといたしまして、国民健康保険税926万8000円の減、国庫支出金135万9000円の増、県支出金893万5000円の増、医療給付費等交付金372万3000円の増、共同事業交付金610万3000円の減となっております。

歳出につきましては、前年度比の増減の主なものといたしまして、保険給付費311万9000円の増、老人保健拠出金94万円の減、介護納付金157万9000円の増、共同事業拠出金621万2000円の減、保健事業費153万2000円の増となっております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第22 議案第20号 平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第22、議案第20号、平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第20号、平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度2.18パーセントの増で、2億3230万円となっていきます。

歳入で、分担金81万8000円、使用料1149万4000円、繰入金1091万5000円、歳出で総務管理費1516万8000円、公債費786万2000円を計上しています。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第23 議案第21号 平成25年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（大田英勝君）　日程第23、議案第21号、平成25年度与論町と畜場特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君）　議案第21号、平成25年度与論町と畜場特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の規模は、前年と同額の33万2000円となっております。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料2万9000円、繰入金30万2000円を計上しております。

歳出につきましては、総務費33万2000円を計上しております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君）　これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第24 議案第22号 平成25年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（大田英勝君）　日程第24、議案第22号、平成25年度与論町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君）　議案第22号、平成25年度与論町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

平成25年度介護保険特別会計当初予算の総額は、6億5724万9000円で、平成24年度予算額と比較しますと9697万円の減額、率にして17.3パーセントの増となっています。

この増額の主な原因は、保険給付費の増額によるものです。対前年度の増減の主なものといたしまして、歳入で保険料3488万8000円、国庫支出金2561万9000円、支払基金交付金で2853万1000円、県支出金1004万4000円をそれぞれ増額し、繰入金211万3000円を減額計上しております。

歳出では、総務費137万5000円の減額、保険給付費9732万8000円、地域支援事業費101万7000円をそれぞれ増額計上しております。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。次に進みます。

-----○-----

日程第25 議案第23号 平成25年度与論町水道事業会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第25、議案第23号、平成25年度与論町水道事業会計予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第23号、平成25年度与論町水道事業会計予算について、提案理由を申し上げます。

業務の予定量は、月平均給水件数2,740件、年間給水量57万立方メートル、1日平均給水量1,561立方メートル、建設改良事業5772万円となっております。

収益的収入で、営業収益1億6283万5000円、営業外収益53万円、収益的支出で営業費用1億5333万6000円、営業外費用821万5000円、資本的収入で工事負担金35万円、補償金100万円、資本的支出で建設改良費5772万円、企業債償還金で1154万円を計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番。

○7番（野口靖夫君） 地元業者への専門分野の業務委託を考えておられるようですが、例えば、浄水場の運転管理、そしてさらには漏水探知作業及び漏水修理等の業務を委託しようと考えておられるようありますが、その内容を支障がなければここで課長、支障がなければ、あなたの今思っておられる考え方をちょっと述べていただけますか。

○議長（大田英勝君） 水道課長。

○水道課長（池田直也君） まったく支障はありませんので、浄水場の電気管理委託については、吉田電設さんに、浄水場と水源池の管理委託料を毎月14万円で委託をしております。

あと、また夜間の漏水調査は車の走行が少なく、雑音が無い時間帯で、夜中の12時から2時の間に職員プラス、吉田水道さんと一緒にになって夜中に行い、その基本料プラスその時の時間帯で、約350万円ぐらいです。

以上です。

○7番（野口靖夫君） 修理は、漏水の修理。

○水道課長（池田直也君） 漏水の修理は、指定工事店との契約をしている関係で、指定工事店の工事量の分量に合わせた、力量に合わせたもので随契で決裁をする上での支払いです。

以上です。

○7番（野口靖夫君） それは、いつごろから考へてる。

○水道課長（池田直也君） これは、もうずっと水道事業の公有化になったときから続けております。

○7番（野口靖夫君） 委託する時期は。

○水道課長（池田直也君） 当初から行っています。

○7番（野口靖夫君） もうやっているのですか。

○水道課長（池田直也君） 当初からずっとです。

○7番（野口靖夫君） 分かりました。

○水道課長（池田直也君） はい、ありがとうございます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今回、去年の災害で復旧費にどのくらい用意したか、概算だけでも結構ですから。

○議長（大田英勝君） 水道課長。

○水道課長（池田直也君） 概算ですが、約780万円ぐらいですが、それは復旧のほかに、光熱費、ガソリン代、軽油代がそのうち約80万円ぐらいで、あとはもちろんの機械の整備の保守、補修とか修理がありました。

以上です。

○議長（大田英勝君） いいですか。

これで質疑を終わります。次に進みます。

—————○—————

日程第26 特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（大田英勝君） 日程第26、特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議案第17号から議案第23号については、議長を除く9人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第23号については、議長を除く9人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時50分

再開 午後3時52分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に供利泰伸君、副委員長に麓才良君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

-----○-----

日程第27 議案第24号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について

○議長（大田英勝君） 日程第27、議案第24号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第24号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更について、提案理由を説明申し上げます。

南薩地区消防組合の解散等により鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方交付税の数の減少及び同組合の共同処理する事務の一部にかかる組合市町村の変更に伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更については可決されました。

-----○-----

日程第28 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について）

○議長（大田英勝君） 日程第28、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について）提案理由を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第76号）第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について）を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について）は、承認されました。

-----○-----

日程第29 認定第1号 町道路線の認定について

○議長（大田英勝君） 日程第29、認定第1号「町道路線の認定について」を、議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第1号、町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

本路線は、町道整備事業や農道整備事業により整備された道路ですが、今回道路台帳を整備し、道路法第8条第2項により、町道路線として認識を求めるものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号「町道路線の認定について」を、採決します。

お諮りします。本件は認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、町道路線の認定については認定されました。

-----○-----

日程第30 認定第2号 平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第30、認定第2号「平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定について」を、議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 認定第2号、平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

奄美自治会館管理組合の解散に伴う決算の認定については、地方自治法施行令第5条の準用により、旧組合の管理者が決算を行い、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号「平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定について」を、採決します。

お諮りします。本件は認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定については認定されました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、3月14日、本会議で一般質問であります。

定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後4時01分

平成 25 年第 1 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 25 年 3 月 14 日

平成25年第1回与論町議会定例会会議録
平成25年3月14日（木曜日）午前9時10分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 一般質問

2 出席議員（10人）

| | |
|------------|------------|
| 1番 林 敏治君 | 2番 高田 豊繁君 |
| 3番 町俊策君 | 4番 林 隆寿君 |
| 5番 喜山 康三君 | 6番 供利 泰伸君 |
| 7番 野口 靖夫君 | 8番 麓 才良君 |
| 9番 福地 元一郎君 | 10番 大田 英勝君 |

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（17人）

| | |
|--------------------|--------------|
| 町長 南政吾君 | 副町長 川上政雄君 |
| 教育長 田中重君 | 総務企画課長 元井勝彦君 |
| 会計管理者兼会計課長 佐多悦郎君 | 税務課長 野田俊成君 |
| 税務対策監兼収納対策室長 池上成孝君 | 町民福祉課長 沖野一雄君 |
| 環境課長 福地範正君 | 産業振興課長 鬼塚寿文君 |
| 商工観光課長 久留満博君 | 建設課長 山下哲博君 |
| 教委事務局長 竹沢敏明君 | 水道課長 池田直也君 |
| 与論こども園長 岩山秀子君 | 茶花こども園長 林健君 |
| 那間こども園長 高田りえ子君 | |

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君 係長 朝岡芳正君

開議 午前9時10分

-----○-----

○議長（大田英勝君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（大田英勝君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番、林隆寿君。

○4番（林 隆寿君） おはようございます。

[「おはようございます」と呼ぶ者あり]

○4番（林 隆寿君） 3月定例会トップバッターの一般質問をさせていただきます。

ただいま議長から許可をいただきましたので、通告書のとおり一般質問を行います。

安倍総理の、2月21日から24日にかけての訪米においてオバマ大統領とのTPPに関する共同声明には、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように共同声明の中に両国ともセンシティビティー、慎重に扱うべき事柄が存在するというふうに明記されております。全ての品目の完全撤退が前提ではないというこの方針を確認し、共同声明として発表されました。

政府関係者からは、成長戦略の起爆剤として、早期のTPP参加表明は不可欠だと、新たな農業支援策を示して、理解を求めるためにも表明は早いほうがよいという意見があり、15日、明日にも参加表明を行う方針であるとメディアでは伝えております。我が与論町の農業にもゆゆしき事態となってきております。

しかし、ただ手をこまねいてばかりでは与論町の農業が衰退するだけであります。与論町の農業が10年後にはどうあるべきかを真剣に考えなければならないと思います。これからは、さとうきび、畜産存続のため完全撤廃品目対象除外品目としての交渉を国へ強く働きかける運動をする必要があると思います。

一方で、地元の私たちは、独自の足腰の強い経営環境の構築が急務であると考えます。このことを踏まえて質問をさせていただきます。

1. 農業振興対策について

(1) 与論町農業及び関連産業ビジョン策定業務報告書の中で、さとうきび・園芸・畜産の生産目標を実現するための課題と対策については分析がなされているが、具体的にどう推進していく考えであるか。

(2) 報告書の中に、根本的（共通）な対策の1つとして、多様な若い生産者から

なる委員会メンバーを母体とした部会を横断する活動組織を立ち上げ、定期的に会議を開き、今後の与論農業を考える場をつくるとあり、その必要性が痛感されるが、これまでどのように取り組み、具体的な支援策をどう講じていく考えであるか。

(3) 本町の地産地消活動としては、生活研究グループが運営する「まごころ市」とJA女性部が運営する「みのり市」のほか、個々の農家でも野菜の自給生産を行っている。高齢者が農業に従事する環境の整備にもつながることから、その拡充と一層の定着を図る必要があると痛感されるが、今後これをどのように支援していく考えであるか。

2. 観光再生対策について

(1) 観光業の一環として農村観光を推進するため、農家民泊について調査研究がなされたと思うが、今後の可能性をどのように認識し、担当課をどこに定めて、具体的な対策をどう講じていく考えであるか。

以上、四つお伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず最初に、1-(1)について申し上げます。

第5次与論町総合振興計画の中の農水産業プロジェクト実現のために、与論町農業及び関連産業ビジョンを策定しております。ビジョン策定にあたっては、農家の方も参画していただき、目標年を設定し、具体的な生産の数値目標を掲げ、目標達成のための対策について検討しております。

さとうきび対策につきましては、かん水施設の有効活用により、単収向上を図ること。高齢化や兼業化等に伴う収穫作業の機械化が進んでいることにより、株出し管理作業や除草対策が遅れ、低単収ほ場となっている対策として、作業機械の導入やオペレータ育成による作業受託組織の充実が考えられておりますが、まずは2年続きの不作から平年並みの水準に回復させるため、基金事業を最大活用してまいります。

園芸の振興につきましては、収益性の高い作物の栽培農家を増やすため、新規参入者に対する技術習得の場の提供や研修システムの構築を行うこととしており、今年度より県職員による農業基礎講座と地元優良農家による実施指導を開始しております。ビニールハウスやかん水施設等の施設整備には、町の補助や国の補助の活用を進めてまいります。その他に農繁期における労働力不足対策として、高齢者や主婦等の労働力を取り込む農作業人材バンクについても検討してまいります。

畜産の振興につきましては、夏季の長大作物栽培や冬季のエンバク、イタリアングラスなどの栽培により粗飼料の単収向上を図ります。

また、現在実施している高齢母牛の更新を一定期間集中的に続け、優良精液や飼料作物の種子購入に対する補助も続けてまいります。今後は、粗飼料の安定供給と低コスト化を図るため、コントラクターや作業受託組織の育成など、耕種農家にもメリットがあるような構畜連携のシステムづくりについて検討を進めてまいります。

次に、1-(2)についてお答えします。

ビジョン策定委員会で、多様な若い生産者を一堂に会して議論を進めていった中で、自分の関わる作物以外の情報に新鮮なインパクトを受けた人も見られたこと。また広範囲な情報に触れることで、新たな知見を得た人もいたことにより、その委員会のメンバーを母体として組織をつくり、初心者向け実証ほ場の計画に参画したり、1年に1回の農業振興に関わるイベントを企画してもらうなど、若い農業者育成の核となっていたいただくこととしております。策定したビジョンの工程表では、平成24年度からその立ち上げに取り組むこととしておりましたが、災害が大きかつたことなどの影響により、まだ設立されておりませんが、平成25年度において立ち上げ、初心者農家育成システムづくりや農業人材バンクの検討とあわせて取り組んでまいります。

次に1-(3)についてお答えいたします。

地産地消という言葉は、県全体では平成13年度から言われておりますが、本町においては、そのずっと前から取組は始まっていたとのことです。昭和50年代の「八・八・一運動」の8種類の野菜、8時間の睡眠、1個の卵と1本の牛乳を飲もうというもので、さらに年間30万円は自給しようとグループ員で共同育苗や勉強会を行っていたのが地産地消の第一歩だと聞いております。会員が熱心に畑づくりを行った結果、野菜が豊富に採れるようになり、是非これで地域貢献をということで、昭和60年に本町で初めて無人市として「まごころ市」が立ち上げられております。自分の野菜が1つでも売れる喜びと、健康づくりのために自分の生きがいを見つけて、直売所に野菜を持って来る仲間も増え、このあと町内のいろいろな直売所につながっており、最近では野菜だけでなく、薬草、手芸品等にも取り組んでおります。

今後は、退職者や高齢者の仲間づくりの場所、働く場所、またお茶を飲む場所として更に発展し定着するようJAや各関係機関と連携をしながら支援してまいります。

最後に2-(1)についてお答えします。

基本的には国の政策として農家の所得向上を図ることが目的であり、県内の他市町村では、農林漁業担当課で行っております。本町におきましては、平成18年度以降お客様の予約並びに金銭授受等の問題もあり、前述の業務を観光協会で対応、事業推進や免許取得のための申請手続き等は商工観光課が行い、事業推進などの国・県担当部署とのやり取りは産業振興課が行っている現状です。今後、商工観光課だけでは事業の趣旨に沿った対応ができないケースも考えられますので、お客様のニーズに合った受け入れに向け、JAや漁業並びに観光以外の教育・医療・福祉等と連携し、一層の内容充実を図りながら推進してまいりたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆寿君） この農業政策に関しては、与論町の政策はおおむねうまくいっており、またいい成果が出ていると私は感謝しております。

ただ、いまテレビ新聞等をにぎわせているTPPの問題が大きく立ちはだかっており、やはり、これは避けて通れない問題というのが、もうすぐそこにきておりますので、これからはもっと視点を変えた大きな視野に立って10年後、20年後を見据えた政策に切り換える必要があるのではないかと私は思います。

小さな質問ですが、今年のさとうきび収穫予想量はどれぐらいでしたか。

[「2万2000」と呼ぶ者あり]

○4番（林 隆寿君） 2万2000トン、当時1万8000トンから2万2000トンというふうに上がったのは、やはり8月の台風前までに成長したものが、それだけ倒れていたものだから、なかなか予想できなかつたという状況だったと思います。これは何を言わんとするか、さとうきびというのは、ものすごい災害にも負けない作物であるということが証明されたと思います。このさとうきびというのは、3万トンあれば普通作で2万円、2×3が6億円の稼ぎをいたします。さとうきびの経済効果というのは、3.9倍あると言われております。いろいろな経済効果がある、23億円程度の経済効果があると言われている作物です。

また、国の政策として作らせてもらっている作物でありますので、これはどうしても衰退させてはいけないと私は思っております。畜産にしろ、さとうきびにしろ、園芸にしろ、これは衰退させてはいけない。特に、さとうきびというのは、与論島みたいな小さな島でありますと、やはり危険分散型というのが重要になるのかと思います。そこで、危険分散型の中の核となるのがさとうきびであろうかと思います。やはり、このさとうきびをどうしても守らなければいけない。そういうことで、私はちょっと視点を変えて質問をしてみたいと思います。

今年のハーベスタの収穫面積、占有率は大体何パーセントぐらいですか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 全収穫面積489ヘクタールのうちの269.7ヘクタールで、55パーセントとなっております。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆寿君） ありがとうございます。

50パーセント以上きているということは、やはりこれは考えてみると高齢化が進んできているなど、しかし高齢化が進んで、もうさとうきびを作れないというのではなくて、さとうきびを作りたいけど作れないという方々がどうしてもハーベスターに頼るということになるのではないかと思います。

やはり、農家の方々もさとうきびというのは愛着もありますし、それだけの価値というのをちゃんと見て、一生懸命つくっていただいている。そういう中から、先ほどのお答えには、農水産業プロジェクトの策定の中に、課題と対策として載っておりまして、作業機械やオペレータの不足による肥培管理の遅れが現状にあるため、作業機械の導入やオペレータ育成等により、作業受託組織の機能充実を図り、適期肥培管理を徹底すると載っております。

この作業受託組織の機能充実を図るための具体策と、作業受託組織を今後いくつぐらい策定するのか。そして、近い将来において全体面積の機械化の割合をどこまでもっていくのかということをお聞きしたいと思います。これは近い将来直面する問題であろうかと思います。もう既に直面していると思っておりますが、今のうちこの方向性というのを定めておいて、10年後の与論町の農業の中のさとうきびはどうあるべきかということを考えていかないと遅くなるのではないかと思います。

町長は、10年後のさとうきび栽培をどういうふうに描いているでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 与論町の農業関係で与論町で一番考えなければならないのは、耕作面積が非常に小さいということだと思います。それをカバーするのは何かというと単収を上げる。これが一番の最大の課題ではないかと思っております。また、継続してやっていくためにも単収をいかに上げるかで決定していくのではないかと思っているのですが、特にさとうきびの場合は単収を上げた時も、どうしても欠かせない問題というのが、労働不足をどう解消するかということだと思います。このことについては、行政としてはできるだけ農家の方々に即対応ができるように体制を整えていきたいと、今まで要望が出たら即その対応をやってきました。これからもその対応はしていきたいと思っているのでありますが、ただ行政サイドだけで考えたやり方になりますと、浮き上がってしまう面もありますし、また会社等の対応という問題があります。機械化による刈り入れが43パーセント以上になれば、会社としてもその対応を変えていかなければならないと言われてきたのですが、既

に10パーセント以上上がっているわけで、そろそろ会社としてもきびのトップの葉っぱの取り除きとか、その対応が出てくるということありますので、会社とも農家の方々とも相談をしながら、即対応ができる態勢を常に持っていくという考え方で進めてまいりたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆寿君） 作業受託組織をいくつこれから設立するか、これはもう取りもなおさず全面積機械化をしなければ、10年後のさとうきびは恐らくつぶれるのではないかという考えをもっておりまます。

それで、私個人の考えなのですが、これを10年後にさとうきび栽培体系というの、全機械化された時には、やはりそのコスト、受託コストというのもおのずと下がっていくのではないかと思います。そのやり方というのは、個人の小さな小規模さとうきびの農家も一緒に巻き込んでいくのか、あるいはまた、それを集約して大きな組織体として何か所かの組織体でさとうきびを維持するのかというのは、これからまたいろいろ議論の余地があるかと思いますが、やはり今考えなければいけないのは、機械化のできるようなそういう環境整備、あるいはまた機械化をして一番今懸念されるのが、株出しができないという農家の不安というのがありますので、そういうのも技術的に解決をしていく。その技術開発というのも、やはり早くやらなければいけないと思います。そうすることによって、農家が安心して機械化ができる。

品目別経営安定対策、あれはもともとは、さとうきびの大型化を図りなさいと、小さい方はもうやりなさんなというそういう意味合いが入っていたと思うのです。それを今まで私どもが小規模農家を守らなければいけないと反対運動をしながら、いろいろ交渉しながらやってきたのですが、やはり限界というのがあろうかと思いますので、10年後のさとうきび、それを与論町の収入として6億円、あるいはできれば8億円、それだけのお金があるのです。それを是非なくさないようにという対策もまた考えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、続いて2の園芸に関しての、ごめんなさい、これは農業に関してのさとうきび・園芸・畜産と部分的に分けて質問しますのですみませんが。

それから続きまして、園芸についての課題と対策についてお伺いしたいと思います。

その課題等については、答弁書にも載っていましたが、担い手の高齢化が進んでおり生産を増やすためには、栽培農家の数を増やすことが必要であり、収穫時に労働力が集中するための規模拡大ができない。また、過労や栽培管理不足による品質低下のため、労働力を確保する必要があると分析されており、根本的な対策として

農作業人材バンク事業の検討を指摘している。この農作業人材バンク事業について、どのように考えているかということでお聞きしましたが、検討していますということでありました。検討ではちょっと遅いと思いますが、やはりこれは先ほども言いましたさとうきびの作業受託組織、そしてまた、このシルバー人材バンクではなくとも農作業人材バンク作業、それと今から少し質問したいと思うのですが、畜産のコントラクター組織の育成、この三つはやはり問題が根本的に一緒だと思います。こういうのを一つ一つ立ち上げるのではなくて、やはりひとつになったそういうものの考え方で、与論町の農業にどう貢献できるかということを総合的に考えなければいけないということで、この後にもいろいろ横断する組織活動の構築についてということもまた少し関連していきたいと思うのですが、そういうことで、この農作業人材バンク、こういうのもやはり今の与論の作物については、インゲン、里芋、あるいは花については花き、それぞれ栽培されているのですが、季節的に大変作業が集約されてきて忙しい時はとても忙しい、暇な時は人を雇う必要もないという変則的な作業体系ですので、やはり忙しい時の人材確保というのが、農家個々にとっては大変頭の痛いところであります。現在、それぞれ農家がそれぞれのつてでお願いをして雇っているところですが、聞くところによると少しコストが高くなる面もあるという悩みも聞いております。やはりこの農作業人材バンクをつくることによって賃金の一定化、そしてまたスムーズな人材の確保、そういうのもできることによって園芸の規模拡大もできるのではないかと考えております。

そういうことも、是非このことについて真剣に取り組んでいただきたい。シルバー人材組織については、25年前からずっと言い続けてきているのですが、なかなかそれができにくいということですが、沖永良部では既に昔からシルバー人材組織を使って有効な農業をやっておりますので、やはりそういうところを見ると、与論ももう少し本腰を入れて考えていただきたいと思います。町長どうでしょう。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） これから、特に与論の場合ですが、農作業については人材、労働力不足というのが、この対応をいかにするかというのが一番最大課題だと思っております。人材バンクについては、いろいろな人材バンクがあるのですが、成功しているところ、また大きな問題を抱えているところもあります。今いろいろな角度からの調査研究をしているのですが、どうしても労働力が不足していくというのは、もうはつきりしておりますので、その対応をできるだけ早くやっていきたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆寿君） これは、やりにくいというのは園芸だけを考えた人材バンクだ

からやりにくいのであって、やはりさとうきび作というのも加えた総合人材組織というのですか、そういうのを考えていけば長続きするのではないかと思いますので、これはまた真剣に取り組んでいただきたいと思います。お願ひいたします。

続いて、3番目に畜産のことについて、畜産の課題と対策についてお伺いいたします。

これは、昨年のちょうど1年前、24年3月に低コスト飼料の加工対策についてということで私が質問をしたところ、コントラクター組織の設立についてということで、今農家と関係機関と検討を進めていると回答があったのですが、今回の回答にも進めているということでしたか、どうですか、コントラクターの組織。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） コントラクター組織につきましては、立ち上げようと試みておりましたが、今のところできていない状況でございます。ちょっと難しいようでございます。

それで作業受託組織のほうで対応できないかと検討しております。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆寿君） 私もコントラクター組織を勉強してみまして、難しいですね、なかなかあれは大型の農村地帯、ああいうところの物語であって、こういう小規模的な小さな島ではちょっと無理なのかなと、しかし、今、国がやっている飼料作事業というのがあります。各個人個人で機械を導入して、あれは毎年ずっとやっているのですが、ああいうのをあの方々は個人でできるそういう力があるからできる。また、グループを組んでできるということなのですが、これもまた、やはり時代とともに働いている方々も年をとったりとかいろいろな条件によって変わってきますので、やはりこれも畜産のコントラクターではないですが、そういう作業受託組織というのも今のうちから真剣に考えておかないと、特にTPPが入ってきたら、これは農林水産省の試算によると、皆さんよく御存じかと思いますが、4等級、5等級しか日本にはもう残らないということです。1等級、2等級、3等級といったら、みんなオーストラリア、アメリカからきて、肉が大量にきて恐らく売れないだろうと、であれば外国に輸出するといつてもアメリカ、オーストラリアが決定できませんので、そうなると、ものすごく品質を高めて全品目4等級、5等級をつくらないと生き残れないということになります。そうなってくると飼料というものが一番今畜産ではネックになっておりますので、やはりこの飼料の低価格化というのを今から取り組んで考えないと、畜産農家は大変ではないかと思います。

また聞いてみると、飼料をロールして、フィルムもすごく高くて作業自体にも影響があってなかなか難しい、苦しいという話も聞いておりますので、これは一つ

一つ別々に言っておりますが、先ほども言いましたように畜産・園芸・さとうきび、この三つの与論町の主品目を対象にした総合的な組織というのを考えていただきたいと思います。是非お願いいたします。

それでは続きまして、(2)の項目の部会を横断する組織活動の構築についてということでお伺いします。

横断的組織の構築については、大きな発想によって現在中小企業間で盛んに行われている異業種交流的要素が多分にあり、農業だけにとどまらず、漁業・観光・商工業との連携を目標とした組織の構築が必要になると思いますが、また、これすることによって、若くて指導力のあるリーダーを育成できる可能性があると私は思います。

これからとの与論というのは、農業も商業も観光もみんな一つの与論の産業であるということを考えた時に、やはりこういう横断的な組織というのは早く組織すべきではないだろうか。その中でリーダーを育てて、いろいろなその活動をしていくということが与論町全体が一つになっていく、そういうひとつのきっかけになるのではないかと私は思いますが、どう思われますか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） このことについては、前に商工会の青年部が中心になりまして異業種間交流という形で組織をしたのであります、現在はその活動が停止している状況であります。おっしゃるとおり、この異業種間の交流というのは総合的な相乗効果が非常に大きいと思います。

特に与論において、観光等も含めた形の観光・農業とかいろいろ観光漁業というのが考えられますので、今後非常にその組織の必要性が出てくるのではないかと思っておりますので、早急にその対策をしてまいりたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆寿君） 是非お願いします。

それでは、続いて地産地消活動の拡充、定着の取り組みについて伺います。

地産地消とは、農産物を生産・販売する上で、一番コストがかからない生産活動であり、消費者が多いほど地産地消作物の品目が拡大し、量的に生産可能になり、定着までなり、そうなると定着までの生産指導というのが必要になってきます。これはやはり観光客の増によるその地場産の消費というのを観光と農業をリンクさせた考え方と私は言っております。それで、いろいろそういう支援が必要になってくるのであろうと私は思います。そこで、地産地消活動拡大と観光産業の振興とはリンクして考えていかなければいけないと思います。

また、安全・安心な食料品の学校給食への供給元としても期待できるのではない

かなと、この拡充定着というのは、これはこのビジョン策定を報告書にいいのがあったのですが、高齢農業者の視点からこれを指摘されたのであります。高齢農業者は大型機械の操作や体力を要する施設栽培などには向いていない。しかし、長い経験を生かして多様な作物を商業栽培する技術は持っている。よって、軽作業で済む野菜の少量栽培は可能である。そこで、野菜の収穫時期が集中する時期、アルバイト的に農家支援の活動をする。また直売所や給食など地産地消に関する販売、あるいは加工品原材料の提供など、地域内流通を主体とする作物を栽培するというふうに指摘されて、こういうことを進めたほうがいいと載っております。やはりこれは、例えばさとうきびが大型化したりした時に、そうなるとお年寄りたちがこれからはそういう農作業もしなくなる。しかし、農作業をしなくなつて、今まで働き者のおじいちゃん、おばあちゃんが急にさとうきびの農作業ができなくなつて、齢をとつてやはり健康維持、あるいはまた、その方々のこつちに載つていきましたように、長い経験をもつていている方々ですので、そういう方々の底力を見逃すわけにはいきませんので、やはりこの地産地消という形の高齢農業者の雇用、仕事をつくる、生きがいをつくることで、そしてこれが定着していきますと、これは大きな産業、経済戦略品目になるのではないかなど、大げさに言えば、そういうふうに思つております。

また、高齢者が適度な農作業にかかわることで医療費の削減につながることが分かつてきたと、福島県の鮫川村の例を載せておりますが、やはり高齢者が農業をして体を動かすことによって医療費が安くなつたと書いてあります。ちょっと読んでみます。高齢者がつくる鮫川村の事例であります、「高齢者がつくる大豆等を1000万円で購入したが、体を動かすことで高齢者が健康になり、8000万円の医療費を削減できており、トータルでは7000万円の支出が軽減されたことになる」という大変すばらしい夢のような話ですが、こういう効果も期待できるということで、この地産地消の取り組みというのは、是非もっともっとこの答弁書にもありましたように、ずっと昔からやっているんだよということありますが、それをもっとお金になるような、そして楽をしてできるような高齢農業者が取り組めるようなそういうシステムをつくっていただきたいなと思います。

そうなりますと、今度は消費者の多様化に伴う安心・安全な農作物を提供するための今度は生産履歴記帳、トレーサビリティーの徹底が必要になってきます。今現在「まごころ市」、「みのり市」で行われている皆さん方は、そういうところも徹底されて指導されて心配ないのですが、新しくそういうことをやろうかなとおっしゃる方は、やはり今このトレーサビリティーというのが徹底されておりますので、責任問題が発生するということがありますので、生産履歴記帳というのを指導した

り、それを組織化の中で徹底していく必要があるのではないかと思います。

やはり、高齢者が農業に長く従事できる環境整備の支援が必要になってくると私は考えます。町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まったくおっしゃるとおりで、高齢者の健康維持というのはスポーツ、いろいろな運動の方法もありますが、それ以上に気持ちの持ち方と、希望を持って暮らしておられるかどうかで非常に左右されると言われていますので、そういう点からいきましても、非常にただいまの御意見そのとおりだと思っております。また進めてまいりたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆寿君） ありがとうございます。是非お願いをいたします。

高齢農業者の観点から、今いろいろ質問してみようと思ってたくさん資料を準備したのですが、葉っぱビジネスというのは御存知ですよね。これは有名な徳島県の上勝町で行われている葉っぱビジネスといって、木の葉っぱを商品化して高級料亭などに送っているビジネスを、何十年もやっているようです。その方々の60代以上、生産農家の5割が60歳以上で多くは女性です。女性の生産農家というんですか、そういう方々が木の葉を「つまもの」として販売をしているということで、大変これは評判が良く、今を売上が2億6000万円ほど出ているようです。これが、この方々は出荷調整というのをしていく中で何を利用しているか、タブレット端末です。携帯電話です。コンピューターです。おばあちゃんたち、じいちゃんたちがみんなそれで一日の出荷量、一日のその日の売上の量、そしてまた平均金額というのを携帯やら、タブレットやらで見て、今日はちょっと良さそうだから出してみようかと入力だとすると、大もとで量的にストップがかかったり、あるいはまたもっと量を出せないかというように調整をするという、そこまできておって、じいちゃん、ばあちゃんがすごくいきいきと活用していると、そういう大きな事例がございますので、是非これも参考になさって取り組んでいただきたいと思います。その葉っぱビジネスの発見のきっかけというのが、ささいなことだったらしいのです。これは、女性の何気ない会話の中で「この料理に付いている葉っぱはかわいいね」とのひと言で、横石さんという方なのですが、その方がそのひと言を耳にして、この葉っぱというのは金になるのだ、資源になるのだというアイデアを思いついて、この葉っぱビジネスが始まったと言われておりますので、やはりアイデアというのはどこに転がっているか分からない。みんなが「こんなものは駄目だよ」というものでも、見る人の視点を違えればまた変わってくるという一つの大きな例だと思いますので、これもひとつ参考にして頑張っていただきたいと思います。

それから、この農業経営の大型化と地産地消活動というのは、高齢農業者との組み合わせが大変重要な視点であると考えますので、町長是非このことについて頑張っていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後になりますが観光再生について、農家民泊についての可能性について伺います。これは回答書にも、この第5次総合計画の中で観光の振興と現状と課題として従来の宿泊施設に加え、受け入れ施設、宿泊施設の拡充を図るため農家民泊等の導入により、新たな宿泊体制の整備が急務となっていると明記されて、今取り組んでおられるようですが、これは観光協会で対応をし、そしてまた産業振興課がバックアップをするということでしょうか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） これは、商工観光課が中心になって根本的な問題もありまして、今進めているところです。最近は、農家の方々もですが、募集をしたところがなかなか応募していただける方が非常に少ないものですから、職員のほうから早急に対応を何とか協力できないかということで、今職員を対象にお願いをしているところですが、商工観光課が中心でやっているところです。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆寿君） 今現在、農家がなかなか申し込みがないというのは、これはつい最近ぱっと出たことですから、なかなか農家もそれは応じるわけにはいかないです。やはり将来を見据えて、こういう農家民泊というのをどのようにするかというビジョンを立てて、こうしていきましょうという道筋を立てた中で農家に問い合わせをもちかけて、どうしましょうかというふうにしないと、どうなるか分からぬようなものをやってくれと言ってもそれは無理だと思います。現在、現実問題としていくつかのホテルとか、大型施設が営業を廃止している状態にあるのですが、この農家民泊というのは、夏のヨロンマラソンなどの宿泊施設の補完的施設ではなくて、やはり農家が無理なく、利益の生じる運営で離れ小島の農村の特徴を生かした、そういう体験型の簡易宿泊施設を目指して、その計画をしていただく。あくまでも受け入れられなくなったから民泊ではなくて、やはり民泊は民泊のそういう体系があるのだよというのを確立していただかないと、なかなかこれはできないと思います。

これから観光振興をしていく上において、今は入り込み客が5万人程度です。その中で観光客というのはおそらく4万人しかいないだろうと、それを7万人、8万人に上げるということは、今の状況では全く無理でありますので、やはりこういう農家民泊というのを整備をしながら、なおかつまた、言えば小遣い稼ぎというか、無理のない、そして島外の人たちと触れ合って、おじいちゃん、おばあちゃんが触

れ合って、いろいろな文化交流ができる。そういうことも大きなメリットになるかと思いますので、やはりこれは是非進めていただけたらと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実際にこの民泊で大成功している地域があるのです。伊江村が、その内容を調べまして、指導も受けながら今やっているのですが、一時的な例えばヨロンマラソンの補完的なということではなくて、修学旅行生もいろいろと入れた形での本当の民泊という形の進め方を今しているのです。補完的なものではなくて、将来与論には、やはり地域的なことを考えた時に、民泊という仕事は必要ではないかと、民宿、民泊、ホテルという3段階の選択肢が必要ではないかという考え方のもとで進めている現状であります。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆寿君） 是非そのようにお願いしたいと思います。

去る2月の所管事務調査で石垣島を調査しに行きました。そこで、元JTA専務の現在「ホテルみずほ石垣」の顧問をされている仲地さんという方の講話を聞くことができました。そこで、有り難いアドバイスを頂きましたので、是非ここでかいつまんで紹介してみたいと思います。まずたくさんのアドバイスを頂いた中から、現代社会は1,000分の1の速さで変化しており、情報発信の強化は急務である。同時に、情報収集の徹底が求められる、これもICTの活用です。それから、生産者主権から消費者主権へ、お客様目線の受け入れ態勢の構築が必要であるということ。

それから、これがまたものすごくがく然としたのは、うすうす感じではいたのですが、現在の旅行社は与論島の商品・企画・販売に力を入れていない。これはなぜかというと与論島の商品の満足度が弱いためである。ほかの島の商品に負けていると、競争負けしているということだと思います。それを聞いて私もがく然としました。やはり、これはまた早急に取り組まないといけないと思います。

それと、もう一つ、これは本当に申し訳ないというか、身が小さくなるようなことでした。「パナウル王国の理念を思い出し、花とサンゴの島にするよう努力する」、これは大変頭の痛い、耳の痛いところでありました。島の満足度が高くなれば、自然にお客は増えて、航空便も増便するということです。やはり、こういうアドバイスをいただいて、いろいろもっとたくさんありました。いずれ委員長報告で出るかと思いますので、この辺でやめますが、こういうアドバイスを素直に受けて、それをまた受け入れて、いろいろ私どもが対策しなければいけないと思うのですが、観光課長はどう思いますか。一緒に聞いていましたが。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） ありがとうございました。

確かに耳の痛くなるような御指導もいただいたのですが、今年パナウル王国の建国のちょうど30周年の節目の年に当たるので、もう1回島の観光について考えるスタートにできればと思っております。

昨年の台風の被害からの復興の真っ最中であります、その辺もまた勘案しながら進めてまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまのJTB仲地さん、今は退職されていると思うのですが、与論にも観光関係の方々に講演をお願いしてやったことがありまして、非常に与論島ファンで与論を心配している方の一人なのですが、おっしゃるとおり旅行業者への企画・販売、いわゆるパンフレット、後からも次の方が指摘をされているのですが、そういう面も今後力を入れていきたいと考えております。

それと、島内の観光資源の整備についても本当に今までやってきたつもりですが、なお一層力を、予算も計上して頑張りたいと思って、その準備をしているところです。

○議長（大田英勝君） 3分少々です。まとめかかってください。4番。

○4番（林 隆寿君） これは通告書には載せていなかったのですが、景観美化対策の観点から、この廃屋解体撤去事業について少し質問してみたいと思います。

24年度は1000万円で計上されていたのが、25年度には200万円に落とされて、進んだかなと思いきや回ってみるとなかなか進んでいないという状況でありますので、是非これもまた試しに頑張っていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その件については、また改めて予算を上程していますので、廃止になったわけではありません。申し込みが少なかったためにああいうことになつたので、また喚起をして進めまして大いにやります。

○議長（大田英勝君） 4番。

○4番（林 隆寿君） 申し込みが少ないのはやはり何と言いますか、その申し込み者のメリットはあまりないということだと思います。新聞に載っています。和泊町は、これを適正管理条例をつくって、一步踏み込んだ取り組みをしようということで載っておりますので、南海日日新聞に、後でお見せします。でありますので、やはり与論町も本腰を入れて一步踏み込んだそういう対策というのも考えていただきたいと思います。

あと2分ということですが、今までいろいろ御質問をしたのですが、与論町の農業と観光というのは一体化しなければいけない。やはり全員でこの難局を乗

り切っていくためには、この役場庁舎内におられる町長以下職員の皆様方、この方々は与論町の選りすぐりの頭脳集団であります。やはり一致団結して情熱をそいで、そして町民を指導して導いていくという使命があるかと思いますので、是非それをいつも片時も忘れずに頭の隅に置いて、私ども、そして議会との連携ということで与論町の未来を明るい未来をつくっていただきたいということで、私の質問を終わります。

最後に町長の御決心を大きな声で。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） はい、分かりました。また肝に銘じて頑張ります。

○4番（林 隆寿君） ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（大田英勝君） 4番、林隆寿君の一般質問を終わります。

次は3番、町俊策君に発言を許します。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 1. 観光振興対策について

(1) 施政方針の中で誘客対策として、復帰60周年・町制施行50周年・パナウル王国建国30周年等の記念大会や、昨年の台風災害からの復興をアピールするイベント等を実施するとあるが、具体的な内容をどう考えているか。

(2) 航空会社や船会社と緊密に連携して、年代層別のモニターツアーを実施するほか、全国各地の旅行会社員を対象としたモニターツアーを実施して、商品構成を共に企画するなど、旅行会社の店頭に本町の観光パンフレットを置いてもらえるよう取り組んでいく考えはないか。

(3) 町内の宿泊施設がそれぞれに、例えば、ダイビング、ウインドサーフィン、釣りなど、得意とする受け入れ・案内商品をもつことで個性化を図り、アピールに努める体制づくりを指導していく考えはないか。

(4) 観光協会及び宿泊施設に対し、悪天候時に受け入れ対応のできるイベント開催を企画し協働して取り組みを指導していく考えはないか。

以上、4点について質問いたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

1-(1)についてお答え申し上げます。御指摘のとおり、今年は記念すべき節目の年に当たることから、各与論会への日程の周知等もあり、昨年準備検討委員会を立ち上げ、40周年の反省も踏まえながら開催日程、記念行事等の概要を検討してまいりました。

今後、要綱に基づき運営委員会、実行委員会等を早期に開催し、各般の御意見も

拝聴しながら各種イベント等、具体的に内容を詰めていきたいと考えております。

次に1－(2)についてお答えいたします。

現在ゲームメーカー「タカラトミー」とのタイアップで、「宝探しゲーム与論島版」の企画を進めており、マスコミ（フジテレビ）の旅番組とのタイアップで番組制作を進めており、4月に番組の下見が入ってくる予定です。更に町制施行50周年・パナウル王国建国30周年事業として、6月1日東京で“ヨロン島ファン感謝祭”を開催し、タカラトミーとJALパックと連携してツアー商品告知やJALパックの会員向け商品としてWebで販売する予定にしております。ターゲットは孫と行く家族旅行です。

また、奄美群島観光物産協会の事業計画に協働し、首都圏、関西圏の大消費地における群島と一体となった営業活動や、FAMトリップ（旅行会社等を島内に招いての現地研修）を開催し、知名度アップに努めてまいります。旅行会社への営業においては、現在、商工観光課、観光協会の職員が行っております。基本的に、宿泊施設や観光施設等の共同参画型のイベント企画や旅行商品造成依頼でなければ効果は無く、沖縄に大手資本の大型ホテルが新規参入し、旅行商品パンフレット自体のページを削減されており、老朽化が進む島内宿泊施設では紙面スペースを確保するのが大変難しくなっております。

近年の傾向として、大手旅行社もネット販売に移行しており、今後の打開策としては宿泊施設等が時代ニーズに合った魅力有る施設整備とネット系販売に即した対応と旅行会社とも協議し、商品として取り扱っていただけるようインパクトのある事業計画やポスター・パンフレット製作に心がけ一層の誘客活動に努めてまいります。

次に1－(3)についてお答えいたします。

各宿泊施設が、それぞれ得意とする分野で、自助努力をすることは企業・個人を問わず営業者として最大限の努力が必要不可欠なことですが、リピーターが利便性を考えフットワークの良い場所を選択する傾向があります。行政の立場としては、旅行目的に沿った体験メニューを紹介し、お客様の満足のために何ができるかを考えることから始め、島全体でサービス向上が図れるようお客様からの声を各施設、あるいはそれぞれの組合で十分に検討する場を設け、一層のサービス向上のため改善を図ってまいりたいと考えております。

最後に1－(4)についてお答え申し上げます。

現在悪天候時の対策として、既存のゆんぬ体験館やB&Gプール、砂美地来館、多目的屋内運動場等を活用した過ごし方について、各宿泊施設等と協議し対応しております。ショーアクション的な公園の必要性は感じておりますが、今後の課題として各種文

化団体と検討しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） まず、質問の(1)ですが、観光協会員の30周年、この周年行事に対する参加意識が低いのではないですか。そういうふうに感じますが、商工観光課長どうですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 確かにおっしゃるとおりだと思っております。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） というのは、「もう観光協会から私などは抜けた」という声が2、3聞かれるものですから、「どういうことなの」と聞くと、何をやっているのか分からぬということなのです。というのは、協議会の行政側のことではないと思いますが、指導していただきたいのですが、やはりお金を出している協会に対する業界側からの今何をやっているよと、どういうことをやって努力しているよというそういう説明がないからではないかと思うのです。協会の事務局だけが先行していて、あるいは事務局と観光課、行政側とだけが先行しているような感が見受けられるのです。随分重たいもの引っ張っているなと、もう少し引っ張られる側も歩いてくれればいいのにという気がしてならないのですが、その辺どうでしょうか。

やはり、将来に向けての目標とか、そういう明るい兆しが見えない限りは動かないと思うのですが、まず外部に対するアピールも大切ですが、島内における観光業者へのアピールをして、元気を出させて一緒にやっていこうという体制が少し滞っているのではないかという気がしますが、観光課長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 今おっしゃられたとおりだと思いますが、たしかに宿泊施設、あるいは観光に従事をされている皆さん方が、大分高齢化に伴いまして、いろいろなイベントあるいはそういったことへの理解ができないというのと、参加協力がいただけないということで、大変、苦慮をしているところです。

たしかに観光協会、あるいは観光課に対してもクレームをお聞きするのですが、実際にその現場にきて協力もいただけない方からそういった御意見がよく出ます。そういった中で、我々はまた行政的な立場で、今後そういった方々と協議を重ねていかにすれば協会員が全体で動き、全体でもうかるようなシステムができるかというのを考えてまいりたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 今、こういう大切な節目に盛り上げようという意気込みでイベントを企画されていると思いますが、是非、協会員の方々すべてがその参加意識を

もって一緒に盛り上げていこうという、協会の内部についての指導をされるよう望みます。

かねてより、例えば一斉清掃の日、出てこないのは観光業者、旅行業者、はつきり言って、それから茶花の商店街の方々、これは実際にみんな見ているのでやっているのは子供たちだけです。だから、そういった点も日常の普段の中で積極的に出てくださいという指導が必要なのではないかと思います。でなければ、みんなで盛り上げなければ来られるお客様がかわいそうです。来てくれなくてもよかったですにということになってしまったら、もう観光はおしまいだと思います。その辺のところを是非参加意識を盛り上げていただきたい。

それから、この行事の概要についても早めにお知らせして、こういう行事計画をしていると、協力を頼むということで、頼むという言葉もおかしいのですが、一緒にやっていこうよというような盛り上げ方を是非検討していただきたいと思います。

それから、(2)につきましては、非常にいろいろな方法で頑張っていらっしゃることはよく分かりますが、かつて上り坂の頃、時代のニーズ、あの頃は時代がそうさせたんだと言われる方がほとんどですが、実はそれなりのかなり一生懸命の努力をしてきて、この与論町の観光を増やしたのです。時代がそうだったという方もいらっしゃいますが、それ以前に各旅行業者を案内したり、マスコミを案内したり、そういったことで一生懸命努力しての観光だったのです。それは、沖縄が復帰するというのは分かっていたので、その以前から、最南端性、先端性、観光の動向というのは、そういう具合に流れていくということで心配をしての結果が、あのパナウル王国ということになったのですが、その頃、やはり旅行業者は、まず与論にどういう方々がお見えになるかということにつきましては、当時から若者ということでありましたが、やはり若者は、次にまた来られるという可能性も秘めているので、客を選択するということではありませんが、元気があり、船でも来れる、時間がある、金はないということなのですが、いずれにしても次また成長して、後の観光客としての予備軍だと、そういう気持ちで取り組んできたのですが、その中には、有名な芸能人もいらっしゃいます。

だから、そういった方々の協力もまたもう1回お願いしてもいいのではないかでしょうか。非常に受け入れがよかつたおかげだと思います。二言目には「与論島」と言ってくれておりますが、そういったことも含めて1回話し合いをして、全国の各地に、もう1回思い出してパンフレットが置いてもらえるような体制を、あるいはパンフレットの中に「与論島」の文字が消えないように努力していただきたいなと思っております。

最初は学生ツアーから始まったのですが、これなどは飛行機の席とか座席は全くなかったのです。客がいる以上は飛行機会社はもうけております。受け入れます。だから、もう1回それまでの経緯を反省、見ていただいて、どういう客だったのか、なぜだったのかということも踏まえて、もう1回パンフレットを全国の旅行業者にたくさん置いていただけるように、どのパンフレットにも「与論島」という文字が入っているような形でお願いをしたいと思います。

石垣島にこの間行かせてもらいました。この中でやはり驚異だなと思ったのは、本物があることです。今はサッカー場の問題もありますが、向こうのサッカー場を見ますと、なるほどなど、これだけしなければプロは来ないのかというぐらいに、かなりの立派な施設だと思います。野球場もしかりで、そのとおりで全然グラウンドの土も違いますし、聞くところによると風向きとか、そういうことも受け入れるには、いろいろな条件が整わなければいけないんだということでした。プロが来ればそれに随行していろいろなファンの方々もお見えになるということなのですが、我々が見た時点では何人かと、おっかけの人は4、5人ぐらいしかいなかつたような気がしますけれども、それからあと増えていくのでしょうか、見てみて沖縄だからできるんだなど、それから市だからできるのだなという規模の大きさの違いを、予算の規模の大きさが感じられるほどに立派です。

でも、やはり集客となると苦労されておりますが、今度新空港が開港しました。それによってまた航空会社が力を入れるでしょうし、それから力を入れてもいい施設・商品を持っているということ、そういったことでやはり驚異に感じなければいけないと思います。安売りの航空会社も1社入るということでしたから、やはり先端性とか、あるいは南端性とか、そういうことでの人間の意識をかきたてるようなそういう構成をすれば、どうしても太刀打ちできないだろうという気はしますが、しかし我々は観光がなくてはこの島はおしまいです。この際、みんなで知恵を出し合って観光を盛り上げていかないと何をやっても、何をつくっても売れなければしようがないので、観光はお客様が来るだけの観光ではなくて、農業観光、漁業観光、教育長がおっしゃっている教育観光も含めて、全て観光とは現町政が言っている「オンリーワンの島」イコール「ナンバーワン」であって、そういったものしか、もう人々は見抜いてくれないのでですから、そういったものの取り出しを是非「観光」という言葉の中に、いろいろな分野が含まれているのだということをもう1回認識して、我々もまた行政のこの島の指導者である行政の皆さんにも認識をしていただいて、いろいろなアイデアを出し合って、一丸となってやっていかなければもうこれ以上の衰退は、観光における衰退は取り返しがつかないというような思いでいっぱいです。どうかひとつ、そういうところも盛んにいろいろなアイデアを

出して頑張っていらっしゃることはよく分かりますし、前回もそこの沖縄北部のほうの学校の修学旅行誘致を支援していただいた先生方に対する感謝の夕食会も開いておられましたが、我々も参加しましたが、そういうことで人と人とのつながりも大切にしながら、この島の商品価値を是非高めていただきたいと思います。

次に、(3)ですが、今さら言うまでもないのですが、今のお客様は昔のように視覚に訴えるだけではなくて、全身に訴える取り組みをしていかなければいけない。それはどういうことかというと、目は見る、耳は聞く、音楽とかそういうことだろうと思います。それから、「食べる」これは人間の本能中の本能ですが、「食」、それから五感に訴えるのですから、メニューもそうだし、そういういろいろな人間そのものの機能に対する訴え方ということもしていかなければいけないのではないか。

今、(3)で申し上げているのは、向こうでダイビングを徹底してやると、どのくらいまで知識が得られるのだというようなことで、ダイビングのメッカになってほしい、それからウインドサーフィンも滑っていて、足元から暖かい風が吹き上がってくるよと、涙が出るほどうれしかったというような特徴もありますし、釣りもそれなりに漁師さんなどと提携して出せば、これも立派な商品です。釣り人口もかなりの人口があります。それから、必ず釣れる場所もありますし、そういうことも含めて民宿それが個性化を図って、夕方の夕食時にはそういった会話ができれば非常に楽しい旅行になるのではないかという気はいたします。

先ほど仲地さんが紹介してくれたあれは民宿ではなくてプチホテルです。ホテルなのですが、非常にいろいろな面で整備されてきれいでした。だけど私は旅行者というのは、最もだらしない生活をしに来ているのです。時間にとらわれない、規則に縛られない、そういうのがリゾートに対するお客様の要望というか、本心だと思います。あれはやるな、これはやるな、いろいろな制限が大きければ大きいほど、どんないい施設でもその人を癒やすことはできないと思います。確かに立派でしたが、従業員のほうがいばっていると体制もよくない、それは我々は見習ってはいけないところだと思います。もし従業員の方々が監視されているのであれば、それはある意味では全面的には受け入れられないことだろうと思います。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○3番（町 俊策君） それで、もう一つの趣旨の中で、悪天候時の問題、石垣のホテルは着いたときに歓迎イベントをやります。9人のミュージシャンとか、いろいろな人がいらして、ロビーで歓迎イベントをやります。ですから、その時点でお客さんとしては、もう石垣島の人になっているのです。そうなると地域と石垣島とお客様との間にものすごい緊密度が増して、これがその後の踊りが終わった後のイベン

トに参加した後の飲食とか、そういうものの色合いが違ってくるのではないだろうか、あるいは民宿にても民具品とか民芸品に対するお土産とか、そういうものの判断に関わってくるのではないか。

それともう一つは、やはり歓迎されているという意識をお客様に与えるというのはものすごい効果があると思います。ですから、この4番目の悪天候時に受け入れ対応のできるイベント開催というのはそのことなのです。石垣島のホテルではそういうことをやってくれるのです。もちろんイベントで参加した人たちも芸能人ですから、その後また私の店へお越しください、どこそこですと、ひとつの営業になつているところでもうまく利用したものだという気がいたします。着いた日にその島の気候、風土、そういうものに触れさせる。そして、それを歓迎しているんだという体制が我が町の観光協会の方々にも必要ではないだろうか。場所がないということではあるのでしょうか、それはいずれどこかで考えていらっしゃるような、砂美地来とか多目的屋内競技場を使うとか、そういうことでできるのではないかと思いますが、問題はアーティストの問題で、アーティストが急に、それが毎日あるわけですから、交代で、お客様にとってはものすごく新鮮な喜びであり、そしてまた、それをお客様はカチャーシーだと思うのですが、それに参加できることによって、その島と一体感を覚えるというような効果があるのではないかと思います。

○議長（大田英勝君） 一般質問です。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 私の質問の仕方が悪かったようですが、これは感想を申し上げているので、そのことによってしなさいとか、どうこうということは言えない問題なものですから、今度の出張の際に、そういうことで感動を覚えましたということです。

なお、私は石垣島が今回初めてではなくて、その前からずっと石垣島に行っております。3種類違うところを見せていただいたのですが、ひとつには今の拠点施設としてのホテル。それから2つ目は、リゾートとしてのフサキリゾート、これは当初は建設業者がつくられたのですが、参考にしたのはやっぱりプリシアでした。

それから、3つ目は民宿でしたが、民宿の人は非常にお客様に気を遣っているなと思いました。雨が降ったときの対応策とか、そういうものを一生懸命考えていらっしゃるんだなという気がいたしました。施設内部については、それほど関心するような内部ではありませんでしたが、お客様をどう楽しませるかという配慮を一生懸命されているんだなと、ピアノがあったからピアノを買えという意味ではないのです。そこに楽器とか若干のものを置いたりして、雨の降る日とか、そういうた

ときに対応できるような方策をされていたということです。

拠点施設としての大型ホテル、それから民宿、それから海辺のリゾート、ただフサキリゾートの場合は、実はあそこの海の周辺は保安林だったのです。保安林でビーチがほんのわずかです。しかし、向こうはその保安林が解除されていて、もくまおうの林はなくなっています。それぐらい観光というものに積極的に取り組んでいらっしゃるのだなと、いわゆるコテージも当初は10棟ほどでしたが、今は三、四十棟あるようでしたし、定員からすると400人ぐらいの定員だという具合に、非常に市が、行政が助けている部分が多分に見受けられたような気がいたします。

そういうことで、観光に対する意見というか、気付きというか、そういったものをもう1回みんなで反省し合う必要があるのではないかなどということで、質問になつたかどうか分かりませんが、3番終わりります。

すみません。感想を申し上げのですが、私の感想に対して町長はどのように考えられたか質問いたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 議員の一般質問の内容について一応答弁という形でお答えしたのですが、議員の意とするところを十分受け取りましたので、今後それを基にいろいろな角度から検討したり勉強したりしながら実現に向かって努力をしてまいりたいと思います。今後ともよろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 我々議会も町民と語る会というのを開く予定しております。その時にできるだけそういった観光業者の方も集まつていただいて、意見の討論をしてみたいという気がいたしております。

また、いろいろな資料、その他行政側からも要望することがありましたら出していただければ、なおその会の有意義性が高まるのではないかという気がいたします。

以上で、3番の質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 3番、町俊策君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時42分

再開 午前10時54分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問です。

5番、喜山康三君に発言を許します。5番。

○5番（喜山康三君） こんなちは、一般質問に入ります。

1. 地域防災対策について

- (1) 広域事務組合に対する国の財政支援措置は、平成21年度からメリットがなくなったことから、沖永良部・与論地区広域事務組合で行っている消防救急業務を分離独立させて、本町単独で消防署を設置しデジタル無線を整備したほうが、地域防災及び財政負担上は合理的でありメリットもあると痛感されるが町長はどう考えているか。
- (2) 防波堤及びテトラポットだけに頼る今までの海浜防災や減災事業の在り方を改め、海浜や海浜植生帯の養成等による自然の防災機能の復元、道路付け替え等を含む総合的な視点での防災対策事業を計画・推進していく考えはいか。

2. 職員の給与・勤務条件及び処遇改善について

- (1) 本町職員のラスパイレス指数はどのような実情にあり、郡内町村の指数及びランクはどうなっているか。

また、本町の現状をどのように認識し、今後の在り方をどう考えているか。

- (2) 管理職手当、時間外勤務手当の支給率等の実態及び時間外勤務・休日勤務はどのような実情にあるか。

また、今後の見通しはどうか。

- (3) 臨時職員の割合が55パーセントを超え、重要な戦力となっている中で、能力や経験等においても、正職員に勝るとも劣らない方が相当いる。臨時職員の雇用環境は様々な意味で不安定なことから、職員間の協力、信頼関係を一層醸成するためには、何らかの臨時職員の処遇改善等を行って、その安定を図る必要があると痛感されるが、対策をどう考えているか。

3. 平成25年度の事業について

- (1) 平成25年度の最優先事業は何か。振興計画との整合性をどのように図っているか。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、最初に1-(1)についてお答えいたします。

本年、沖永良部・与論地区消防広域事務組合が設置されてから30年の節目を迎えることから、来る10月20日に記念式典が計画されております。

御指摘のとおり、設置当初とは状況も異なってきており、30周年を機にメリット・デメリット等について検討する時期にきていると認識しておりますが、30年間、和泊・知名両町と信義に基づき、広域事務組合を構成していることから、両町との調整はもとより、消防議会等の御意見も拝聴しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に1-(2)についてお答えします。

昨年の台風災害により、町内の海岸線全域が浸食を受け、至る所で宅地への高波被害、農地の浸食、道路の崩壊等、甚大な被害を被っていることから、特に被害が大きかった南海岸一帯について南海岸防災基本計画策定委員会を設置し、鹿児島県各所管の担当者の技術的指導、助言をいただきながら総合的な視点で合理的かつ最も適切な施設配置を考察した防災対策事業を検討していくこととしております。

次に2-(1)についてお答えいたします。

東日本大震災の復興財源に充てるための「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に伴う措置として、時限的に2年間国家公務員給与を平均7.8パーセント引き下げるによる本町職員のラスパイレス指数は89.9パーセントであり、「参考値」いわゆる引き下げがないとした場合が83.0パーセントとなっており、順位は低い方から伊仙町に次いで2位となっております。この度のラスパイレス指数の公表に伴い、本町職員個別の指数を確認しており、今後これらの資料に基づき対応していきたいと考えております。

次に、2-(2)についてお答えします。

与論町自立化戦略会議からの提言もあり、管理職手当3パーセント、時間外手当をそれぞれ給料月額2パーセント上限で支給しております。なお、総支給額は平成23年度実績で、管理職手当193万8658円、時間外手当584万4824円となっております。また、休日勤務が発生する商工観光課、環境課、保健センター等においては、代休で対応しております。今後、郡内市町村の状況等も勘案しながら対応していきたいと考えております。

次に、2-(3)についてお答え申し上げます。

「与論町自立化戦略会議からの提言」及び「与論町行政改革集中改革プラン」等における定員管理の適正化により、これまで職員定数の見直しを進めてきたところであります。このことから、職員数の減による職員の事務量の増加に伴う住民サービスの低下等を招かないよう必要な部署においては、臨時職員を採用して対応しているところであります。なお、臨時職員の雇用については、「与論町臨時職員の雇用等に関する取扱規程」に基づき、実施しているところでありますが、ほぼ郡内市町村に準じた取り扱いをしております。

さらに、本町独自の取り組みとして、正職員と同様に「自己申告書の提出」や「夏季休暇3日の取得」などを実施しております。御指摘の賃金を含む処遇改善等については大きな課題であり、大分県姫島村における取り組み等も参考に抜本的な給与体系の見直しを含め検討していく必要があるものと考えております。

最後に、施政方針でも申し上げましたとおり、第5次総合振興計画も3年目に入り、第1期実施計画（23年度から26年度）の事業仕上げの段階に入ることから、各種施策を力強く推進しているところであります。

具体的に申し上げますと、①最終処分場整備事業、②城団地整備事業、③農道整備事業及び県営土地改良事業整備事業、④コテージ村整備事業及び寺崎公衆トイレ整備事業、⑤中央公民館施設指定管理等を優先して実施することにしております。なお、災害等緊急を要する事業については、更に優先して実施することとしております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） デジタル、デジタルと言われても一般町民の方もなかなかピンとこないのではないか。それから、一体どこが問題で、どこにメリットがあるのか、そのことについても町民も理解されていないのではないか、おそらくそこの職員の方々もほとんどデジタル化については、理解されていないかと思うので、この辺の基本的なことをかいづましながら町長に伺いたいと思いますが、今回デジタル化といいますと、地デジを見れば分かりますが、以前のテレビと今のテレビの中を見られて、画面が切れたりとか、見にくいところが多くなったという苦情が非常に多く出てきています。また、そういう場面が多くなっています。ということは、この救急無線のデジタル化においても同じような現象が起きる。そのことをまず大きなデメリットとして御理解ください。

町長に伺いますが、現在与論分遣所と本署との間は無線でつながっていますが、その無線でどのような内容が更新されているか御存じでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） はつきりは私も聞いたことはなくて分かりませんが、業務内容の打ち合わせとか、そういうのをやっているのではないかと思っております。

それと、緊急時の指示とか、そういうのがあるのではないかと思っております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私もそう思いました。実を言ったら、調べましたら、沖永良部と与論の無線交信において、その内容が100パーセントといつていぐらい朝の定時連絡、「あ、無線機は通じますか」、「はい了解です」、無線機が動いているかどうかのテストだけしか通信に使っていません。要するに沖永良部と与論の無線

通信においては、非常時にも全く何も使っていないと、これをまず御承知ください。後でまた確認してもいいですよ、分遣所のほうに。

それで、与論と沖永良部の無線通信においては、全く意味をなさない。まずそれと、それから町長に資料をお配りしましたが、通信連絡系統図という図をお渡しました。これを見ると、与論分遣所と大山の中継基地には無線が飛ぶようになっています。大山の中継基地と消防署の本署から、N T Tのケーブルでいくような形で無線通信が行われている。その無線通信がほとんど機器に異常がないかだけのチェックだけの通信しかされていない。今回デジタル通信でこの事業の中で、昨年の10月にも分遣所で勉強会がありました。その中で、10ページをご覧ください。10ページを見れば分かることと思いますが、この中で、沖永良部と与論島の無線中心は全くないのです。全くないと言ったら語弊がありますが、分遣所と本署の更新はN T Tケーブルを使っているのです。強いて言うならば、知名町の一部が与論町側が大山をデジタル化した時に、大山の電波が届かない。いわゆる電波不感地区が出るために、沖永良部から本署から、N T Tのケーブルを通して与論町の分権署に来て、分権署から知名町の南川に電波を飛ばす形で知名町の南側の電波が届かない地帯をカバーしようと。だから、このことを見た限り、今回デジタル化した場合に与論町のためには何もならないということなのです。しかし、御承知のとおりデジタル化というのは、平成28年度までに整備しなくてはならないということで通達がきているのですが、与論と沖永良部の違いは、このお渡しした資料の中に、見れば分かりますが、いわゆる4ページから5ページあたり、電波の伝搬地区、あるいは不感地区のことについては表示されております。その時に与論の場合は、こういう平らな島なものだから分遣所において現在の無線機を使っても、デジタル化しても、いわゆる電波の陰になる所がほとんど同じで、本町はデジタル化してもほとんど支障は出ない。いわゆる与論町は分遣所にアンテナ1本立てれば与論町全部がデジタル化通信がオッケーになるのです。

しかし、この資料を見ると沖永良部を全部デジタル化するために、様々なマイクロウェーブの中継塔、あるいはアンテナをたくさん立てます。そして、そこにはN T Tのラインを使います。中継所には非常発電機も設置します。こういう膨大な金額がかかるのを与論町が何で負担しなくてはならないかということなのです。これで約6億円近く出ていますよね。私がざっと見たって、与論なんか1000万円、2000万円あつたら足りるような話です。

そればかりでなく、これらの機器の維持管理、保守、メンテ、それをずっと与論町もいわゆるある意味では均等配分で負担していかなくてはいけない。改めて申し上げるわけでもないですが、今の沖永良部と与論が何で海越えて広域をつくったか

という理由は、さっき質問の中でも言ったように広域にメリットがあったからであって、もう広域にメリットもなくなったと、今後このような負担を町民に負担させる理由はないとそう思いますが、町長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今そのことについては調査し、専門家に委託をして、調査研究をしているところでありますが、まずアンテナについて説明を受けたのは、知名町に1個、和泊町に1個、与論町に1個アンテナを立てると、その1個の与論町のアンテナが知名町の南側の部分、知名町で立てたアンテナを補完するということで、改めてそのために与論島にアンテナを立てるのではなくて、与論島補完をやるためにアンテナがその役目も果たすと聞いております。

これは、議員も消防議員でありますので、その説明をお聞きになったかと思いますが、その経費面についていろいろと今度の運営面についても、これは精査していく必要があるかと思いますが、一応調査をした結果、いろいろな角度から検討した結果でないと、今まで30年間も続いてきたのをもうさようならということにもいかないので、ある程度の期間が私は必要ではないかと、いろいろな今後の広域の在り方についても全てを網羅した形での検討期間をおいてする必要があるのではないかと考えているところであります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これ以上お金を与論町が負担して、与論町の財政に負担をかける必要もない。なおかつ今後についても大きな経費が見込まれるのを今まで30年の歴史がうんぬんかんぬん、そんなのは町長が判断すべき要件なのかな。この判断根拠自体が私はおかしいと思います。将来にわたって与論町の利益をいかに確保するか、そのことがまず最初に町長の使命であって、そういう義理人情の世界ではないですよ、これは。

それから、今回5億円とか6億円とか大きな金額が出ていますが、その金額が出る理由は、デジタルの中に様々なシステムとか設備とかを導入しています。これが大きな金額に跳ね上げているわけです。デジタル化とはそもそも関係ないもののいろいろな機械をくつ付けてきてデジタル化をするのをいいことに、この機械もどうですか、この機械もどうですかという形で見積りを上げてるだけなのです。

そして、先般徳之島に広域議会で徳之島が整備されているのを見てきましたが、非常に大きな問題がありました。町長、今回の救急デジタル無線において、どういう分野でこの事業があるか簡単に分かる、これにありますから説明できますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その事業の内容については分かりませんが、今どういう事業を

導入してやるかというのを検討している最中だと思います。

それともう一つは、議員がおっしゃった内容についてであります、私にそれを言われてもそれは分からないので、消防議会の時にその専門員、ちゃんと委託を受けている専門業者を前にして、それに対しての質問をされないと、これは専門的なことを私に聞いても分からぬ。だから委託をしてお願いしているので、その点については、またそれと、もう一つは私どもが与論町でデジタル化する時の費用とか、それを算出するにも、改めて何と言いますか、その調査をお願いしないと分からぬので、今どれだけ得して、どれだけ損するという計算もできない状況で、一方的に損だということばかりも言えないと、ただ数字的にある程度の損得はあるかもしませんが、今までのつながりからしても、ただそれだけでは判断ができないところもあると思って、私は検討期間を置くべきだということを申し上げているところです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） いわゆる検討委員会というのは、与論町にも呼ばれているかということをお聞きしたら、前回呼ばれていなかつたと、私がこういうこと言うのは、町長、勉強会の中で資料をもらってみたら、別に専門知識は必要ではないのです。ゆっくり精査すれば、何だこんなものかって、わかる内容なのです。

例えば通信指令システムとか、いわゆる指令系、それから音声合成装置、指令伝送装置、指令伝送出力装置、署所端末装置、気象情報収集装置、災害状況等自動案内装置、順次指令装置、録音装置とか様々な機器をくつ付けてきて、膨大な金額になっているのです。これを見た場合に、与論町ははつきり言って要りません。なぜかという理由は、これだけの小さな島で、これだけの投資をする必要もないという予算的なこともともかくですが、こういうのはパソコンと同じコンピューターなのです。ダウンした時に、この復旧はおいそれとはできない。機器の特例なり、それはパソコンを使っている方は誰でも分かる話です。別に専門知識のこと言ってるのではないです。

だから、必要最小限のものでどう予算を効率的にやるかどうかを判断するのが町長の仕事でしょうと、私は専門的なもので判断してくださいと言つていません。そこはどうですか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 管理者の仕事、責任、これは確かにおっしゃるとおりかもしませんが、どういう理由でどうだという御指導をいただくのも議会の責任があるので、それはそういうことを承知の議員がこういうふうにしてやつたらいいのではないかと、そのために消防議会というのがあるのですから、それを十分に活用して、

しかもそれに対して正確な回答ができるのは、専門家ですので、必要であればそれを呼んでやっていただければ、私ども与論町としても非常に助かるので、そのことについては、私どもがいくら勉強しても専門家のようには回答できませんので、ただできるだけ議員がおっしゃるように、できるだけ安い費用で有効な効果がある施設をしたいという思いは一緒でありますので、是非その点の御配慮もいただいて協力をお願いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは必ずしも分離独立することも必要でないかも知れません、それは。なぜかということは、喜界町と奄美市の場合は消防で広域をやっています。奄美市でははしご車が必要です。そのはしご車の料金を喜界町が負担するわけにはいかない、常識的に。私はそれと同じと言っているのです。

だから、与論町で使う機材とか資材は与論町で負担してやりましょうと、沖永良部で使う分は、沖永良部でやりましょうと、それをきちんとけじめをつけるならそれでいいですよ、私は。

喜界町の場合が資機材と、いわゆる事務費の分は分離しているのです。当初設立した時、どういうわけか与論と沖永良部は資機材も人件費も全部一緒、そのこと自体からおかしな話が出てくるのです。

それと今、分権署の職員は知名町と同じ給与基準になっています。それで、いわゆる人事交流もできなかつたと、そういう弊害も出ているのです。このことについては、次にも触れますか、私は給与が高いから、安いからうんぬんの話ではないのですが、このことについては町長どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その給与については、確かにおっしゃるとおり人事交流もストップしたりしているのですが、その対策としては、両町で広域との相談で今度また行くようになっておりますので、その調整はしないといけないと思っておりますが、喜界町の場合は奄美市との給料の在り方が変わって全く御指摘のとおりで、今後与論町もそういう根本的なものも検討していかなければいけないと思っております。この30周年をめどに、今後の在り方についていろいろ不都合な点を具体的に上がっている面については、検討してまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 予算のことばかり言いますが、本当にいざ災害が起きた時に、沖永良部の方が与論に来て手伝うわけでも支援するわけでも何でもないです。それは当然のことです。だからこそ、いわゆる同時多発の大災害が発生した時にも自主独立でやる必要があるから、そういう意味でもまた自治消防、いわゆる消防団で使

っている無線機も、その携帯無線は分遣所と同じ周波数帯の携帯を使えば分遣所と消防署が、消防団が連携をとった活動ができます。今はそれができていません。様々な意味で与論町は与論町できちんと統一した基準で、統一したやり方のほうが与論町にとっても様々な意味でメリットがある。是非町長、先延ばししないで、このことについて踏み込んできちんとした決断をお願いしたいのですが、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今どうのこうのと申し上げるわけにはいきませんが、きちんとした計算ができる、内容が分かってからでないと決断を下せないので、そういう検討も今からはやっていく必要があるのではないかとは思っております。

○議長（大田英勝君） すみません、5番にちょっと、一部事務組合の事務については、あまりにも深入りした質問は控えてください。

○5番（喜山康三君） どこが深入りしている。

○議長（大田英勝君） 一応そういうことで、ある程度の議員からの提言は伝わったと思いますので、その程度で控えていただきたいと思います。

○5番（喜山康三君） 議長おかしいことを言う、あなたは話にならない。

○議長（大田英勝君） はい、5番。

○5番（喜山康三君） これは、ちゃんと町長も勉強会をした資料の中で基づいた質問をしているのです。何を言っているのですか。

だから、この資料をちゃんと前もって準備しようといってお願いしたのです。

○議長（大田英勝君） はいどうぞ引き続き。

○5番（喜山康三君） これだけ私がこのデジタル化については、これだけ問題があつて与論町に対してもこれは財政的にいろいろな意味で問題があるということを指摘しているので、是非これをきちんと将来に禍根を残すことないよう進めてくれるようお願いしておきます。

次に入ります。海岸保全事業の在り方についてですが、この答弁書をいただいて、私が思ったのは、今やっている事業そのものというより5年、10年あるいは15年先を見据えた形で、どのような方策をとるか。その時に今の事業の在り方の思想や防災思想みたいなものを考え直して、きちんとしたプランをつくっていくべきではないかということをお願いしているのですが、先般、徳田毅国會議員が災害でいらした時に、いろいろお話ししました。議会のほうで説明がありましたが、やはり今までのやり方では駄目だと、新たなやり方、新たな考え方でやっていかないとということで御指導、指摘されたのですが、町長、これについていかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その指摘は、いま沖縄が前のやり方であったのを全部壊してつくり直してもらえないかという陳情が非常にたくさん出ているという反省があるということで、今度の私どもの計画についても自然をできるだけ守るような方式で検討したほうがいいよというアドバイスを受けております。

それともう一つは、長期的な事業計画、これは必要ですが、ただ台風というのは明日くるかもしれないということもありまして、長期的ばかり考えている間に全く何もなくなるという可能性もあるので、その面も兼ね合わせた考え方をしていかないといけないということで、今大変苦慮をしているところです。地域の方々と緊急にやるべきこと、そしてまた、大局的に考えること、それをより分けといいますか、時間的なものを検討しながらやっていこうということで今進めているところあります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 台風がきて破壊されてから災害で事業を行うという今までのやり方そのものを変えられないかということなのです。

例えば、宇勝海岸の墓地の護岸堤、あれは昭和40年代にできています。それから寺崎の護岸、港の護岸とか、そういう一定の年数を超えた海浜とか海岸のそういう施設について、この災害が起きる前にどのような方法でどのような事業の形で進めていこうではないかというコンセンサスと、予定があつてしかるべきではないかという考え方なのです。

だから災害があった時には、国や県は災害のためだけの予算しか出しませんよということで、復旧が原則という形になっている形で、結局同じような形の防波堤が延々と続くという形にしかならないのではないかと、それではおかしいのではないかと。それでは駄目だから、新たな考え方で新たな発想で、いろいろな方々の協力や知恵をいただきながらやっていただきたい。そうするためには、それを今建設課長に押し付けるわけにはいかないのです。日常の仕事だけで手一杯です。そういう意味での将来を見据えた形の青写真プランニング、それは今回の防波堤だけではないです。観光にしたってしかりです。それについて、町長はどのような政策を考えているか、またやるべきかお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まったくこれから与論の観光、あるいは農業を進めていこうという方向に支障を来すような施設、確かにおっしゃるとおりあると思いますが、ただ補助金をもらってやったのを即それを取り除いて、全く違った方式をやってくれと言える状況にないのです。

例えば沖縄、自己財源がいっぱいあるところはできるかもしれません、補助金をいただいたところはやり直しになると、これは補助金返納という大きな問題が出てくるのです。そして、さらに敷設をする費用負担ということが出てきますので、これは時間をかけて対応していかなければならないことだと考えております。これは政治的なこれから運動も確かに私は必要ではないかと思っております。

ただ、私どもが考えていることは、災害を受けた時に、この島の自然を壊さないような形での計画をしていくということで、当面は南海岸が相当やられましたので、その自然をできるだけ壊さないような方法でということで、県にも特にお願いをしているところですが、その長期的な計画というのは今から出来上がってくるのです。その点はちょっと時間がかかる、いわゆる私ども単独の町単で考える小さな事業であれば即ということも考えられるのですが、県単事業に乗せるということになれば、県単事業に乗せるだけの資料を作成しないといけない。これにも時間がかかるのです。そういう点で、ちょっと時間がかかりますが、議員がおっしゃるように将来こうあるべきだということを基本にした考え方で進めていきたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長、私は町長の弁解を聞こうとも思っていません。また、今の補助制度はどうなっているとか、今の制度を聞いているのはありません。町長がこういう形でつくっていきたいな、こういう形でやってみたいなという町長の基本的なそういうものの考え方をお聞きしているのです。

だから、今の防波堤の在り方は駄目だとおっしゃるなら、どういう方法をされたいのか、町長が何を考えているのか、将来に向けて何をされるのか、それを伺っているのです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 自然災害に対する防波堤をつくるのに素人が、こうだああだと言つて決めてもそれはしようがないわけで全く進めるわけにはいかない。やはり希望は、大ざっぱな希望を述べて、それに対して専門家がこういうことはいいかも知れないが、これは防災にならないということも出てくるので、夢みたいなことを今やって、みんなにこうだということは私としてはできないので、ある程度希望をこうあるべきだというものを専門家に問うて、それでその事業が効果が表われるような形でやるということの進め方しか私にはできないです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） すれ違いというか、私の言い方が悪いのか分かりませんが、町長の言い方を聞けば、何も考える必要はないのではないか、専門家に任せてさせれ

ばそれでいいではないかと聞こえます。さっきのデジタル化の問題も同じ。ある程度は、こうでなくてはいけないのではないかと、与論に住んでもう70年ですね。自然のものがどういうもので、どういうつくり方がいいのではないか、ある程度のものというものはそれなりに考えはおありではないかと、そういうことでお聞きしているのですが、是非、専門家だけではなくて、町長自身がきちんとその辺も踏み込んで、いろいろなかんかんがくがく論争をして10年後、20年後はこのほうがいいのではないかと、町長も議員も、私たちがその時代までできるわけはないですが、その積み重ねが次の新しい事業の引き出しにもなるし、突破口にもなると思うのです。ひとつそういう意味で言っているのですが、是非町長もそういう意味で、検討委員会というややこしい名前はいりません。いわゆる懇談会でもいいです。そういう形で、いろいろな形でアイデアや知恵を出せるような、そういう場を町長自身が個人的な諮問機関でもつくっていろいろな形をして、それをまた議会にも諮問機関の中では、私の個人的な諮問機関だけど、こういうことも始めましたと、そういうことがあってもおもしろいのではないか、そういうことなのですが、さっき夢物語と言いましたが、私は町長の夢の話を聞きたいのです。現実の話は聞きたくないです。どうですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおり夢がだんだん実現していくのですから、夢がないということになれば大変なことになるのですが、個人的に相談相手といいますか、大げさにはできないのですが、いろいろな方々の意見を聞く組織といいますか、そういうものをつくる必要があるのではないかと思っております。

私も、また片一方の立場ですので、いつも常に予算とか、そういうことしか頭にすぐ出てこないものですから、夢の持ち方というのも全然本質的に違う点も聞く必要があるのではないかと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ひとつ是非、町長の夢を語っていただきたい。町長の夢の実現のためにこれだけの職員もいるのです、ある意味ですね。是非町長の夢を共有したい、そういう意味でもこう言っているのですが、是非積極的に、もっとそういう場をつくっていただければ有り難いと思います。

では、次に移ります。職員の給与や勤務状況等についてですが、前後すると思いますが、これについてさっき言った分遣所の職員のことも言いましたが、本町の職員の給与が県下でも相当低いほう、失礼だけどほかの市町村から回れ右で2番だという形の、私はある意味これは町長はずかしいことではないですか。自分の仕事をフォローする職員が、県下で回れ右で2番のラスパイレスの給料しかもらっていない

いのです。町長はそれを3期、4期になります。もちろん職員全員がそれだけの給与を上げるという意味でもありませんが、頑張る職員、片手間でしているような感じの職員、町民はそれはちゃんと評価していると思うのです。やはり、そこには一定の区切りが必要ではないかと、そして役場に骨を埋めてでも頑張るという職員が何人もいらっしゃいます。そういう方々に報いるような給与制度、環境になっていくか。

そして、私は頑張ったら課長になって給与をたくさんもらって、そして部下の面倒も見たい、そういうのが私は頑張って役場職員の本当の心だと思うのです。これについて、町長はどうお考えですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 給料を少なくやっているから手柄のように思うというのは絶対間違いだと私も思います。できるだけ多くの給料をあげて、それ以上の効果のある仕事をしてもらうというのがこれは基本だと考えている。特に個人企業の場合などは特にそういうことが必要だと考えているのですが、これは行政も全く同じであるのですが、今私ども与論町の場合、ラスパイレス指数が下から2番目と申し上げたのですが、この最後のほうに書いてありますように、いろいろと調査をし、少しづつ修正をしてきているのです。もう少し時間はかかると思いますが、ラスパイレス指数も上がっていいくと考えております。

それと、職員間の中の調整ということですが、非常に差がございまして、その調整を今一生懸命やっているところでありますが、ただ、今回の国の7.8パーセント引き下げに伴う問題については、国としては100以下であったらやらなくてもいいということではなくて、100以下でも検討しなさいということらしいのですが、私としてはできるだけ今まで頑張ってきているし、実際こういう事情だからという考え方もございまして、できるだけ下げない方法でやりたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 以前にも給与削減についての議案があり、私はそれに反対したのですが、給料の基本給みたいなものを下げるだけ下げておいて、下げるだけは国の言うことを聞いて下げましょうなんていうのは、そんなむちゃくちゃな話はないでしょうと、かと言って今の役場職員の働き方を町民が見て、ではこれだけ給料を上げてもいいかというコンセンサスが得られる状況にあるか、町長もそれは大変問題だと思うのです。

私が言いたいのは、先ほど言ったようにきちんと勤務を評定して、評価して、きちんとそこの区別をしゆん別をすれば、与論町民だってきちんとそれは御理解いた

だいて大賛成してもらえると思います。そういう意味でも内部評価、あるいは勤務評価についても、いろいろな評価システム、方法とかというのがあると思いますが、与論町はどのようなやり方をされているか、町長。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 職員の勤務評価については、一般職員は各課の課長から評価表を出してもらい1次審査を行い、2次審査は町長が行うことになっています。課長等については、副町長と町長で評価します。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） この勤務評価の在り方というのは、私が議員になってからずっと同じではないかと思っているのです。今のやり方で町長はよろしいと思いますか、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私自身はいいと思ってやっているので、よくないと思ってやっているのではないので、ただいい方法が勉強できれば、その時は検討しなければいけないのですが、今の段階では私はこれがベター、ベストだという考え方でやっているのです。

私が今正職員、いわゆる職員のことだけで取り上げていっているように思われると思いますが、基本的にはこれもいわゆる非正規、臨時職員も似たような考え方でしていただきたいということを含みにしながら聞いていただければと思います。

この答弁書の中で、2番目の答弁書の中で、失礼しました。

3番のほうです。大分県姫島村における取り組みを参考にという形で述べられていますが、町長、これはどういうことですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ことについては、私は現地には行ってないのですが、うちの総務企画課長が行っているのですが、簡単に申し上げますと、職員のワークシェアリングをみたいなもので、給料を半分に減らして職員を倍にするというやり方、この詳しいことは、総務企画課長のほうから説明を。

[喜山康三君「説明はいいです」と呼ぶ]

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは以前私たち議会のほうでも、姫島村のほうに所管事務調査で行ったことがあります。議長は委員長で行ったのですが、基本的に今町長がおっしゃるように、やはり役場というのはある意味町内でも大きな雇用をする機関であると、そういう意味もあって、姫島村の場合のように臨時職員というものをなくして全部雇用した形にして職員にすると。そのことについても、町長のほうとして

はお含みがあるのではないかと、このことも少し検討していく必要があると述べられているから聞いているのですが、ここで大きな一つの問題は、行政マンとして、徹底したプロでやろうという職員にとっては、かなりつらいですよ、ある意味。

私がお願いしたいのは、今のいわゆる非正規職員の身分の問題もあります。それと一緒にどういう形で職員が働くような環境をつくるか、そして島の行政へのけん引役になるプロの行政マンをどうして育てているのかなど、そこに私は非常に疑問があつてお聞きしているのですが、町長いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かに二つの大きな問題を抱えているのではないかと思います。一つは導入をどういう方法でやるかという問題です。既にもう決定している職員について、将来の約束をしたのにそれを変更するという形、これは非常に難しい問題がある。それについてどういう方法があるかという、例えば、それについては新しく採用する職員から、それにあったようなやり方をしていくとか、いろいろ方法はあるかと思いますが、それはそこを姫島村のやり方、導入の仕方も今から勉強すればいろいろな方法があるかと思いますが、もう一つは議員がおっしゃるように、果たして生涯の職業として役場に勤めるという方が、そういう条件のもとでたくさんおられるだろうかと、1人や2人では行政をもつていけないわけですから、そういう問題もあるかと思います。ただ、この姫島村が今うまくいっているということですので、その兼ね合いについては、まだ勉強しておりませんが、導入を具体的に検討する段階で、そういう面もまた検討する必要があるのではないかと思っております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今なら町長、そういう余裕もあると思いますが、昨年の12月の一般質問の中で正職員と臨時職員、その構成表もお渡しました。今からこういう臨時職員と正職員の構成の中で、今のようなやり方で役場内業務が成り立ちますかということがあります。そのことについて、町長は危機感をもつていらっしゃらないのではないかと思いますが、どんなものですかそれは。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 退職者が相当2、3年後にはたくさん出るということで、役場の組織自体が非常に難しい状態にくるというのも目に見えているので、その検討を今職員採用とか、いろいろな点で加味して相談をしながらやっているところです。非常に危機的状態がくるのは、もう目に見えているということだけは、それはもう感じております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 今年の3月の時点で、いわゆる8年から10年以上勤務されている方が20人以上、5年以上が25人、概算ですが、それでも45人の方がもう5年以上いわゆる非正規職員として頑張っていらっしゃると、もちろんそれにはいろいろな法律の壁もあると思うのです。けれども今のやり方では、もう役場の行政の業務は成り立たないのではないかと、新しい方法とか新しい考え方をもってこれについて対応する必要があるのではないか。

だから、今感じているところですと言って町長はおっしゃいますが、感じるだけではどうしようもないのです。これをどういう形で3年後、5年後に向けてどういう体制をつくろうかということが、今出て当たり前ではないでしょうか、それなのです。町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 最初に自立していくための考え方ということで、合併をしないでいくという考え方で、職員の採用の基準をずっと決めてきたのですが、この2、3年前からそれもある程度変更して、採用人員を増やして、その対応ができるようにやってきております。これからも、あと28年から10人ぐら減るものですから、それも検討した上で採用を増やしてきているところです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 採用、採用とおっしゃっていますが、これは全ていわゆる若年というのですか、年齢制限があるのです。前にも言いましたが、今の非正規職員の中にも採用していいような要件をつくってもいいのではないかと、町長にこれをお聞きしたら、「いろいろしがらみがありましてね」という形で答弁されたけれど、どういう意味のしがらみか、よく私は理解できないのですが、中途採用も視野に入れて、きちんと切磋琢磨で臨時職員も自分を研さんして頑張れば、俺も中途からでも役場職員、公務員になってきちんと仕事をやっていけるのだと、そういう頑張ればやれるのだというものをきちんと制度的にも南町長がつくってもいいのではないかなど僕は思うのですが、いかがですか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確か、私はしがらみがあつてということを言った覚えがないのですが、しがらみがあつてではなくて、「採用基準をやはり検討する必要があるのではないか」と申し上げたような気がするのですが、まだその検討はしていないのですが、内輪では年齢に関係なく、技能で採用できる制度も必要ではないかという話し合いを今していくのですが、基準を決めるのに、いろいろな問題が出てきて、なかなか決めきれないところがあるのですが、今後また検討していく必要があるのではないか。職場内だけの臨時職員だけではなくて、一般からもそういう考え方の

採用の仕方があるべきではないかなという思いはしております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私も発言する以上は、きちんと会議録を見てから町長言っていますので、ひとつ後で御確認してください。こと人事に関しては、様々な要件とかいろいろ難しい点があると思いますが、その点は分からぬわけではないです。けれど職員が頑張れる、頑張ればその形にちゃんと報いる組織である、町である、一生懸命頑張りますよ。是非その制度、システムをつくっていただきたい。

あまり時間はないですが、3番目に移りたいと思います。

平成25年度の優先事業という形で出ましたが、最優先事業ということもさることながら、町長が一番考えている最優先政策は何でしょうか、政策。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） すみません、先ほどの質問にもちょっと答えが足りなかつたものですから、申し上げたいのですが、いわゆる採用年齢を上げる方法があるのではないかということで、それを今検討をしている最中です。

それと、政策的に事業というのは、やはり安全を守るということが、町民の安全を守るというのが一番の最優先事業だと考えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私、この町長から提示された、いわゆる優先事業のことは1番から5番までありますが1番から4番まで、これ土木ですよね。よく見ると、町長は土木事業だけが最優先政策であり、最優先事業であると私は見えます。

だから、ほかに最優先的な町長が考える政策はどのような政策ですかとお聞きしているのです。いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 最優先事業とは、やはり何回も申し上げるとおり「町民の安心・安全で暮らせる島づくり」これはソフト面が一番大きいのですが、25年度の最優先事業という形で出てきたので、これをやったのですが、ソフト事業はたくさんありますので、それを上げるとしたら用紙が足りないくらいで、相当ありますから、ただこれだけをやっているということではなくて、ハード面だけの最優先という形で上げてあります。これは25年度で最後に申し上げているとおり、災害緊急時の対策として、また変更がある26年度からの事業には上げていかなければならぬ重要なものもあるのですが、それは上げていないのです。

○議長（大田英勝君） 1分弱です。よろしくお願いします。5番。

○5番（喜山康三君） さっき町長が言われたいわゆる「安全」とか「ソフト面」ということで、事業にも「ハード的な面」、「ソフト面」とかあるが、やはり医療・福祉

や子育て支援とか、そういう面での事業について、是非優先順位を上げてもらつて、その辺のフォロー、子育てフォロー、是非それを要望しておきますが、振興計画との整合性についてもうちょっと踏み込んで聞きたかったですが、時間もないようですので、これで私の質問を終わります。

町長、ひと言お願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今御指摘をいただいて、また初心に帰つていろいろな角度から検討し、頑張っていきたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

○5番（喜山康三君） どうもありがとうございます。

○議長（大田英勝君） 以上で、5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時15分から開会したいと思います。時間までに御参集をお願いいたします。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 分かりました。それでは、1時半でよろしゅうございます。

-----○-----

休憩 午前1時56分

再開 午後 1時26分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問です。

8番、麓才良君に発言を許します。8番。

○8番（麓 才良君） 平成25年第1回定例会における一般質問をいたします。

質問に当たり私のこれまでの反省も踏まえながら、基本的な考え方として次のことを踏まえ質問をいたしたいと思います。前にも申し上げましたが、私はこの第5次与論町総合振興計画を蘇生と創造の10年と位置付けて、緑の蘇生、水の蘇生、海の蘇生と、新しい絆の創造、仕掛け・仕組みの創造、文化の創造を目指したいと考えております。

また、活動の原則として住民主体の原則、地域ぐるみの原則、風土調和の原則を掲げて、その指針として絡み合っているか、ひと工夫しているか、こだわっているか、原点を確認しているかなどを念頭においてまいりたいと考えております。

そして、平成25年度は、奄美群島復帰60周年、町制施行50周年、パナウル王国建国30周年、巡視船あまみ丸沈船20周年と本町にとって大きな節目を迎える年であります。私たちは、一つ一つのイベントが一過性のものにならず、その趣

旨や基本的考え方が世代を越えて受け継がれる、世代を越えて育て守り伝え継がれるものにしなければならないと考えるものであります。

次の私の質問は、何回となく論議をさせていただいておりますが、まだ具体的な仕組みづくりが今ひとつではないかと思い、またそれには私の論議が不十分であつたのではと反省を込めながら質問するところであります。

第1に人づくりについてであります。島おこしは人づくりから、百年の体系をもって人づくりと申し上げますように、私は人づくりの観点について、次の3点をお伺いいたします。

町長は、施政方針の中で、自然や文化資源を観光資源として活用できるよう景観美化を進めながら、体験メニューの充実や新たな旅行商品として企画造成するとあります。文化施設、文化遺産を文化資源として整備しなければ十分に活用できないものと考える観点から伺います。学芸員資格を有する専門職を採用・配置をされて、町内各地域の文化遺産の発掘・調査などを行い、文化資源として整備を行うことで島おこしに波及効果をもたらすものと期待いたします。町長並びに教育委員会の見解をお伺いいたします。

次に、「三つ子の魂百まで」と言われるように、幼児教育は重要なことであることから、島ぐるみで子育てに取り組む施策の一環といたしまして、こども園等において高齢者との日常的な触れ合いの場を設けることは、幼小中高生涯一貫学習の観点からも重要なことであり、まさに百年の大計と言っても過言ではないかと考えるものであります。その実現を目指し、協議の場を設けて検討していただきたいと思いますが、その御見解をお伺いいたします。

次に、花いっぱい運動についてお伺いいたします。

私は、花いっぱいとは、花だけでなく、暴風・防潮林・暴風垣等も含めて、緑の蘇生を花いっぱい運動としてとらえていきたいと思います。いわば花と緑いっぱい運動と言ってもいいのではないでしょうか。花いっぱい運動は、パナウル王国の理念でもあります。花と緑いっぱい運動を充実し、島おこしへの波及効果を大きくするため子供会や女性団体、老人クラブなど地域が一体感をもって取り組むことが望まれております。その具体策を検討するための協議の場を設けていただきたいと思いますが、その御見解をお伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に私のほうからお答えいたしまして、次に教育長のほうからお答えをしたいと思います。

まず1-(1)についてでございますが、御指摘のとおり学芸員の配置について

は、極めて重要なことであると認識しております。しかしながら、現下の本町の採用計画においては、25年度以降に定年退職を迎える職員が多く、その補充が必要であることや他の専門職の配置も必要となっていることから、今後長期的視点から検討していきたいと考えております。

次に1-(2)についてお答えいたします。

町立の三つのこども園においては、年間行事の中で、例えば園の運動会や集落敬老行事等の際に、園児と祖父母等が触れ合う活動など、高齢者との交流を行う貴重な機会となっております。御指摘のようにこども園における高齢者との日常的な触れ合い活動の頻度や内容については、必ずしも十分とは言いがたいのが実情かと思っております。

今後は、保育及び幼児教育の現場や保護者等のニーズを踏まえながら、交流活動の場と機会及びその内容のさらなる充実に向かって検討を進めてまいりたいと存じます。なお、折しも平成26年度に「町子ども・子育て支援事業計画（仮称、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間）」の策定を予定しているところであり、そのビジョン策定に向けて平成25年度中に町民ニーズ調査を実施し、御提案の島ぐるみでの子育て支援及び施策の実現に向けた体制づくり及び新たな方向性を整えていく所存であります。

最後に1-(3)についてお答えします。

御質問のとおり地域や町全体で一体となって花いっぱい運動に取り組むことは、とても大切であると考えております。現在、子供会、女性団体、老人クラブなど花壇コンクールを中心に花いっぱい運動にとても熱心に取り組んでいただいておりますが、時期的な偏りや、面的な広がりが進んでいないことが課題であると思っております。御提案のとおり周年を通して町全体の緑化・美化の徹底、底上げを図る具体策を検討する協議の場を設けていきたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） それでは、教育委員会としての答弁をいたします。

まず1-(1)について申し上げます。学芸員は、博物館法で定められた専門職員であり、当町出身者で他の町村で活躍している方もおられます。また、現在大学で資格取得中の学生もいると聞いております。このような方々の知識、技能を発揮していただくためにも、今後人事担当課と協議していきたいと考えております。

次に、1-(2)について、子供は島の宝という共通認識のもと島ぐるみで子供たちに取り組んでいただくことは、児童生徒の健全育成にとっても大変重要な視点であると考えます。

これまで各こども園や各小中学校において、昔話や遊び道具の作成活動等によ

る高齢者との触れ合いを行ってきております。そこで教育委員会としましても、これらの取り組みを更に充実させ、高齢者との日常的な触れ合いを設定していくことについて、御指摘のとおり各こども園長をはじめ、老人会等の各関係団体と協議していきたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 教育長、3番は。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 暫時休憩、すみません。

-----○-----

休憩 午後1時38分

再開 午後1時39分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問です。

○教育長（田中國重君） それでは、1-(3)についてお答えいたします。

これまで、子供会、女性団体、老人クラブにおいては、拠点としての各花壇を中心に一部公民館の敷地や路傍を利用した花づくりを推進し、花壇コンクールを実施してきました。3団体とも地域の中核である自治公民館の組織の一部でありますので、今後御指摘のとおり、自治公民館長を交えた協議の場をもって、自治公民館の環境部も加えて花壇や路傍の花づくりを推進し、面や線としての花いっぱい運動を展開していきたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） まず、専門職員の配置について町長に申し上げます。

長期的視点から検討されていかれるということであります、発掘調査復元等は長期にわたって行うことですが、その計画の推進は今すぐやらなければ長期的な展望が開けないのであります。その時期は今ではないかと、これを長期展望でするとなったら、来年なのか再来年なのか分かりません。やはり採用というのは、例えば、専門職員を採用すれば一般事務もできます。それから、一般事務の職員を採用しても専門職の代わりはできません。そういう観点から、この年次的に採用されていかれる職員の中に専門職の職員を2人、3人と増やしていく気概で取り組んでいかれてもいいのではないかと思います。ちなみに喜界町においては、4人専門員の職員を配置されているということありますので、是非そういう観点に立ってこの専門職員の取り組みについては御理解をいただきたいと思います。

また、時間を節約して、重ねて申し上げてから御答弁をいただきます。

先だって文化庁の職員、また3月4日には埋蔵文化センターの課長がお見えにな

って、城の下見にこられたのですが、非常に規模的にも保存状態についてもいいものがあるということで、国への指定の動きを加速していただきたいと、そのためには人が必要であると、専門職が必要であるということあります。同じ課題を上げても専門職のいるところといないところでは、専門職のいるところから仕事が進んでいくということあります。そういうことで、この専門職の配置というのは、考えによっては急を要することとなりますので、是非そういう観点をお持ちになって取り組んでいただきたいと思います。御見解をお伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） こちらの文章からいきますと、非常に長期的ととれるのですが、長期的に島の将来を考えてという考え方でやったのであります、実際は今学芸員の免許を持っている方が町さんがいらっしゃったりしているのですが、今、学校に通っている生徒さんもいるということで、その調べを実際この前議員からいろいろな事情を聞いて、それを今調べたりしているところでありますが、今の議員の希望のことについて、早急に検討をして実施できるようにしてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 早急に実現の方向に向かって取り組んでいただきたいと重ねて要請をいたします。

次に、こども園における高齢者の方々とのふれあいの件ですが、この件については以前から教育長とも論議を重ねてますが、なかなか私がイメージしているようなところに進んでいないというのが実情であります。

今回、私が協議の場を設けていただきたいというのは、教育長と私の論理だけではなくて、関係者の方々、いろいろな方々の意見を集約をして、どういう形で取り組めばより効率的、効果的なことになるのかという、そういう場を是非設けて取り組んでいただきたいということあります。

先ほど申し上げました本年は大きな節目の年に当たるのです。また26年度にその基本的な計画づくりを進めて、27年度から実施されるということありますが、それに向かってもやはりいろいろな方々と知恵を、体験を掘り出していただく、提供していただくその場を設けていただきたいということあります。そして、そういうことによっていろいろな方々が自分たちの知恵を出す、体験を申し上げることによって、みんなで取り組んでいこうというこの機運をつくり上げていくことになろうかと思いますので、是非そういう意味も込めてきちんとした形で協議の場をつくっていただき、できれば1回、2回だけではなくて、また同じ方々が1回、2回協議をしてまとめるということではなくて、同じ課題を別の観点を持った

方々とも協議をしていくというような形で、じっくりと取り組んでいかれたらと思うところであります。そういうことについて、新たにもう一度御見解をお伺いいたしたいと思います。教育長お願ひします。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 新年度からこども園も新しいいろいろな教育活動がとられてきたというふうに申し上げてきたわけですけれども、その中で特に昼からの活動の一環として、高齢者との触れ合い、これまでのものに更に加えまして、各3園長、それから老人クラブ会長、私どもも加わった形で具体的にどのような活動ができるかということを策定していきたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） このことについては、町長のほうでも是非推進に力を入れていただきたいと思います。これに絡んで、先ほども前もありました。後からも質問が出ておりますが、シルバー人材センターの設置というのは、非常にこういう面でも絡んでくることがありますので、シルバー人材センターの設置については積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、花いっぱいについてお伺いをいたします。

現状は御答弁にありましたように、各団体ごとに取り組んでいただき、そして各団体ごとにコンクールの表彰等をしていただき、各地区において花壇という形での花いっぱいが進められており、その成果もうかがえるところですが、島ぐるみで、花いっぱいの実感というのをお互いがもっていくためには、この点から線、線から面へ広げていかなければなりません。これにはもちろんのこと、防風、防潮林、防風垣等も取り組んでいかなければならないのですが、各団体が取り組んでおりますこの花いっぱいというものを、地域ぐるみ一体となって取り組んでいただきために、話し合いの場をもっていただきたいという形で提案をさせていただいておりますが、今実情を見たり、自分たちで経験した流れから見ますと、花いっぱい運動を例えれば子供会、育成会で取り組んでいくに当たっても単年度ごとに各役員が変わっていくのが実情であります。花いっぱいというのは、基本的な土づくり、種、そういうのからしていくと、非常に専門的な要素が入り、根気のいる仕事であります。こういう部分を老人クラブ、高齢者の方々と一体となって取り組むことによって、子供、孫とじいさん、ばあさんとのふれあいをもちながら、そういう専門的な分野、根気のいる分野を、継続してしなければいけない分野というのを持ち場を持ち場で取り組むことによって、その一体感が出てくるのではないか。これは先ほど、こども園での高齢者との触れ合いを通じたそれを地域に広げていくという役割にもなってきております。

そういう観点から、是非この花いっぱい運動についても地域一体で取り組んでいくために、そのような協議の場を設けていただきたいと思います。

そしてまた、島ぐるみでの緑いっぱいについても併せて進めていく必要があるかと思います。こういうことについて、町長の御見解を改めてもう一度お伺いをさせていただきます。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） パナウル王国という名前を掲げて、この前の講演でも言われたということを聞いたのですが、本当に名前に合わないような状況にあるということで、非常に反省をしているのですが、今回、特に今まである程度やったつもりですが、なかなか目に見えてそれが実を結んでいないというのが現状で、今年は目に見えてその成果が出るように徹底してやろうではないかということで、今、行政面ではその話をしているのです。

特に、毎年台風がきますので、防風林、冬場の北風と台風等でせっかく植えても育たない面が非常にありますので、その防風林も考慮に入れた考え方で徹底して目に見えるような方法でやっていこうではないかということで、今考えているところであります。今まででは子供会、あるいは老人クラブ、婦人会の方々が点としての花園を作ったりしてやっておられるのですが、あれがつなげられるような方法を考えてまいりたいと思っております。

それと、先ほども御意見が出たのですが、島ぐるみの、特に観光関係に携わっている方々の、実際にシーズンになると、そういう関係の方々は無理だと思いますが、シーズンオフには、それだけ出てくるように非常に啓発をしていかないといけないのではないかということで、観光協会にも何回かお願いをしているのですが、それを実践できるような態勢に持っていく必要があるという考え方をしております。それを是非したいと思っております。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 観光に携わっている方々が、なかなか御協力をいただけないという話が先ほどもありましたが、そういう方々の御協力をいただくためにも、協議の場にそういう方々も入っていただいて、私たちはどういうところで何ができます。こういうことにしていくというのが、この話し合い、協議の場の一つの目的とも私は考えているところです。

さて、花いっぱい、緑いっぱいというのは、水の蘇生再生につながり、そして水は海につながり、海の蘇生再生につながっていくものであります。このことについては、先だって石垣島で、海域管理のための財源を考える地方自治体の海洋政策に関するシンポジウムがございました。本町からも元井総務企画課長がパネリストと

して参加をされ、適切な発表をなされたと私どもも実感をして帰ってまいりました。

また、与論町議会も所管事務調査として参加をいたしてまいりました。また、これと似たような形でサンゴ礁を自治体面積へということで、本町でも当局並びに議会が取り組んでまいりました。これは議会に総務企画課長のほうから提言をいただき、議会としても議員大会等で提案をしながら取り組んできたことであり、本町が取り組んできたことがこのような形で広がりをもったのかなということで実感をしたところであります。

さて、このことについて、これまで長い間本町で一生懸命頑張っていただきました総務企画課長が、今度定年退職をされますので、こういうことも踏まえて、この私の質問、提言に対する御意見並びにこれから新たな決意をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 質問になかったものですから、準備はしていませんでしたが、先般議員の皆様方の調査に同行させてもらいました。ありがとうございました。

若干、ほかの市町村とのとらえ方が違った面もありましたが、是非ともサンゴ礁域の交付税化というのは推進して取り組んでいく必要があると思っています。

竹富島の場合は、約3億円程度の交付税の増額になると聞いておりまし、非常にこれが実現したら大きな財源になると思っています。

また、本町も試算は若干しておりますが、相当額の交付税の増が見込めると思っております。今後とも、皆様方のお力で何とかこれが実現するようにお願い申し上げたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） すばらしい答弁です。このことについてありましたように、私たちも関係自治体、関係機関と協力をして連携して、取り組んでいく必要があるのではないかと私も感じたところです。

さて、今回節目を迎える年に当たって新しいスタートをする。新しい資金づくりをする。これが今、求められているのではないかと思っているところであります。私は一つ一つのことを進めるに当たって、お互いが励まし合って一人一人が絡み合って、一つ一つのものが大きな一つの球になって進めていくことが求められているのではないかと考えます。そして、私たちは「世代を越えて、育て守り伝えていく」この発想で展開をしなければならないと考えるところであります。そういうことを込めて、私の一般質問を終わります。

以上です。

[「お疲れさまです」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 8番、麓才良君の一般質問を終わります。

次は、6番、供利恭伸君に発言を許します。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 平成25年第1回定例会において、先般通告しました一般質問を行います。

1 農業農村整備事業について

(1) 各地区の面工事については、現在進行中の岸元地区を除き、換地処分登記は完了していると思われが、増減分の精算の進ちょく状況はどうなっているのか。

2 観光の振興対策について

(1) 総合振興計画によると、受け入れ対策として、癒やし型の探索ツアーや新旅行商品を造成するとともに、沖縄ツアーや限定ツーリズム商品の複合型プランの造成等を図るとあるが、具体的にはどのような考え方なのか伺います。

(2) 町総合振興計画で、各種スポーツ大会や合宿等を誘致するとしているが、スポーツ施設の整備も大会の開催や冬場の合宿誘致も遅れているように思われます。そこで、計画を推進するために、今後どのような取り組みをなされるのか伺います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1-(1)についてお答えいたします。

御質問の農業農村整備事業の精算事務の進ちょく状況につきましては、真正地区、第二真正地区及び那間地区の3地区においては、増減調書の作成が終了し、精査を進めており、これが終わり次第、各地区の精算委員会を開催し、精算完了に向け進めてまいります。

また、叶地区につきましては、一部の土地登記が終了しておらず、完了後に進めてまいります。橋地区につきましては、平成24年度に登記が完了し、今後増減調書作成などの精算事務を一部委託しながら進めてまいります。さらに、賀義野地区及び第二那間地区については、換地処分登記が完了後、同様に進めてまいります。いずれの地区も面工事完了後、相当の年数が経過しており急がなければなりませんが、兼任職員で対応しているのが現状であり、今後土改連等への事務委託の拡大等により進めてまいります。

次に、2-(1)についてお答えします。

癒やし型の探索ツアーなどの新旅行商品につきましては、長寿の島の家庭料理レシピ、平成19年度制作による地場産の食材を活用したヘルシー食の郷土料理教室での受け入れや各種事業を導入し、パワースポットの整備並びに既存の施設を有効に活用できるよう徐々に改善を図っております。結果として、城址を中心とした文化探索コース整備などが一例でありますが、奄美群島観光物産協会の事業と並行して、島の資源を大いに活用できるようエコツアーガイドの養成等を図りながら推進してまいります。更に一昨年から観光協会は沖縄コンベンションビューローの準会員として加入できましたので、各種情報の提供を受けながら、島の独自性・創造に努め、イベントなどへ積極的に参加して知名度アップに努めてまいります。

最後に2-(2)についてお答えします。

スポーツ合宿がもたらす経済効果につきましては、十分に認識しておりますが、大会並びに合宿等が誘致できるような競技会場の整備等が近隣市町村と比べて大きな遅れがあることから、特徴のある会場整備に向け担当部署と協議してまいります。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 今の答弁について質問させていただきます。この精算委員会というのを答弁のほうで出しているのですが、実際その精算委員会というのは、今動いている委員会でしょうか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 換地委員会が精算委員会となります。各地区ともです。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 実際この換地委員会が精算委員会ということで活動するということですが、まだその活動状況というのが、あまりはっきり見えていない形で、いろいろな形で増減分の精算ができていないというのをよく聞きます。

それと、もう一つは調整地といいますか、例えば私の土地がこっちにあって、真ん中に誰のか分からぬ土地があって、ここに共有区分ができているのです。その分の精算を含めてどういう形で行っているのか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） いわゆる調整地、保留地と言いますが、そのところは何と言いますか、金銭徴収も併せて精算と一緒に行う予定でございます。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 各地区の当時の配分時の実情を知るといいますか、その換地の

方もかなり高齢化していまして、特に橋地区は失礼ですが、亡くなられた方もおりまして、かなり高齢化も進んでおります。そういう中で増減分の配分の精算を早く行う必要があるのではないかということでこういう質問をしているのです。精算を先送りすることによって、地権者も移動しますし、また早急に精算業務を行うために、職員もこの業務が終わるまでは配置しておいたらどうかなという考え方なのです。そういう、例えば職員を今は兼任職員でやっていますが、職員を増やしてこの精算をするということはできるものでしょうか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その職員の配置についてですが、今のところ職員が非常に先ほども申し上げているのですが、なかなか人員の不足ということで大変な状況にあるのですが、回答したとおり土改連のほうに、かえってこういう精算事務とかというのは、地元の人でもあれなのですが、第三者的な立場からの強力な押しのほうが早く解決できるのではないかという面もありまして、土改連のほうに前に1回人を1人増員させていただいてあったのですが、それを引き続きまた要請をしてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） これは、土改連にお願いしてするというのは分かりますが、早めにこれをしないと、本当に地権者でも流動化を図ろうとする人もいるのです。実際に、だからこれは早めに町長のほうからもお願いして、土改連のほうにもお願いして、この増減分を早く精算してもらわないと、今度は地権者のほうが困るので、使おうとする人が、ですからそういうことも踏まえて、これは早急に解決してほしい問題ということでこういう質問をさせていただきました。ひとつこの点は、土改連とともに相談をして、早めに精算をするようにしてほしいと思います。

次は、観光の振興対策についてであります、これはこの回答があまりにも的を得ていて、あまり質問をしたくありませんが、私が提案しようと思ったのは、今はただ自分たちの与論町の場合は、自分たちが観光を宿泊施設等を自分たちの目線でやっているような気がしますが、それをお客様の目線で対応するような考え方を持っていないものか、ひとつ町長の見解を伺います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） これは、歓迎というのは地元がどれだけのことをやったかではなくて、お客様がどれだけ受けたかというのが歓迎であって、いくらこっちで逆立ちしてやったと言っても通用しないので、やはりお客様の目線でやるべきであると考えます。そうしてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 今回から沖縄から修学旅行も入っていまして、非常に沖縄の県議の先生方もかなりいい回答がいただけるような気がしましたが、一緒に同行されました商工観光課長どうですか、沖縄の修学旅行の誘致に関しては。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） その辺が今一番頭が痛いところでございまして、沖縄との違いをどう出していくかというのが、今我々の体験メニューの大きな課題であります。

[何事か呼ぶ者あり]

○商工観光課長（久留満博君） はい、同じ旅費を使って沖縄で済むような部分を更にお金を足して島渡りをしまして、こちらでまた体験をということになるのですが、沖縄のほうの料金とかもいろいろ調べてもいるのですが、島渡りをしたおかげさまで、更に高い料金で体験が同じようなメニューというのもいけませんので、島の独自性をどのように出すかというのを今研究をしているところです。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） この私の質問にもありました、沖縄を巻き込んだ商品としてのそれを複合的に計画するというのですから、今観光協会が入っている沖縄コンベンションビューローというのですか、そこら辺も活用しながら、ただ本土からだけの客だけではなくて、沖縄からの間近に近くにいるお客様も呼べるような体制を是非これはつくってほしいと思います。

この県議の先生方もかなり友好的な意見を言っておられましたので、そういうことでひとつお願いしたいと思います。

それでは、もう1件は今回はいろいろパナウル王国建国30周年記念大会も予定されているようですが、パナウル王国の夢や理念はもちろんあると思います。そこで、さっきから麓さんからもありましたが、花をいっぱい植えるとかいう、ただ花だけの問題ではなくて、木もそうですし、ソテツもそうだと思いますが、例えばマラソンコースを全部で地域を巻き込んだ形で育成会、そして子供会とか地域の公民館あたりも巻き込んで、せめて一周道路の景観の美化については、どのような考え方をお持ちですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南政吾君） 今のところは簡単に申し上げますと、行き当たりばったりといいますか、ヨロンマラソンが近くなつて、その周辺だけやるという形で、日ごろの手入れというのを全くやっていないので、先ほどの麓議員さんからの提案がありました。各組織体との横の連携ができるような、一堂に会していろいろな角度から島をどうするかという会合のもとで分担を決めたり、そういうことが必要ではないか

と、指摘を受けて申し上げているのですが、その考え方を是非やっていかないと根本的な解決はできないのではないか。行政がこの地区はこれでという形よりも、みんなとの話し合いからもっていく、そのほうがいいのではないかと思います。

長島町では、1周道路でこれは誰の管轄だと、例えば町長の管轄はこっちからこっちまで、教育長の管轄はこっちからこっちまでと割り当てたり、今度はまたどの婦人会はこっちからこっちまでということで、実際に面積もそうはないのですが、すばらしい環境をつくっている例がございまして、それをできるだけ与論のほうでも実践できないかと考えておりますので、徐々にそれを取り上げてまいりたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 実は、私は立長の集落で、今館長とも相談しながらいろいろ空港からずっとハキビナの南海岸を通ってマラソンコースに1日1本でもいいから、それを植え続けて線でつないでいこうかという考え方なのです。それで、館長とも話しながら各子供会とか壮年会とも相談しながら、その計画は進めているのですが、これはただ町の環境課とか、それだけでは絶対できないと思います。手が絶対届きません。だから、それをさっき麓さんもおっしゃられたとおり、公民館単位としてやるとか、そういう関係者を巻き込んで、そういう展開をしなければ、これはなかなか進んでいかない仕事だと思います。僕もこの前、言われましたが、君たちは「与論はパナウル王国、パナウル王国と言いながら、花もないではないか、珊瑚もないではないか」と言われました。非常にショックでした。はっきり自分でもやはりそうだなと思って、ショックを受けてきたところですが、自分が受けたそれをバネにして、絶対に植えてやると決めて帰ってきましたが、みんなもそういう気持ちになって取り組んでもらえたら一番いいのではないかなと思って、それをただ行政だけではなくて、公民館には、そしてまたいろいろな婦人会、子供会にもそれを教えて率先してできるような組織にしてほしいと思います。教育長どうですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 有り難い御提案ありがとうございます。特に、立長の公民館を中心としたあの広がりには、本当に皆さん御覧になっていると思いますが、非常に大きな感動を与えるのです。ああいったことが次々線として、面として広がっていくことを期待しております。

先ほど、麓議員のほうからありましたとおり、いろいろな関係団体との話し合いのもとに総合的なパナウル王国を今後展開していく必要があるということを痛感しております。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 今回みんなで所管事務調査で石垣島に行きましたが、石垣島というところは、宿泊施設もかなり修学旅行には力を入れているようでございまして、非常に体験メニューが豊富と言いますか、そういういろいろな面でいい取り組みをしているということで感じましたが、ただ、与論も負けないものが1つだけあると思うのです。海です。与論にお客様は、普通のお客様はあまりそう何回も来るものではありませんが、ダイビングのお客様は必ず帰ってきます。だから、自分たちには、与論には海があるということをみんなで認識して、必ず海を使った体験メニューというのを職員だけ、観光課だけ、観光協会だけに言ってもそれはかなり無理もあると思いますが、インストラクターと言いますか、そういう方々を巻き込んで、是非こういうのを修学旅行でも体験メニューとして、ゆんぬ体験館もありますが、特に海は一番与論の観光と言いますか、魅力と言いますか、それだと思いますので、ひとつその辺もまた商工観光課長よろしくお願ひします。

次は、誘客対策でありますか、最近町長の施政方針の中でうち出しておられますか、航空船舶会社及び各旅行業者、観光連盟とか積極的なアプローチ及び緊密な連携の強化とありますが、最近の旅行会社の旅行業者の入りはどうですか。商工観光課長のほうがいいかな。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 旅行業者の島への訪問といいますか、島でのいろいろな研修会を、窓口研修みたいなことも含めてなのですが、一昨年よりは昨年はだいぶ増えたと思っております。

今年は、奄美群島観光物産協会の事業の中にもそのような事業計画をされておりますので、是非そいうった事業をまた大いに活用して島をP Rしていきたいと思っております。現に昨日は大阪のほうから10年ぶりという業者さんが来られまして、与論の自然の豊かさというのをまた再認識してお帰りいただいたところです。

以上です。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） これは本当に旅行会社というのも大事なものでございまして、旅行業者が来ないのは、与論に魅力がないと言ったらちよつと過言になるかと思いますが、そういうことも考えられますので、ひとつ自分たちがほかの島に負けない品物をつくりながら、自分たちの商品としての体験メニューを確立しながら、一緒に同時に与論の観光を進めていくという形をとってほしいと思います。

ただ、町長も施政方針に書いてありますが、原点というか、もう一回観光客の誘致のやり方、在り方、そして何といいますか、観光客に対する接待、そういうのも自分たちがもう一度考え直す必要があると思うのです。これを感じたのは、石垣島

に行きました、小浜島というところに渡りました。そしたら、そこの方々は若者は観光にあまり興味がないみたいなのです。それで気を遣うこともなく、ただざっくばらんに普通に島の人間としての接し方なのです。それで、気を遣わなくともこの島はいいんだなという感じで、さっき町長が言われました自分たちが、行った人がよく感じないといけないというのが、むしろ本音なのです。そういうのを感じましたので、是非とも昔の与論にあった原点と言いますか、昔のそういうのをもう一度見直してみる必要があるのではないかと思って、こういう話をしているのです。

次に、観光の振興対策であります、この中で町の総合振興計画でヨロン島スポーツクラブに委託した体育施設の有効活用を見守るとともに、その他の社会体育施設設備のさらなる設備充実を図り、社会体育の一層の充実を推進するとあります。

最近では、島内でプロ野球の元選手が来たり、現役Jリーガーのゴールキーパーが来たりして、指導や交流も行われております。そういうことで、地域住民のスポーツイベントや、そしてまた多彩なスポーツを楽しめる、さっきも話がありましたが、コミュニティースポーツ公園みたいのをつくって、もちろん多目的グラウンドになりますが、整備も早急に必要だと思われます。

それで、昨年度の台風災害対策で非常に財政も厳しいし、それは分かります。しかし、第5次総合振興計画も策定から3年目を迎えます。町長の任期も2年目、3年目になります。それで、各事業を確実に推進していく必要があると思うのです。南町長でないと絶対できない事業もありますから、正直、それで各種事業の確実な推進も図る必要があります。各種スポーツ大会や合宿等も誘致しなければなりません。

そこで、教育長、今回は何か大会とかの誘致はどう考えられておりますか、教育委員会関係といいますか、例えば郡大会とか地区大会もありますよね、そういうのは誘致とかは全然考えてないですか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹沢敏明君） 皆様から前回の補正でカヌー購入を議決していただきまして、それで早速25年度に大会を誘致することが決まっております。そういう関係で、そういう施設を整備すれば、また新たな誘致もできるのかなと考えております。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） そういうふうに交流人口が増えるような誘致の仕方をいっぱいしてください。そうしないと観光・観光とだけ言ってもいけませんから、そういうふうな誘致の仕方も是非必要だと思います。

今朝この事業について教育委員会のほうから、田中教育長のほうから出されてあ

りますので、これはまさに一般質問の答弁よりはこっちの答弁のほうがずっといいと思います。それで、これはあまり読みませんが、ただこの与論町の第5次総合振興計画は確実に実るように、そして町長が任期のうちに必ず達成できるように期待して、一般質問を終わります。頑張ってください。

○議長（大田英勝君） 6番、供利恭伸君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。35分から開始いたします。

-----○-----

休憩 午後2時21分

再開 午後2時32分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問です。

2番、高田豊繁君に発言を許します。

○2番（高田豊繁君） はい、ありがとうございます。

それでは、後半戦に入りましたので、よろしくお願いします

それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告いたしました事項に基づきまして質問を行いたいと思います。

質問事項の1、新庁舎建設問題について。

(1) 現庁舎の老朽化に伴う新庁舎の建設検討委員会の設置時期はどう計画しているか。

(2) 庁舎を移転することとなる場合は、特に現庁舎かいわいに経済の空洞化が起きないよう地域の経済活性化対策を並行して計画し、実施していく必要があると痛感されるがどう考えるか。

質問事項の2、さとうきび振興対策について。

(1) 平成25年度の新植えの苗穂については、その確保のめどはついているか。

(2) さとうきびの被害救済対策である農業共済加入率が本町の場合は特に低いと指摘されているが、今後の加入促進対策として、自動継続加入を条件とした町からの期限付きの助成策等を講ずる考えはないか。

(3) 生産地として安定的な発展を遂げるためには農家と製糖会社、工場、JA等が一体となって生産性の向上対策や経営の合理化対策に連携して取り組むことが重要であると痛感されるが、与論島製糖株式会社に対して本町内への本社移転を要望していく考えはないか。

以上、お願いいいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず最初に、1-(1)についてお答えいたします。

役場庁舎は、昭和42年3月の完成以来、40数年が経過しておりますが、この間増改築や補修等を行いながら、現在に至っております。近年、天井スラブや軒先スラブの剥離等が見られることから、1階、2階の天井スラブの点検や軒先スラブの剥離部分の応急処理を行ってまいりましたが、昨年の17号台風では役場庁舎も甚大な被害を受け、その処理に苦慮したところであります。

新庁舎建設については、平成20年8月に策定した与論町中心市街地活性化基本計画において、津波などの災害時に近隣住民の避難場所となり得るような構造にするとの提言がなされております。また、役場前交差点改良事業の着工もあり、役場庁舎及び防災センターを含む役場周辺の整備については種々検討したところであります。

しかしながら、3月11日の東北地方の大震災の状況にかんがみ、新防災センターは砂美地来館横の現地への移転を余儀なくされました。このことから、役場庁舎についても津波を含む防災面からの検討も必要であり、地域防災計画の見直しが進行中であったことから、建設検討委員会の設置時期を模索していたところであります。先般、地域防災計画の見直しがなされ、防災面における役場機能を含む新地域防災計画も策定されたことから、25年度早々にも新庁舎建設検討委員会を設置し、検討していきたいと考えております。

次に、1-(2)についてお答えします。

御指摘のとおり、役場を中心とする経済圏の形成は、先人の長年の努力のたまものであり、一朝一夕でなされたものではないと認識しております。今後、早急に建設検討委員会を設置し、①移転か現地化か。②移転の場合の現周辺商店街の活性化対策。③現地の場合の役場の防災対策。④移転時期。⑤財源などについて検討していきたいと考えております。

次に、2-(1)についてお答えします。

平成25年の春植えの苗につきましては、採苗用のほ場の確保が困難なことから、9ヘクタール分の苗については種子島から購入し、2月22日の到着分をはじめとして、3月10日までに3回供給してもらい、3月18日が最後の到着予定となっております。各自で加工する苗につきましては、1月に行いました校区ごとのさとうきび出荷説明会において、自分のほ場のよい苗を利用していただくようお願いをしてあります。また、夏植え用の苗につきましては、今のところ十分確保できる見込みであります。

次に、2-(2)についてお答えいたします。

さとうきび共済の加入率につきましては、昨年の実績が戸数比で38パーセント、加入面積比で47パーセントと低く、2年連続の不作で未加入農家はかなりの収入減となりました。そこで、今回の不作と災害を契機に、少なくとも80パーセント以上の加入目標を設定し新規加入を推進します。推進体制としましては、国の平成24年度補正で予算措置されたさとうきびの基金事業等を活用し、資料作成や推進員の雇用を行ながら推進してまいります。

最後に、2-(3)についてお答えします。

本社が鹿児島市にあることにより、時には決済待ちの状態となり、迅速に連携し取り組むことができない時もあることから、町内への本社移転については実現すれば、かなりのメリットがあるものと考えます。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） それでは、1-(1)につきまして、追加して質問申し上げたいと思います。

現在の庁舎は先ほどもございましたように、昭和42年、これはちょうど与論分校ができたときでございますが、現在築46年が経過しております。そして、やがて50年というコンクリート構造物の一応の耐用年数を迎つつありますが、全体的にスラブ、特に産業振興課あたりや教育委員会、町長室の近くとか、そこら辺のけたが非常にダウンしていること。あるいは、壁等に構造的疲労や亀裂の箇所が見受けられます。また、玄関のほうにもかなり疲労感が見られるのですが、そういう観点からこの問題を出しているのです。

庁舎の被害は人的な面もさることながら、本町の情報通信や多種多様の町政機能に影響を来すことから、新庁舎の整備は極めて複雑、そして慎重かつ急を要する事項であろうかと思われます。この件につきましては、町民もさることながら、県会議員の方々や、先般も来島されました代議士からもこの忠言がなされていることは周知のとおりでございます。

ちなみに、ちょっと紹介しておきますが、鹿児島県の新庁舎は平成5年に着工しまして、平成8年に竣工しております。これに先立ちまして、まず昭和61年に県庁内に副知事を委員長といたしまして、県庁舎整備調査委員会が設置されています。そして、昭和63年に県庁舎建設基金条例、そして6月には県議会におきまして、県議会をはじめ、そういう有識経験者等を交えました県庁舎の整備検討協議会が設置されまして、平成元年には県議会内に県議会だけでつくる県庁舎整備問題特別委員会が設置されまして、そのような経過を踏まえて、現在の鴨池に移っているのです。8月には、建設基本構想の公表をいたしまして、調査委員会から7年を経て着工に至っております。

そのようなことから、役場庁舎も町長期総合振興計画に沿って一刻も早い、検討組織のたち上げが必要かと思われます。さらに、これを受けまして議会のほうで独自の検討チームのたち上げも考えられるのではないかと考えております。

仮の話ですが、庁舎の建築を現在の位置に再築することとした場合、どうしてもいったん取り壊して造らなければいけないという状態になるのですが、こういった場合には、やはり仮庁舎を設ける必要がありまして、そうなりますと電源装置をはじめ、各種ＩＴ関係もすべてスタンバイした状態でなければ取り壊し・着工に入れないというような問題があるかと思います。

また、新たに移築した場合も新庁舎の内部機器の全面的な施設の整備、そして試運転・調整、そしてその後の職員の研修、また移転をするタイミングも、やはり正月の役場が休みのうちにこれらの移転を終えるということも十分考察し、ですから、そこら辺を考えるためには、それなりの考察の期間が必要かと思われます。

また、2点目の庁舎移転ですが、役場が移転することとなった場合、大変こらあたりのかいわいの危機意識も発生するのではないかと大変懸念されるところがありますが、そういったことが起こらないように、先ほどもありましたが、検討委員会の中でとの答弁でございましたけれども、先ほどの答弁の中にもあったのですが、さらにこの経済対策に関しましては、大変重要なことございますので、特別にまた専門のチーム編成が必要ではないかと考えますので、ひとつ御検討いただきたいと思います。

先般から石垣島、あるいは沖縄の話が出ていているのですが、この沖縄の国際通りについてちょっと見分をしたのですが、本当に以前は新都心への移転、あるいはモノレールの整備等がありまして、大変国際通りもさびれたといいますか、閑古鳥が鳴いているような状況でしたけれども、近年は大変昔よりも、以前よりは勝りまして、大変にぎわいのある元気なモールへと進化、変身、整備されております。そういった問題に関しましても、ひとつ御検討いただきましてお願いしたいと思います。

また、そういう商工部門の振興につきましては、商工観光課長、一緒に行ったのですがいかがですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 今後、大いに参考にしてまいりたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） この問題に関しましては、やはり町長もですが、副町長が県庁もそうですが、副町長がトップに立ってチームをリードしていく必要があるかと思いますが、副町長の意気込みというか、見解をひとつ、やる気を聞かせてください

い。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 今、高田議員からそういう話がありましたが、多分その委員会を立ち上げた時には私が担当するだろうということは覚悟しております。

ですから、今御指摘ありましたように、また町長から説明・答弁したように、この地域周辺の今後の活性化のことも踏まえて十分に検討を進めてまいりたいと思っております。

○2番（高田豊繁君） 町長から、強い姿勢をお聞きしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 実は、皆さんに報告しなければいけないことが1件ございます。と言いますのは、その結果が7日の日にしか結果が出なくて、きちんとした場所でという思いがあつて御連絡しなかつたのですが、茶花小学校と那間小学校の耐震調査の結果が出てまいりました。その結果、茶花小、那間小とも両方ともちょっとした補強で10年、20年は大丈夫だと、今回の耐震の調査については鹿大の教授まで交えて専門的にやってくれということで条件を付けてやつたのですが、そういう結果が出来まして、今まで私どもは茶花小か那間小を先に造らなければいけないということで、ずっと考えてきたですが、専門の調査の結果がそのように出来ましたので、考え方を改めるべきではないかということを考えております。と言いますのは、調査の結果出たのが那間小の体育館と与論小の体育館の補強をすれば、天井を補強すれば大丈夫だけれども、これは新しく造るより金がかかるという算段です。

それで、その両方から先に検討をしていくべきではないかという感が、話し合いはまだしていませんので、これは私だけの独断になるのですが、したがいまして、それからいきますと、学校自体の建設というのは、もう少し延ばしても大丈夫ではないかと耐震補強は即やるということにして、それはあまり金かかりませんので、それはもうできるだけ早く一日でも早くやりたいと思っておりますが、それができれば大丈夫だという専門家のお言葉でありますので。それを考えたとき、次にくるのが何かというと、庁舎の問題がくるのであります。先ほど申し上げましたとおり、新庁舎の検討委員会を早急に立ち上げたいと思っております。これは、私の諮問機関になりますので、副町長が中心になると思いますけれども、是非これは前から職員には言っているのですが、メンバーが一番大事だと、検討する委員会のメンバーをきちんとした形で人選をして、委員会を早急に立ち上げたいと考えております。

以上です。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） その委員会には、現在の元井総務企画課長も是非また参画できるように御配慮をお願いしたいと思います。

次に、さとうきびの振興対策についてお伺いしたいと思います。その前に、苗の供給に関しましては、大変産業振興課長をはじめ、谷山補佐の尽力も大変大きいところがありまして、今回春植えに間に合わせて、種子島のほうから苗が輸入できしたことについては大変感謝していることでございます。

その次に、さとうきび共済につきましては、先ほど答弁があったのですが、昨年のこういった大型台風の後でございますので、農家の方々もやはり加入しなくてはいけないという意識も、今のど元の熱さが過ぎないうちに、是非早急なる推進を図っていただけようお願いいたしたいと思います。町長の見解をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 台風の災害を受けた時に一番最初に考えたのが、頭に浮かんだのがこの共済加入率の問題です。

昨年も不況で、どうしてもということで、一生懸命回ってお願いしたのですが、普及員もお願いしてやったのですが、なかなか普及率が上がらないということで、非常に今も考えているのですが、ただ、この共済加入への助成ということになれば、災害を受けたのはさとうきびだけではなくて、すべてが災害を受けていますので、そう簡単な問題ではないということなのです。ですから、農業は農業災害の特殊な共済に入るということは全般的な問題になりますので、これは全町を挙げての対策を考えないと、簡単には導入できないという面もありまして、さとうきび特有の援助の仕方、さとうきび独特の災害に対しては、例えば苗が相当な金額にのぼったりしていますので、いろいろな角度からできるだけの援助はしていきたいと。また、ほかの事業についても、そういう援助は対等に、特別にそこだけということではなくて全般的にできるような総体的な考え方でやっていきたいと思っております。

その点は御理解をいただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 実は、昨年の台風で、農家あるいは一般住宅のJAさんの共済とかは抜群にこれは伸びているのです。何百件という件数が新たに契約をしているのです。ということは、やはりこれからの時代というのは、800ミリヘクトパスカルという、800台の気圧効果というのはあり得るものだという想定なのです。ですから、60メートル以上が接近してきた場合は、これがもう普通になってくるような計算なのです。今回は東京の例を見ましても、トタン屋根まで壊されて破壊されている。だから、RC（鉄筋コンクリート）造りを進めていくという気分も出てくるかと思うのですが、今のこのタイミングを使いまして、この農業共済に関し

ましても集落や公民館を巻き込んだムードが大切ですので、そこら辺のムードを上げるという、モチベーションを上げるということが一番大事だと思いますので、そこら辺のムードづくりをお願いしたいと考えます。

次に、与論島製糖株式会社の本社移転のことについてですが、先ほどの最後の答弁では本町内への本社移転を要望する考えはないかという質問に対しまして、実現すればかなりのメリットがあるものと考えますという、何かちょっと他人ごとのようなコメントに聞こえて、もっとインパクトのある答弁を期待したかったです。

それで、どうですかもう1回、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） こうして手を挙げてもう1回立ちたくて、こういう文章にしたのではありませんが、実はこのことについては、JAさんからも私どもからも何回も要請をしてございます。それができない、いまだかつて実現できないというのは、これは会社の経営面の問題があるのではないかと思って、それ以上はあまり強く踏み込めない状況であります。例えば、私どもとしては、遠回しではありますが、固定資産税は入っているのですが、事業税とかいろいろな面でのあれもありまして、大分前から町としては何とかお願いできないかということでやってきたのですが、なおあきらめずに言い続けてはいきたいと思っておりますが、実際に実現を見ていないので現状であります。これは、私どもだけではなく農協からも相当要請をしてございます。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 今のお話でございますが、企業が増えると固定資産税が増えるとか、それから事業税がもうかるといったような、そういう小さなことを言つたらいけないと思います。それを前面に出したらそれはよくないです。それはもう2次的、3次的なことですから、あくまでもさとうきびの基幹産業たるさとうきびの増産体制、そして安定した経営の確立を目指すために、是非必要だということを全面に出す必要があるのではないかと思います。

それでは、与論島製糖について触れたいと思います。昭和37年に南島開発の与論製糖工場ができまして、約51年が過ぎております。そういったことから、本当に明治あるいは大正、藩政時代には黒糖地獄、砂糖地獄というふうに、奄美群島の砂糖作農家には大変な時代がありまして、大変苦しい時代があったのです。これを一躍我々の島を本当に近代的な生活ができるように、またあるいは行きたくもいけなかつたのだが、これのおかげで島外の高等教育が受けられるような基盤ができたという意味におきましても、有村名譽町民の偉業と、そして会社のこれまでのしっかりした経営体質が、その効果が非常に高かったということで、あの煙突を見る

度に、子供のときにできたのですが、大変今でも有村社長さんをはじめ、先人の関係者の方々に大変感謝しております。

特に、川上副町長は隣に住んでおりますので、縁が深いのではないかと考えているのですが、さとうきびを取り巻く環境も大変ですが、高齢者の問題、それから低金利の問題とか、いろいろ厳しいことばかりが続いております。そういうことを解決していくためにも、生産者、会社、町、JA、そして現場が一体となって、今後対策に取り組む必要があると思いますので、本社を是非与論島へ誘致していただき、生産者と経営陣が一体となったさとうきびの振興体制をお願いしたいということで、島を挙げてお願いしていくことも必要ではないかと思います。

私は南町長のことをいろいろ紹介したいと思うのですが、過去に南町長に同行いたしました、大島運輸にうかがう機会がございました。その時は、有村勉社長さんは御存命でしたが、用事は茶花港の沖防波堤の増設、2件目の沖防波堤をつくるか否かということで運航会社としての御意見をたまわりたいということと、茶花小学校敷地のプールの代替地を含めたお願いの件でございました。そして、2回目のときは、確か大田議長さんも一緒だったかと思うのですが、与論港においてエスカレーターができるよう大島運輸へのお願いはできないかということもございまして、そういうことでお願いをしに行つたことがございました。

そうしますと、この有村勉社長は、沖防波堤は、これは鹿児島県には聞かれてはまずいのですが、沖防波堤はあまり重要ではないと、要するに遠回しに造らなくてもいいというような表現だったのです。それよりも与論町においては、この点が重要ではないかということで、自分のところにあるこのファイルを後ろから引き出されてきて、この茶花小のことについて、すぐこの問題はどうなっているかということでおっしゃいました。そういうことで、私はプールの件については、南町長がやることには何があっても協力しなければいけないから協力すると、また家屋の取り壊し処分も自分のところでやるからいいということでございました。

また、接岸のことに関しましては、これは勉社長が亡くなった後だったのですが、運行責任者が九州海運局の許可を得た後に、速やかに実行したいということでございました。その結果といたしましては、現在のとおりでございます。

特に南町長は、この茶花小のプール問題のほかにも、数多くの実績があるのですが、このプール問題については、南町長その人でなければできなかつただろうと、改めてこの場で大きく公表したいということでございます。

次に、TPP問題への賛成は、現在63パーセント以上で、反対は24パーセントしかないそうです。そして、安倍内閣の支持率は72パーセント以上で、まさに江戸から明治に移るときに黒船が来て、日本を明治維新にもつていったという待つ

たなしの状況にある中で、さとうきびの育成と今後の総合振興計画の中で、基本理念として「～元気・チャレンジ・感動～共に創ろう未来への架け橋」とうたっているのですが、是非この本格政権のうちに特段のお願いをしていただきたいと、このように思います。

この問題に関しまして、産業振興課長いかがでしょうか。ちょっと御意見をお願いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 私も残りあと2年でございますが、この部署にいる限りは頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 町長、本当に町長でなければ、この町長のコネクションでなければできないと、私は町長のそこをあえて言うのですが、町長ひとつ先ほどの簡単な4行の答弁ではなくて、もっとつっ込んだ、踏み込んだひとつ答弁をお願いします。必ずやるという。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 誠心誠意頑張ります。

[「よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり]

○町長（南 政吾君） また、御協力、御指導をよろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） それでは、私は最後に、長年にわたりまして町の職員として、行政の重要ポストである総務企画課長の職責を全うされました元井課長の今回の御勇退に対しまして、貴殿のこれまでの職務遂行能力の高さ、そして、職員、後輩職員の指導・育成に尽くされたその御功績に深甚なる感謝と敬意を表するものであります。

私は、特にあなたの思い出といったしましては、大型ため池、そして畠地かんがいをはじめ、南町長の中核的存在として、副町長不在のときも本当に一番頑張られた職員だったと思います。本当に出張も多くて、おしかりも受けただろうに、本当にこれまでよく頑張ってこられました。できますれば、私はあなたの在職中に、この庁舎問題の検討委員会は立ち上げをしていただきたかったですが、しかし、今後もまた先ほど申し上げましたとおり、あなたのひとつ卓越した識見と、豊富な経験を生かしていただいて、委員会にも御参画していただいて、立派な庁舎の建設ができれば思いますので、今後とも本町の発展のために御尽力をお願いいたしたいと思います。

次に、改めまして後でお願い申し上げますが、野田課長は、元井課長と同級生で

ございまして、大変長年福祉関係をはじめ、衛生面、衛生のときには川上さんと一緒に浄化槽の管理資格まで取得し頑張られましたが、教育委員会におきましては田中教育長のもとで大変御苦労されました。そして、職場のモチベーション向上にも尽くされております。

また、県から招へいされた池上対策官と一体となって、懸案であった滞納物件に関しましても勇猛果敢に差し押さえもなされ、税の徴収率向上に真正面から取り組んだその姿勢は見事でございました。そういうことで、今後もひとつ是非頑張っていただいて、また別の場所から町政に対する御支援をお願いいたしたいと思いますので、改めて御両名に謹んでねぎらいの労をささげたいと思います。ありがとうございます。

それでは、以上で一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（大田英勝君） 2番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、1番、林敏治君に発言を許します。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） それでは、一般質問をいたします。

1番目に、環境プロジェクトの推進対策について。パナウル王国を宣言している本町においては、花と緑のまちづくりを推進するとともに、さんご礁を再生・保存していくことが極めて肝要であります。具体的対策をどう推進しているか。

2番目に、人づくりプロジェクトの推進策について。

働く意欲と能力を持った高齢者の生きがいづくりと健康づくりのため、シルバー人材センターの設備については、今後どう推進していく考えであるかお伺いをいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず最初に1-(1)についてお答えいたします。

御承知のとおり本町においては、昭和58年に島のイメージである花とさんごをイメージとしたネーミングの「与論パナウル王国」が建国され、観光振興に大いに貢献してきたところであります。そのイメージを継続していくことは極めて肝要であります。まず、花と緑のまちづくりについてであります。平成14年3月に与論町環境総合計画（パナウル王国の環境憲法）が制定されています。それに基づき町民や観光客が島の雰囲気を楽しめるような花木などを増やし、自然と環境の意識が高まるような美しいまちづくりに努めてまいりました。

平成25年度におきましては、ちゅら島づくり費を予算計上しておりますが、各

種団体への花の苗提供や路傍植栽を実施し、町民に協力を求めながら、これまで以上に花と緑が増えていくようなまちづくりを推進してまいります。

次に、さんご礁の再生・保存についてであります、本町における海の自然環境は、さんごや熱帯魚をはじめ、生物多様性に恵まれており、未来に残さなければならぬ島の貴重な財産であります。そのようなことから、島周辺海域の汚染対策を講じることが肝要であります。その方策として、赤土流出防止対策や化学肥料の適量施肥の推進、生活排水による地下水汚染防止として、浄化槽設置整備事業を推進してまいりました。浄化槽の普及率はいまだに50パーセントに届いていませんので、引き続き普及率向上に努めてまいります。

そのほかに、さんご礁保全対策事業として、オニヒトデ駆除、数箇所の海域モニタリングによるさんご再生状況観察を実施しております。その結果といたしまして、数年前よりさんごの再生状況が改善されているところもあります。「パナ」と「ウル」、いずれも単年度でそれぞれの目標が達成するものではありません。今後多くの方々の意見を参考にして、現在実施していることを継続しながら、それぞれの目標に向かって長い取り組みを続けていきたいと思っております。

最後に、2-(1)についてお答えいたします。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、高齢者などが自主的に組織し、運営を行っていく公益法人として位置付けられております。また、高齢者が働くことを通じて追加的収入を得るとともに、健康の保持と生きがいを持ち、地域社会に貢献するという自主、自立、共同、共助の理念を基本とする会員組織であります。しかしながら、その運営に必要な財源は国や町からの補助金を主にしながら、受託作業等による非営利の事業収入や寄附金、会費などによって賄われており、財政的に行政依存度の大きい組織運営が行われるのが一般的な実態であります。御承知のように、本町は当面の間、多額の財政支出を要する先送りのできない大型ハード施設の整備、補修、建て替え事業等を年次的に予定しているところであり、脆弱な自主財源と相まって、今後の財政運営につきましてはより一層の厳しさが懸念されるところであります。したがいまして、御提案の事業実施につきましては、より慎重に判断せざるを得ないというのが現在の考え方でございますが、先進事例に関わる情報の収集や事業ニーズ等をしっかりと踏まえた上で、中長期的な行政課題としての取り組みを検討させていただきたいと存じます。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） ただいま答弁いただきましたが、パナウル王国建国30周年になりますが、昨年の相次ぐ台風の襲来によりまして、景観が悪化しております。また、海岸線の保安林や防風林など、伐採、植栽が必要であると考えておりますが、

町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そのことについては、全く御指摘のとおりであります、ヨロシマラソンに向かって、半分はある程度花木の伐採をしているのですが、これはすぐ継続してやりたいと思っております。と言いますのは、花木を枯れたままにしますと、全部枯れしていくということで、ある程度生きている部分から切っておかないと、その芽は出てこないということを聞きまして、それを即やるということで少しあつてあるのですが、それはまた継続してやりたいと思っております。防風林が一番命でございますので、防風林の再生についてはできるだけ早く取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） このことについては、毎年台風が来るという前提で計画は既に準備しておかないと、できないと思います。台風が毎年来るつもりで、そういうふた植栽も考えていただかないといけないと思っております。

それから、特に植栽については答弁の中にもありましたとおり、ちゅら島づくり費を予算計上してあるということでございます。そのことについての具体的な説明を環境課長お願いできますか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） お答えいたします。

主なものといたしまして、花木に使われます原材料費が100万円、その次に委託料134万4000円、これは委託料なのですが、平成24年度において総務企画課のほうで、地域共同の仕組みづくり促進事業というのを茶花集落に委託してやってもらったのですけれど、御存じのとおり空港から茶花市街地までの主な路傍の花壇の草取りとかをお願いしてある事業なのですが、大変効果があるということで、これをもっと広げてできないかということで委託料を計上しております。

その次に大きいのが、賃金の180万円ですが、ちゅら島づくり専属の臨時職員を配置しようと思っています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 私が聞いたかったのは、植栽ということに関して、例えば台風に強いいろいろな樹木、台風に強いヤシとかモクマオウとかいろいろあるのですが、そういうことも考えながら予算を立てているのかということでお聞きしたのです。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） 失礼いたしました。

環境課といたしましても、その時期時期に花が咲く1年草の花と、それと通年を通してさらにまた毎年いい意味で自然環境がつくれる花木、そういうものを使い分けながら、これからまた研究途中であります、そういうことを使い分けながら組み合わせて島の花と緑のまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） ここまでこういうふうにしてほかの議員の方も質問されているようですが、やはり与論というとパナウル王国ということで、日本の方々がどれだけパナウル王国というのを知っているらっしゃるのか、この30年間の間でです。そういうことをいろいろ考える時に、与論に来島するお客様からパナウル王国とはどういうことでつけたのか、あるいはパナウル王国とは何かというようないろいろと質問とかがあるものですから、私としては非常に恥ずかしいなと思ってこのような質問をしているのです。

そういうことで、ひとつ植栽については、早めにいつ頃からやるのか、早めにしていただきたいなと思います。よろしいですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） これまでヨロンマラソンに間に合わせて花木を準備したのですが、一昨日また花の苗をまきまして、連休までには使えるようにということで、花の苗のほうは準備しております。

花木のほうは、既に挿し木をしてありますが、それもすぐ移植ができるように準備ができればと思っております。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 早急にひとつお願いします。

それでは次にいきますが、サンゴ礁についてですが、サンゴ礁については2000年から島内外のボランティアダイバーにより、リーフチェック調査をしているということを聞いておりますが、その内容・状況、そしてサンゴの再生は具体的にどういうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久留満博君） 環境課におきましては、サンゴ礁保全対策ということで、サンゴのモニタリング調査を4箇所ぐらいに分けて実施しております。

この中で、このモニタリング調査は、特に町内でダイビング業を営んでいる方々にお願いしてやっているのであります、その調査報告といたしましては、先ほども町長の答弁の中にありましたように、一部の地域においては数年前よりも大分サンゴの再生状況が改善されているということで報告を受けております。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 答弁の中にもありますように、サンゴの再生をしているということですが、具体的にはどういうところで再生されているんですか。

例えば、赤崎海岸の沖とか、例えば内海なのか外海なのか、そのサンゴもどういうサンゴなのか、枝サンゴなのか、テーブルサンゴなのか、そういったことも具体的にお願いできますか。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） お答えいたします。

その再生状況であります、リーフ外の100メートルぐらいのところで、主にテーブルサンゴの小さいのが再生されているとの報告を受けております。

○議長（大田英勝君） 水道課長。

○水道課長（池田直也君） 今、町長から私のほうに説明してくださいということですで、いいですか。

〔「はいどうぞ」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 水道課長。

○水道課長（池田直也君） 今課長が言われたテーブルサンゴというのは、実際にはミドリ枝サンゴと言うのですが、それが大きくなつてテーブルになつたり、枝サンゴになつたりということですが、一番生えている場所がプリシアの沖が重点的に生えています。一部生え出しているのが、百合ヶ浜の沖、そして、立長のこの前風の強かつた伊波の沖のほうです。ちなみに海水の流れの速い所が発育・再生も早いと見ています。1998年の白化現象の後、三井造船とかの移植実験があったのですが、その場所も、茶花沖の沈船あまみが沈んでいる手前の20メートル前後の所が結構発育がいいという状況です。これは実際にダイバーの皆さんとかが、一緒に潜ったりしてデータを取っていますので、一応現況だけ説明させていただきます。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 与論島は、本当に海は世界一です。私はそう思っています。ですので、是非海を守らないといけないと思っています。これがまた観光につながるので、やはり海を大事にしないといけないなということあります。

サンゴ礁保全対策事業委託料というのが130万円もまた組まれているのです。

そういうことで、是非海のサンゴの再生をひとつよろしくお願ひいたします。

次にお伺いします。人づくりプロジェクトのシルバー人材センターについては、第5次与論町総合振興計画に掲げておりまして、高齢化が進む中で高齢者の雇用安定等に関する法律において法的に位置付けており、各市町村に1団体の設立が認められております。そういうことで、60歳以上の方々が会員となっているようで

す。県内では34のシルバー人材センターが設立されております。その主な仕事内容は、管理分野、事務分野、そしてサービス分野、そして技能分野、そして軽作業分野、環境分野、その他の分野がたくさんあるようです。そういうことで、これは是非60歳以上の高齢者の雇用ができるのではないかと私は感じております。町長の見解をお伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） このシルバー人材センターについては、だいぶ前から議論されて、私ども奄美の各地域の調査をしたりして、ずっとやってきているのですが、実際に実現していないのが現状であります。一番問題になっているのが、シルバー人材センターの高齢者の方々が、私ども与論町の場合は実際の労働力になってやっているものですから、新しいグループをつくって、それでそのグループの数の中でできるかという非常に一つ大きな問題があるのです。実際に農家では、自分の家に仕事がいっぱいあるものですから、沖永良部島でされてきたのが、一時非常にいいと言われてやったのですが、なかなか定着しないところもあるということで、どういう形であれば成功するかというので、今手間取っている形なのですが、基本的にはどうしても組織しなければならないという考え方を持っています。もうしばらく、御猶予をいただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 1番。

○1番（林 敏治君） 沖永良部も知名町、和泊町、もう既にされておりまして、会員も150人から200人ぐらいと聞いております。それで天城もやっている。徳之島もやっております。いったんその計画に乗せているのですから、是非検討をされて、これからまた与論の活性化を目指して頑張っていただきたいということで、質問をいたしました。

そういうことで、これからいろいろと厳しい状況、社会になると思いますが、皆さんには頑張っていただいて、与論町のためにみんなで頑張っていきたいと考えております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 1番、林敏治君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（大田英勝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、3月15日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げる開くことにします。

定刻まで御参集願います。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後3時31分

平成 25 年第 1 回与論町議会定例会

第 3 日

平成 25 年 3 月 15 日

平成25年第1回与論町議会定例会会議録
平成24年3月15日（金曜日）午後3時20分開議

1 議事日程（第3号）

開議の宣告

第1 議案第25号 与論町公民館・茶花地区公民館の指定管理者の指定について

第2 議案第17号 平成25年度与論町一般会計予算

第3 議案第18号 平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

第4 議案第19号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計予算

第5 議案第20号 平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

第6 議案第21号 平成25年度与論町と畜場特別会計予算

第7 議案第22号 平成25年度与論町介護保険特別会計予算

第8 議案第23号 平成25年度与論町水道事業会計予算

第9 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長）

第10 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長）

第11 発議第1号 交通事故防止に関する決議（麓才良議員ほか3人提出）

第12 発議第2号 犯罪の未然防止活動の推進に関する決議（麓才良議員ほか3人提出）

第13 発議第3号 与論中学校特別支援学級の卒業生が与論高校において教育を受けることができるようすることを求める意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）

第14 発議第4号 臨時職員の雇用管理等の改善を求める意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）

第15 議員派遣の件

第16 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君 2番 高田 豊繁君

3番 町 俊策君 4番 林 隆寿君

5番 喜山 康三君 6番 供利 泰伸君

7番 野口 靖夫君 8番 麓 才良君

9番 福地 元一郎 君

10番 大田 英勝 君

3 欠席議員 (0人)

欠員 (0人)

4 地方自治法第121条による出席者 (14人)

| | | | | | |
|--------------|------|---|--------|------|---|
| 町長 | 南政吾 | 君 | 副町長 | 川上政雄 | 君 |
| 教育長 | 田中國重 | 君 | 総務企画課長 | 元井勝彦 | 君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 佐多悦郎 | 君 | 税務課長 | 野田俊成 | 君 |
| 税務対策監兼収納対策室長 | 池上成孝 | 君 | 町民福祉課長 | 沖野一雄 | 君 |
| 環境課長 | 福地範正 | 君 | 産業振興課長 | 鬼塚寿文 | 君 |
| 商工観光課長 | 久留満博 | 君 | 建設課長 | 山下哲博 | 君 |
| 教委事務局長 | 竹沢敏明 | 君 | 水道課長 | 池田直也 | 君 |

5 議会事務局職員出席者 (2人)

事務局長 川畠義谷 君 係 長朝岡芳正 君

開議 午後3時20分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第25号 与論町公民館・茶花地区公民館の指定管理者の指定について

○議長（大田英勝君） 日程第1、議案第25号、与論町公民館・茶花地区公民館の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） よろしくお願ひします。

議案第25号、与論町公民館・茶花地区公民館の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

与論町公民館・茶花地区公民館の指定管理者制度導入に伴い、指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項及び与論町公の施設に係る指定管理者の指定手続きなどに関する条例第5条により、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第25号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、与論町公民館・茶花地区公民館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、与論町公民館・茶花地区公民館の指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第17号 平成25年度与論町一般会計予算

日程第3 議案第18号 平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

日程第4 議案第19号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第20号 平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計予算

日程第6 議案第21号 平成25年度与論町と畜場特別会計予算

日程第7 議案第22号 平成25年度与論町介護保険特別会計予算

日程第8 議案第23号 平成25年度与論町水道事業会計予算

○議長（大田英勝君） 日程第2、議案第17号「平成25年度与論町一般会計予算」

から、日程第8、議案第23号「平成25年度与論町水道事業会計予算」までの7件を、一括して議題とします。

予算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりであります。

お諮りします。

予算審査特別委員長の報告は、会議規則第41条第3項の規定によって、省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の報告は省略することに決定しました。

○議長（大田英勝君） これから、議案第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号、平成25年度与論町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

議案第17号、平成25年度与論町一般会計予算は、委員会の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、議案第17号、平成25年度与論町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。

議案第18号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成25年度与論町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。

議案第19号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計予算を

採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。

議案第20号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成25年度与論町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号、平成25年度与論町と畜場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。

議案第21号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、平成25年度与論町と畜場特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、平成25年度与論町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。

議案第22号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、平成25年度与論町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、平成25年度与論町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。

議案第23号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、平成25年度与論町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員会）

○議長（大田英勝君） 日程第9、所管事務調査報告を行います。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。8番。

○8番（麓 才良君） 総務厚生文教常任委員会の所管事務調査の御報告を申し上げます。1月30日鹿児島市で開催された議員研修会にあわせて、前日の1月29日には奄美関係の5人の県議と意見交換会を行い、1月31日は沖縄県の石垣市に渡つて、養殖漁業の取組、観光振興及び公設市場の運営について、現地調査をするとともに、海域管理のための財源を考えることを目的とした地方自治体の海洋政策に関するシンポジウムに参加をいたしました。なお、石垣市の防災対策、すぐやる課の取り組み、クレジットカードを利用した納税等については、資料をちょうだいして今後の取り組みの参考にすることといたしました。

また、今回の所管事務調査については、日程の大部分が環境経済建設常任委員会と合同で実施をいたしました。報告の中で、水産業及び観光関係については、環境経済建設常任委員長のほうで報告をいたします。

1月31日、ホテル「花と緑の宿みずほ石垣」に宿泊して、与論島観光の再生の一助にするために、民宿経営の取り組みと、与論島観光への提言といった内容で、日本トランスオーシャン（JTA）元専務で同ホテル顧問でもあった仲地宗寛氏に講話をしてもらいました。仲地氏は本町とは50年から二十数年のお付き合いがあり、50回以上も来島なされていて、今も与論島に対して愛着を持っている人でありました。また、以前にも与論島観光協会の招きで、観光の現状と課題について講話をしたこともあるとのことでございます。今回の講話を与論島に対する観光再生への提言という内容でお話をされました。与論島の現状はマーケット化の中で失

われた20年であると指定されるとともに、21世紀はネットの時代であるとして親身なアドバイスをいただきました。

次に、翌日の2月1日は、プロ野球球団のキャンプ地となっている市営球場の調査も行いました。

当日は、千葉ロッテマリーンズのキャンプの初日でもあったことから、キャンプインのセレモニーの様子も見学いたしました。石垣市長をはじめ多くの関係者が参列し、球団の来島を歓迎していましたが、JA沖縄石垣支店からは石垣牛を40キログラム提供し激励していました。

その後、野球場を管理している財団法人石垣公共施設管理公社事務局長の嘉数博仁氏に各施設の案内と説明をしていただきました。

午後からは、南の美ら花ホテルミヤヒラで開催された「地方自治体の海洋政策に関するシンポジウム－海域管理のための財源を考える」に参加いたしました。

沖縄県竹富町の主催で、後援が海洋政策研究財団（OPRF）、境界地域研究ネットワーク JAPAN（JIBSM）、日本海難防止協会（JAMS）でございます。

開会の挨拶を竹富町の川満町長が行い、基調講演を「我が国の海洋政策と海洋基本計画」について海洋政策研究財団常務理事の寺島紘士氏が、「海岸域における地方自治体の役割と法体系」について放送大学副学長來生新氏が、「地方交付税－沿岸自治体における財政需要の考え方と手法」について関西学院大学教授の小西砂千夫氏が行いました。

「沿岸・島嶼自治体はどのように海を管理すべきか」と題したパネルディスカッションが海洋政策研究財団の脇田和美氏をコーディネーターとして行われ、パネリストには、本町総務企画課長の元井勝彦氏をはじめ、長崎県対馬市長の財部能成氏、石垣市長の中山義隆氏、与那国町長の外間守吉氏と、竹富町長の川満栄長氏も意見を述べられ、会場からの質疑も活発に行われました。

このことについて本町では、「サンゴ礁域の自治体面積への算入を」ということで、平成21年4月に県離島市町村企画担当課長会において元井総務企画課長が提案をし、奄美群島広域事務組合等幹事会、奄美やんばる広域圏交流推進協議会で提案・検討がなされて、本町議会でも町施行部からの提言を受け、調査・検討を行い、平成22年2月の沖永良部・与論地区議会議員大会、平成22年5月の奄美群島議会議員大会で提案してきました。その後、徳田毅代議士、打越あかし代議士、遠山清彦代議士に陳情するとともに県議会議員との意見交換会においても訴え、その間マスコミにも一部取り上げられてきました。

今回のシンポジウムは、本町のこれまでの取り組みと合致するものであり、今後連携を図り、取組を進めていくべきだと方向性を確認したところであります。

海洋・海岸の環境保全のため、漂着ごみの整備、珊瑚礁の保全、緑化対策をはじめ、排他的経済水域（EEZ）を保全する観点からも、沖縄をはじめ各地区の離島自治体が大きな関心を寄せていることを今回のシンポジウムでは実感させられたところであります。

また、パネルディスカッションの中で、元井総務企画課長から本町のこれまでの取組がきちんと報告されたこともあって、シンポジウムの後の交流会では本町議会が所管事務調査の一環として参加していることを広く紹介してもらえたことは、今後この問題に積極的に取り組んでいけることのできるよい機会となり、動機づけになったとの意見集約したところであります。

2月2日は、帰途に際して、Jリーグ所属のプロサッカー選手向けのキャンプ使用でつくられたコートが3面あると聞き、視察してきましたが、全敷地面積は6万9,760平米あって、管理組合の従業員6人で天然芝の管理を行っているとのことでした。このサッカー場を建設するきっかけとなったのは、近くにある底原ダムを建設するために、山を削り取った跡地があったためにそこに建設する運びになったとのことであります。

今回の調査を通して、当委員会では次のことを意見として集約しましたので、報告・提言いたします。

平成25年度は、奄美復帰60周年・町制施行50周年・与論パナウル王国建国30周年・巡視船あまみ丸沈船20周年という大きな節目の年に当たることから、これまでの課題を整理して、新しい一步を踏み出してもらわなければなりません。そこで、

- 1 観光関係については、原点に立ち返り、島ぐるみで取り組んでいくこと。そのためには、今後とも関係機関及び町民に共通理解を図るように、常に心がけられること。議会としても、課題を整理し目標を定めて、率先して取り組まなければならぬと考えております。
- 2 地方自治体の海洋政策については、関係自治体・関係機関と連携を図り本町においてシンポジウムを開催するなど、積極的に取り組むこと。
- 3 石垣市の防災対策の在り方、すぐやる課の取組、クレジットカードを利用した納税については、その取組内容を参考にしながら、今後検討を重ねていくこととしております。特に本町の防災対策は、島ぐるみで各方面から取り組む必要があるので、全ての施策を計画実施するにあたっては、安心・安全な災害に強いまちづくりを進めていくとの観点から点検・確認をすること。

終わりに、本委員会としては今回の調査を踏まえて、引き続き課題を整理し調査を進めてまいります。

以上、調査の概要とそれに基づく意見・提言を申し上げ、報告といたします。

○議長（大田英勝君） これで所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

日程第10 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長）

○議長（大田英勝君） 日程第10、所管事務調査報告を行います。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。6番。

○6番（供利泰伸君） 所管事務調査の御報、環境経済建設常任委員会。

環境経済建設常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。

1 調査の目的

本町の農水産業及び商工観光業の振興を図るため、環境経済建設常任委員会においては、かねてからその実践方策等について調査・提言を行っているところであります。こうした委員会活動を行う中で、①与論の恵まれた海を生かして作り育てる漁業を振興することはできないか、②観光客の誘致対策は現在のままでいいのか、③今後どう推進すべきかといった問題意識が委員の中で高まってまいりました。

また、近年増加傾向にある本土からの修学旅行に加えて、昨年初めて沖縄県から小学生の修学旅行を受け入れることができ、新たな可能性が広がろうとしています。そこで本委員会としては、④今後の受け入れ対策についても調査する必要があるとの結論に達し、沖縄県の離島である石垣島及び竹富島の小浜島における優れた取組等について調査することになりました。

併せて、調査の最終日には、沖縄県から小学生の修学旅行誘致に功労のあつた沖縄県議会等と意見交換会の場をもち、今後の課題等を洗い出すとともに、一層の誘致を働きかけることになりました。

2 調査の概要

1月31日（木）から2月3日までの3泊4日で調査を行いました。

石垣島においては、ヤイトハタ・モズク・シャコ貝養殖の取組、民宿の経営、公設市場の運営、環境振興の取組について調査を行いました。

小浜島においては、竹富町・小浜島の観光振興の取組について調査を行いました。また、那覇市においては、沖縄県議等との意見交換会を開催し、所要の調査等も行いました。

3 ヤイトハタ・モズク・シャコ貝養殖の取組

本町出身者を父に持ち与論2世に込る池田元（はじめ）氏は、元八重山漁協理事で、現在は沖縄県指導漁業士の役職にあるが、石垣島の養殖業の第一人者でもあることから、登野城漁港に隣接した市の取組現場である魚類養殖施設等

で案内・説明を受けました。この施設は平成9年度から供用開始され、現在13経営体の生産者が養殖を行っているとのことでした。

ヤイトハタの養殖については、毎年6、7月にかけて8センチほどの種苗購入し、1年半程度の期間で1.2キログラムの大きさになるまで飼育するのだとです。出荷時期のピークは冬場で、主に漁業を通して島内外に出荷しているとのことでしたが、近年は5月に早期種苗を導入し、生産期間の短縮を試みているとのことがありました。

モズクの養殖については、全国の生産量のほとんどが沖縄県で生産されているにもかかわらず、生産量と消費量の需給バランスを欠いているため生産量の調整や取引価格の低迷といった問題に直面しているほか、離島であることから輸送コストがモズクの原価に上乗せされてしまうということもあって厳しい経営を余儀なくされているようでした。種付けの方法としましては、平成19年度までには天然採苗が主流であったそうですが、培養室が整備されるとともに拡大方法の技術指導を受けることができるようになったことに伴い、栽培種の使用が徐々に普及しつつあるとのことでした。これにより、天然母藻の生育などの環境条件に左右されることなく種付けが行えるため、養殖モズクの安定生産ができるようになったほか、収穫時の簡易選別器具が普及したことにより、異物が少なく大きさのそろった高品質なモズクの収穫が可能となり、取引価格の安定が期待されるとのことがありました。

また、シャコ貝の養殖については、現在10人近くの生産者が6種類のシャコ貝を養殖していて、ヒレジャコ、ヒレナシジャコが最も多く養殖されているものの優秀で優秀な生産者であっても魚類養殖やモズク養殖等の複合経営となっており、それ自体では生産経営の主体とはなり得ていないとのことでした。また、この2種類のシャコ貝は、ケージ式養殖が主であるが、種苗の生産数に限界があることのほかに、台風被害や天敵による食害、生産者による技術のばらつきにより生産量の伸び悩みや問題になっているとのことがありました。えさ代がかからないことは魅力であり、池田氏もリーフ内で養殖しているとのことでありました。

このほか、海ぶどうの養殖も一部行われているものの沖縄本島には出荷していないとのことでした。なお、八重山の水産業は、マグロ漁、ソディカ漁、一本釣りなどの漁船漁業、そしてヤイトハタ、クルマエビ、モズク、アオサ、海ぶどう等の養殖漁業、一般の人に漁業体験をさせたり、釣り場へ案内する観光漁業の3つが主であるとのことでした。

4 民宿の経営について

石垣市のホテル「花と緑のみずほ石垣島」に宿泊し、元トランスオーシャン航空（JTA）専務で同ホテルの顧問でもある仲地氏に民宿経営の取り組みや観光産業の動向等について1時間ほどの講話をしてもらいました。

仕事柄、仲地氏は、昭和50年から20数年間にわたって50回以上も本町を訪れており、与論観光の一部始終を熟知している立場から、次のとおり数々の示唆に富んだ提言等をいただきました。これは氏の提言です。

- (1) まずは、原点に立ち返ること。
- (2) お客様目線で全てを見直し、自分の目線でやらないこと。
- (3) 業務改善を怠らず無駄を省き効率を考えること。
- (4) 市場の調査を行いお客様のニーズを情報収集するとともに、旅行会社の商品企画の分析や売上げを分析すること。
- (5) 付加価値のある商品を造成すること。他社とのコラボレーションによる商品を企画し付加価値を付けること。
- (6) 情報発信を強化しIT技術を駆使すること。
- (7) 売りたいものを企画商品化すると売りにいかなければ売れないが、お客様の求めているものつくれば買いに来る。これが基本である。
- (8) 全ての原価を見直すこと。1円の節約は1円の利益。
- (9) 競争はますます激化するので、生き残ることもできるホテルは知恵を出し行動をしたホテルだけだと思う。

なお、同ホテルは、その名のとおり門から玄関までの間が花と緑で覆われていて、訪問者の心が癒やされるような環境づくりが大切であることを物語る施設がありました。

5 公設市場の運営について

ここは第2種大規模小売店舗として石垣市が設置した施設であります。昭和62年に竣工した延べ床面積2,448平方メートルの鉄筋コンクリート造りの3階建てで、当初は石垣市商工振興課が管理運営していたものを、平成13年度からは株式会社タウンマネージメント石垣に委託して建物の管理を行った後、平成18年度からは指定管理制度に基づいた管理運営となり、平成19年度にはまちづくり交付金事業で改修工事を実施したことあります。現在、お土産店など22店舗が出店し、特別特産品等の販売に力を入れていて、まちなか交流館ゆんたく家を軸に公共施設などをを利用して、市民や観光客が滞在できる集いや立ち寄り空間を創出したり、散策が楽しくなる観光資源の掘り起こしを行い、中心市街地の観光による活性化を促進しているとのことでした。

6 観光振興の取組について

最初に、石垣市が観光振興の一環として誘致したプロ野球・ロッテ球団のキャンプ場、市営球場に案内され説明を受けました。この中で、施設設備の整備費用等も含めてプロ野球は要求水準が高く種々厳しいものがあるが、サッカーはJリーグの所属チームであっても、そのようなことはあまりないので楽であるとの話もありました。

石垣市役所では、観光交流推進課の職員から「島ぬ美（かい）しゃ 心美（きむかい）しゃ」「自然や景観の魅力・人やその暮らしと伝統文化の魅力」を理念とする石垣市観光基本計画の概要について、スライド等を使った説明を受けました。

石垣市の観光は、（島の）魅力づくりを進めていく視点として、①アジアを結ぶ国際交流結節点としての国際観光の振興、②恵まれた自然を地域発展の源泉として守ること、③独自の文化を市民の誇りとして観光の魅力にすること、④観光資源を生かして（観光が）総合産業であることの相乗効果により地域色を活性化すること、⑤観光客と市民の交流を深めること、⑥観光を命の大切さを学ぶ世界平和の架け橋とすること、と定め、積極的に推進しているとのことありました。

また、観光旅行の現状や同行等を調査・分析して、島の（観光の）魅力づくりを進めるための方策に反映し、観光の在り方を構築しているとのことありました。

具体的な施策としまして、教育旅行、スポーツコンベンション、イベントの誘致に力を入れており、企業研修旅行やプロ野球、Jリーグ、陸上競技等のプロ・アマスポーツのキャンプ及びトライアスロン等のスポーツイベント等を誘致・開催して、賑わい効果を創出するとともに、リピーター需要を喚起しているとのことでした。

また、施策の実施主体を、①行政、②関係団体、③観光関連生産者、④諸産業分野の従事者等、⑤市民・市民団体観光客、などそれぞれの立場の人々とする一方で、行政の対応方針としては、島のリーディング産業である観光を所管課だけではなく、観光施策庁内連絡調整会などを開催して行政内部での連携を図ることで効率的な予算の配分と事業効果を高めるとともに、観光のまちづくりの合意形成を図り、観光立市推進のコーディネーター機能とマネジメント機能を担っているとのことありました。

今回の調査を通じて印象に残ったことは、石垣市の観光基本計画には計画策定の意義と目的、石垣市の現状と課題、計画の目標と方針、計画の内容、計画

の推進及び資料が網羅されているため、使い勝手がよいものになっていることと、計画の素案作成を市長が石垣市観光開発審議会に諮問し、答申に基づいて策定しているため、広く市民の理解と協力のもとに着実な推進が図られ、成果を上げていると痛感させられたことあります。

このほか、市役所では、石垣市の防災対策（地域防災計画）、すぐやる課の取組、クレジットカードを利用した納税についての貴重な資料等もいただきました。

7 竹富島・小浜島の観光振興の取組について

小浜島には夕方の船便で渡り、地元の人が経営する小規模な民宿に宿泊しました。ここでは、島の若者など住民には観光産業に対する認識や意識が高いという感じはなかったのですが、空き家がかなり目立つ一方で、島外出身者の居住比率が高く、昔の与論を思い出させるような光景・風情が残っていました。民宿も数は少なく、本来の在り方というか、素朴なつくりで営まれていて気を使うこともなく、島人と一緒に話ができる雰囲気がありました。

また、島内一角には、ゴルフ場やビーチ等の設備を管理したコテージ式の広大な高級ホテル、「星野リゾート リゾナーレ小浜島」と「はいむるぶし」があって、洗練された多機能型の施設で、ゆるやかな島時間とさとうきび畑を吹き渡る優しい風に癒やされた客層には人気があるとのことです。

しかしながら、こうした施設の利用者を除いては、島が石垣島との間を25分で運航できる高速艇で結ばれ、日帰りコースとして組み込まれているとのこともあって、観光客の多くはシュガーロード、こはぐら荘、大岳（うふだき）等の観光コースをバスで回り、その日のうちに帰るため、通過型の観光地という印象がありました。

8 沖縄県議等との意見交換会

昨年7月には、沖縄県から初めて沖縄市立越來小学校の6年生が修学旅行で当町を訪れ、長年の念願が実現しました。この実現に尽力・協力のあった二人の県議と当時の校長を招いて謝意を表すとともに、沖縄県との友好関係を一層構築して交流を促進するなど、双方の発展に資するため意見交換会及び懇親会を開催したものです。

会合の中で、平成25年度以降も小学校の修学旅行先に本町を加え、候補地として考慮願いたいと依頼したところ、それぞれの立場から沖縄と与論との交流関係、友好関係を一層強固なものにして、さらに交流を深めていくとのことで双方の発展につなげていこうとの有り難い激励等を頂戴した次第であります。

我々町議会議員も沖縄県関係者のこうした行為を肝に銘じて、かねてから沖縄県との友好関係の構築や人的交流の促進等には、率先して取り組んでいかなければならぬとの決意を新たにしたところであります。

9 まとめ

調査を終えて、本委員会としての意見を次のとおり集約しましたので、報告方々提言いたします。

- (1) モズクの養殖については、技術を確立するため、種付けの方法を現在の天然採苗方式から培養室を整備して、拡大方法の技術指導が受けられる方式に改めていくことで、その普及が図れないか検討すること。
- (2) 21世紀はネットの時代・知識の知の時代と言われ、現在は1000分の1の速さで変化していると思われる。情報発信の強化が急務であり、遅れが出来ば出るほど島も人間も厳しい時代を迎えるであろう。空気に爪を立てるという言葉があるが、情報収集には徹底して努めること。
- (3) 生産者実験から消費者主権の考え方が必要なので、お客様目線の受け入れ体制を構築し、全てお客様目線の考えに改めること。
- (4) 別の島の商品に比べて商品内容で競争に負けているのではないか。また、負けないもの作ること。とのことです。
- (5) 今後の観光は島の内容を充実することができれば、年間を通して勝負できる。
- (6) 与論島は何が売りかと考え、作り、ビジネスチャンスをつくっていく。
- (7) 春は何を売るのか、夏は何を売るのか、秋は何を売るのか、冬は何を売るのかと考え、考えていけばアイデアは出ることです。
- (8) 夏場が勝負なら、夏にどう稼ぐか考えること。
- (9) さんごの花畠をつくること。
- (10) 将来のある子供たちに夏休みを利用して、教育委員会や学校も含めて、島の宝探しをさせた後、全町民も含めて新たな観光資源をつくり上げる。それを与論島の売りにすること。
- (11) 「笑顔の島・ヨロン島・ヨロン島では幸せが探せる、幸せを見つけられる。」そういう島ということと、内外にPRし、実際にそうした島づくりを進めていくことも一つの方策である。
- (12) 唯一生き残るのは変化できる者。人間なかなか変わらないが、変わらないと新しい時代には生きていけない。
- (13) 島に運命はない。職員の一つ一つの積み重ねが与論島の運命をつくっていく。

ここが一番大事です。

(14)魚の目を持つこと。どんな変化、水が汚れていても、波でも泳いでいることがあります

(15)鳥の目を持つこと。高い所から全体を見る客観的な目のことあります。

(16)蟻の目を持つこと。蟻の目を持って、一生懸命に考え働く目のことのことです。

以上、調査の概要とそれに基づく意見・提言等を申し上げ報告といたします。
長々ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） これで所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

日程第11 発議第1号 交通事故防止に関する決議

○議長（大田英勝君） 日程第11、発議第1号「交通事故防止に関する決議」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

○8番（麓 才良君） 発議第1号。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、供利泰信。同じく与論町議会議員、喜山康三、同じく与論町議会議員、野口靖夫。

交通事故防止に関する決議の議案を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

交通事故を防止することは、町民全ての願いであり、町民が安全で安心して暮らせる地域社会をつくるためには、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践など、交通安全意識の高揚を図ることが必要です。よって、交通事故防止に関する決議を行うものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号「交通事故防止に関する決議」を、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、発議第1号「交通事故防止に関する決議」は、決議することに決定しました。

-----○-----

日程第12 発議第2号 犯罪の未然防止活動の推進に関する決議

○議長（大田英勝君） 日程第12、発議第2号「犯罪の未然防止活動の推進に関する決議」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

○8番（麓 才良君） 発議第2号。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、供利泰信。同じく与論町議会議員、喜山康三。同じく与論町議会議員、野口靖夫。

犯罪の未然防止活動の推進に関する決議の議案を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

犯罪を未然に防止し、町民が安心して暮らせる地域社会をつくるため、広報啓発活動を進め、犯罪意識を高めていくことが必要であります。よって、犯罪の未然防止活動の推進に関する決議を行うものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号「犯罪の未然防止活動の推進に関する決議」を、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、発議第2号「犯罪の未然防止活動の推進に関する決議」は、決議することに決定しました。

-----○-----

日程第13 発議第3号 与論中学校特別支援学級の卒業生が与論高校において教育を受けることができるようになることを求める意見書の提出について

○議長（大田英勝君） 日程第13、発議第3号「与論中学校特別支援学級の卒業生が与論高校において教育を受けることができるようになることを求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

○8番（麓 才良君） 発議第3号。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、供利泰信。同じく賛成者、与論町議会議員、喜山康三。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。

中学校特別支援学級の卒業生が与論高校において教育を受けることができるようになることを求める意見書の議案を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

障害のある生徒の人権と個性を尊重し、本人や家族の意に沿って与論中学校特別

支援学級の卒業生が与論高校において教育を受けられるように教育の内容や方法の改善が急務であります。相互に人格と個性を尊重し合い、安心して暮らせる共生社会を実現するため関係機関に意見書を提出しようとするものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号「与論中学校特別支援学級の卒業生が与論高校において教育を受けることができるようすることを求める意見書の提出について」を、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号「与論中学校特別支援学級の卒業生が与論高校において教育を受けることができるようすることを求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 発議第4号 臨時職員の雇用管理等の改善を求める意見書の提出について

○議長（大田英勝君） 日程第14、発議第4号「臨時職員の雇用管理等の改善を求める

る意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

○8番（麓 才良君） 発議第4号。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、供利泰信。賛成者、与論町議会議員、喜山康三。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。

臨時職員の雇用管理等の改善を求める意見書、与論町議会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

本町の役場の業務は臨時職員に大きく依存しており、その待遇の改善や人事交流については、かねてより議会において論議がなされてきました。このたび、その適切な対策を講ずるべく、意見書を提出するものでございます。

臨時職員の雇用管理等の改善を求める意見書。

本町の職員構成は、正職員よりも臨時職員の数が多くなり、役場の業務は臨時職員の就労に大きく依存している実情にある。こうした現状は、国・県からの行政改革の要請に答えて職員定数を削減し行政のスリム化を図ったことや行政の情報化の推進等によることも一因であるが、他方においては近年行政サービスが多様化・高度化したことに伴って、業務量も増大したため、臨時職員を増やして対応せざるを得ない状況となったものである。

また、緊急雇用対策事業を導入して、地域経済の活性化等を図ったことにより新たに雇用された臨時職員が事業完了後も引き続き雇用されている事例が一部には見受けられる。

しかしながら、今後とも住民福祉の向上や町勢の発展を図っていくためには行政を円滑に推進する必要があることから、臨時職員の削減も難しいのではないかと思われる。

臨時職員を取り巻く環境はこのような状況にあるが、その賃金については職務内容を精査した上で、JAや近隣町村等の実例を参考にして一定の見直しを行う必要があると思われる。

また、臨時職についても、資質の向上を図るとともに豊富な経験等を重ねていくことが職員全体の連携を緊密にしていく上で重要であることから、一定の期間で就労部署の配置替えを行うことが望ましいと考える。

さらに、与論島観光協会、町社会福祉協議会、沖永良部・与論地区広域事務組合等の臨時職員についても、庁内の臨時職員との人事交流を促進することで能力の開発や組織の活性化にもつながり、職場のモチベーションも高まるものと思われる。

よって、町におかれては、住民サービスの向上と職員の不公平感の解消などの見

地からも、下記の事項について適切な改善措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 臨時職員の賃金の見直しを促進すること。
- 2 臨時職員の定期的な人事異動を行うこと。
- 3 町が運営費等の補助を行っている外郭団体との人事交流を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月15日、与論町議会議長 大田英勝、与論町長 南政吾殿。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号「臨時職員の雇用管理等の改善を求める意見書の提出について」を、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号「臨時職員の雇用管理等の改善を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議員派遣の件

○議長（大田英勝君）　日程第15号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第16　閉会中の継続審査・調査について

○議長（大田英勝君）　日程第16、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報・議会運営委員会の各委員長から、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君）　これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年度第1回与論町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

閉会　午後4時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 町俊策

与論町議会議員 供利泰伸